

あ げ お 環 境 白 書
ト ピ ッ ク ス 編

第2号 ごみ減量・リサイクル推進

目 次

1、 概 要	1
2、 地域リサイクルと庁内リサイクル	
(1)地域リサイクル事業	2
(2)庁内リサイクル事業	3
(3)【上尾市地域リサイクル】の流れ	4
(4)上尾市地域リサイクル事業 回収量の実績	5
(5)地域リサイクル（集団回収）の手引き	6
3、 し尿汲み取り	8
4、 畜犬登録	9
5、 「日常生活の身近な問題」の苦情処理件数	10
6、 第5回上尾市環境推進大会	11
7、 資 料	
(1)上尾市環境基本計画 施策体系「ごみ減量・リサイクルの推進」	13
(2)上尾市地域リサイクル事業報償交付要綱	15
(3)上尾市家庭用生ゴミ処理容器等購入費補助金交付要綱	19
(4)上尾市環境美化推進員設置要綱	21
(5)上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例	23
(6)上尾市環境推進協議会会則	25

1、 概 要

「上尾市環境基本計画」は、市、市民、事業者が一体となり、環境の保全と創造の基本的方向を示すものとして、平成10年3月に策定しました。

本市は、この計画の「市が推進すべき施策の展開方針・事業」に沿って、環境の保全と創造に取り組むとともに、計画の実施状況を「あげお環境白書」としてまとめ、平成11年度（平成12年3月発行）より発行してきました。

なお、平成13年度（平成14年3月発行）からは、「資料編」として、「上尾市環境基本計画」の第6章 施策体系の大項目「清らかで安全なまちに」より中項目「公害のないまち」を対象としました。

今後は、これに加えて、その他の計画の実施状況をまとめた「トピックス編」を発行します。平成15年度は第1号として、「上尾市環境基本計画」の第6章 施策体系の大項目「清らかで安全なまちに」の小項目「ごみ散乱対策の強化」について報告しました。

平成16年度版は第2号として、大項目「次世代のあげおのために」の小項目「ごみ減量・リサイクルの推進」について報告します。

○ ごみ減量・リサイクルの推進「市が推進すべき施策の展開方針・事業」

(1) 資源回収を全市的に実施し、リサイクル活動団体や資源回収業者に対する支援を行います。

(2) 市民や事業者の自主的なリサイクルの取組に対して支援します。

『(1)～(2) 地域リサイクルの中で実施』

(3) 生ごみの堆肥化機器の購入に対する助成などを行います。

(上尾市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助を実施)

(4) 製造・販売事業者に、製品の分別方法及び資源化方法の表示を要請します。

(5) リサイクルセンターを整備し、ストックヤードを拡大します。

(6) 堆肥化事業を進め、公共施設から出る生ごみのリサイクルシステムを確立します。

『(4)～(6)については、未整備』

2、地域リサイクルと市内リサイクル

地域リサイクル事業

資源の再利用の推進、ごみ減量及び生活環境の保全を図る目的で、資源ごみの回収を行う団体に対して地域リサイクル事業報償金を交付している。

事業開始：平成2年4月～

回収品目：8品目

(新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・ボロ・鉄・アルミ・カレット)

※団体によっては新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・ボロの5品目

登録団体数：118団体(平成15年度)

団体の要件：自治会、子供会その他市民で構成する営利を目的としない団体

団体への支援：新聞、雑誌、ダンボールの回収量に応じて3円/kgの報償金
(平成15年度現在)

【参考】

区 分	交付団体数	重 量	報償金交付額
H12年度(上期)	93団体	1,333,269 kg	3,995,600 円
H12年度(下期)	95団体	1,465,650 kg	4,392,600 円
H13年度(上期)	97団体	1,545,410 kg	4,632,100 円
H13年度(下期)	102団体	1,557,790 kg	4,668,800 円
H14年度(上期)	104団体	1,553,060 kg	4,654,200 円
H14年度(下期)	105団体	1,562,690 kg	4,683,300 円
H15年度(上期)	104団体	1,755,680 kg	5,262,300 円
H15年度(下期)	106団体	1,853,580 kg	5,556,000 円

集団回収のメリット

- ・ 資源が大量に効率よく集まる
- ・ リサイクルの意識が高まる
- ・ 省資源、環境美化につながる
- ・ 地域のコミュニケーションが深まる

庁内リサイクル事業

事業開始：平成2年10月～

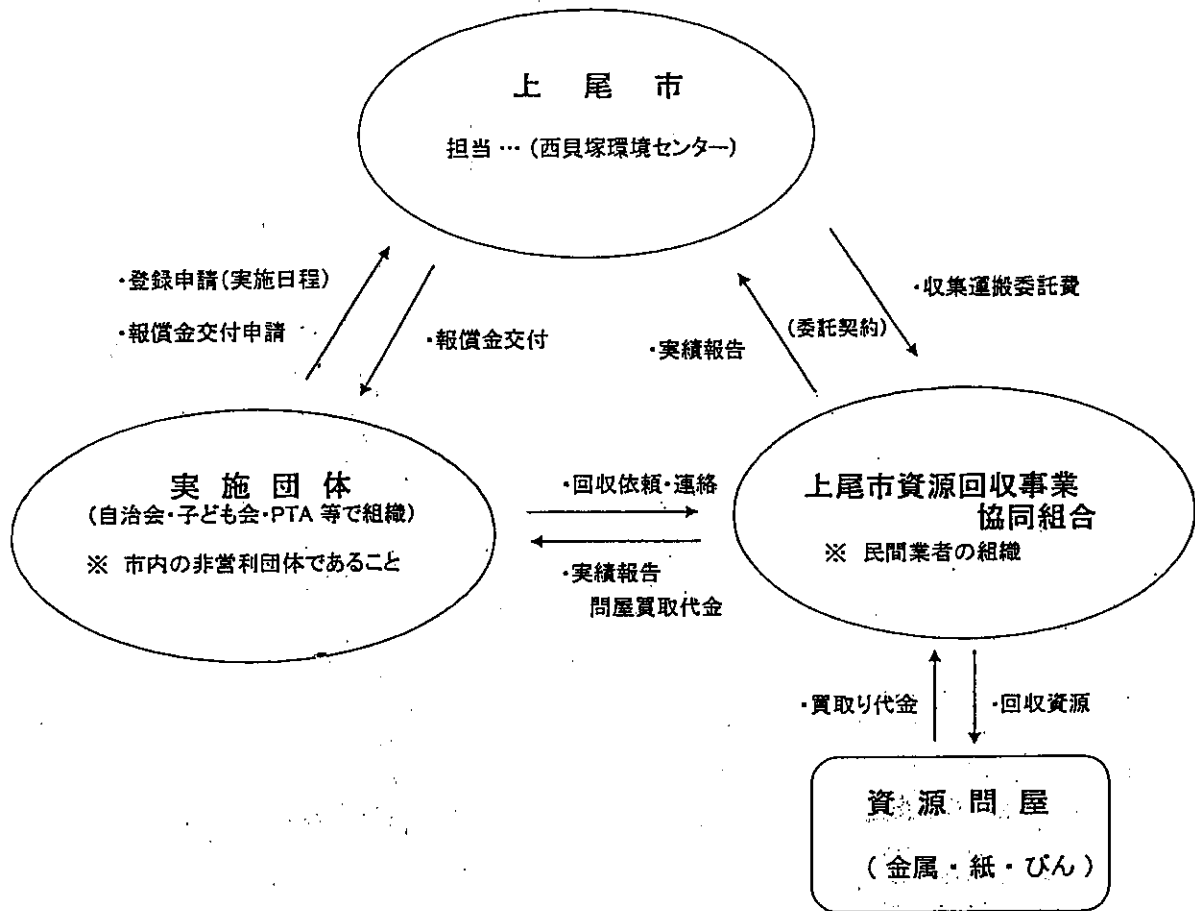
回収品目：新聞、雑誌、ダンボール

回収場所：本庁舎、水道部、消防本署

対象部署：すべての部署（出先機関は近い回収場所に搬入する。）



【上尾市 地域リサイクル】の流れ



(実施団体の役割)

- ① 市へ団体登録申請書を提出する。
- ② 上尾市資源回収組合に回収依頼・連絡調整を行う。
- ③ 決定した実施内容を市に報告する。
- ④ 回収を実施する。

上尾市資源回収事業協同組合から回収資源の資源問屋への売却代金を受け取る。(実施の都度)

- ⑤ 市に報償金交付申請書を提出する。(年2回)
- ⑥ 市から新聞、雑誌、段ボールの回収量に応じた報償金を受け取る。(年2回)

上尾市 地域リサイクル事業 回収量の実績 (年度・品目別)

H15年度	鉄	アルミ	新聞紙	雑誌	段ボール	飲料用紙パック	ポロ布	ガラス瓶	8品目以外 (伊・鉄・金・資源)
重量の構成比率	17%	2%	30%	21%	14%	1%	4%	10%	0%
順位	3	7	1	2	4	9	6	5	10
区分	鉄 (kg)	アルミ (kg)	新聞紙 (kg)	雑誌 (kg)	段ボール (kg)	飲料用紙パック (kg)	ポロ布 (kg)	びん (kg)	その他 銅・真鍮 ステンレス等 (kg)
平成15年度	943,411	95,205	1,714,055	1,213,160	820,165	54,160	237,184	560,581	64,142
14	734,387	84,319	1,577,130	992,180	563,060	51,070	191,451	427,108	58,983
13	656,709	73,660	1,615,100	1,020,000	489,860	50,552	187,443	401,667	61,562
12	616,906	67,688	1,451,870	950,460	455,769	53,123	147,010	370,168	58,952
11	587,898	65,933	1,482,080	953,550	432,520	50,054	152,875	377,256	69,192
10	537,305	64,796	1,686,750	1,044,920	416,690	44,960	161,335	405,908	79,029
9	498,389	61,137	1,750,050	1,012,010	449,340	41,584	152,476	438,646	85,112
8	668,547	58,491	1,496,790	899,360	383,090	39,383	146,550	400,877	81,054
7	980,175	55,100	1,480,064	1,000,270	386,300	47,329	159,078	358,399	81,808
6	699,038	45,022	1,283,650	817,545	333,943	49,763	125,702	288,223	73,935
5	405,751	28,677	1,145,460	684,170	241,190	46,009	151,863	204,325	67,700
4	677,182	25,622	920,475	469,860	168,050	31,264	114,795	193,016	71,640
3	204,517	24,236	728,911	321,475	112,572	20,561	83,326	523,712	
平成2 (開始)	229,374	2,934	466,940	71,940	88,470	3,135	39,760	58,842	

※重量計欄は、生きびん=0.5kgに換算

※ ガラス瓶のリサイクル { ● リターナブルびん …… 牛乳・ジュース・コーラ・ビール・一升びんなどのように、回収された空きびんを洗浄して再使用する。
● ワンウェイびん …… ドリンク剤・調味料びんなどのように、再利用しない使い捨てのびん。→ 再資源化される。

地域リサイクル（集団回収）の手引き

皆さんもリサイクル活動を通じてごみのこと、環境のことを考えてみませんか。

市では、市民の皆さんのリサイクルに対する意識を高め、資源の有効利用を促進するため、地域リサイクル（集団回収）活動を自主的に行っている団体に対して支援を行っており、平成 15 年度は 118 団体が活動しています。

地域リサイクル活動とは？

自治会、子供会、PTA 等の団体が地域の自主的活動として、紙類・金属類・布類等の資源として活用できるものを、各家庭の協力を得ながら、決められた日、決められた場所に集めて、回収業者に引き渡すまでの活動を「地域リサイクル（集団回収）活動」といいます。

地域リサイクルのメリットは？

- ・ リサイクルの意識が高まる。
- ・ 資源物が効率よく集まる。
- ・ 地域のコミュニケーションが深まる。
- ・ 地域活動に収益金を活用できる。

どのような支援をしてもらえるの？

- ① 新聞・雑誌・段ボールの回収量に応じて報償金を実施団体に支給します。

報償金の額＝新聞・雑誌・段ボールの回収量(kg)×3 円

- ② 回収業者の運搬費用は市が負担します。

対象となる団体は？

対象となる団体は、自主的に資源物の集団回収を実施する営利を目的としない市民団体で、回収を定期的に行うことができる団体です。

〈例〉自治会、町内会、PTA、子供会など

回収品目は？

回収は次の 8 品目又は 5 品目で実施していただきます。

- ① 8 品目……紙 類(新聞紙・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・ボロ布)
金属類(アルミ・スチール・カレット)

- ② 5 品目……紙 類(新聞紙・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・ボロ布)のみ

どのように実施していけばいいの？

地域リサイクル（集団回収）は、次の手順で実施していきます。

①団体登録

実施年度の4月中に市に団体登録をしてください。「実施団体登録申請書」は西貝塚環境センター管理課に用意してありますので、必要事項に記入・捺印のうえ提出してください。

※ 5月以降であっても可能な限り受付しておりますので、ご相談ください。

②回収業者と打合せ

資源物の回収は上尾市資源回収組合加盟の回収業者（別表参照）が行います。団体登録後に回収業者を指定しますので、回収業者と実施日時・回収場所・回収方法などについて打ち合わせをします。

③実施内容の報告

具体的な実施内容が決定したら西貝塚環境センター管理課に報告します。なお、後日内容に変更があった場合は、その都度ご連絡ください。

④回収の実施

回覧・チラシなどで実施の日時・場所・品目等を事前に対象となる地域住民にお知らせした上で、回収を実施します。集められた資源物の売上金は「業務報告書」（実施団体、上尾資源組合、市保管用の3部複写）とともに各団体に直接支払われます。受け渡しの方法などは業者と直接協議してください。

⑤報償金交付申請書の提出

報償金は年2回（前期4～9月分、後期10～3月分）交付されます。報償金の支給対象団体には「報償金交付申請書」を送付しますので、指定期限までに提出してください。

支給は銀行・信用金庫（郵便局は不可）の指定口座に振込いたしますが、個人名義の口座には振込みできませんので、必ず実施団体名義の口座を指定してください。

⑥報償金の受取り

「報償金交付申請書」の内容及び実施状況を審査したうえで、「報償金交付決定通知書」を各対象団体に送付します。報償金は「報償金交付申請書」で指定された口座に振込まれます。

3、し尿汲み取り

し尿汲み取りについては、平成3年6月1日より下記料金で行っております。
平成13年度より納付書を作成し、平成15年度より口座振替を実施いたしました。料金については、下記のとおりです。

区 分		料 金
月 額	世帯割	450円
	人員割	270円
従量制（36リットルにつき）		270円
改良便層（無臭トイレ）加算額		330円（世帯割に加算）

*従量制は、事業所その他多数の者が利用する施設に適用する料金です。

世帯割	1世帯	450円
人員割	1人につき	270円

<計算例> 1ヶ月1世帯4人の場合
人員割 家族数

世帯割450円+（270円×4人）=1,530円

*改良便槽の場合、1,530円+330円=1,860円

改良便槽とは、貯留槽と汲取り槽を組み合わせた便槽を言います

《し尿収集運搬委託業者》

市が一般廃棄物収集運搬の許可を出している業者の中からし尿収集運搬委託先を決定しています。

地区により委託業者が異なります。

詳しくは環境対策課までお問い合わせ下さい。

環境対策課 048-775-6940（直通）

4、畜犬登録

狂犬病予防法では、犬の登録は生涯1回、狂犬病予防注射は毎年1回行うことが義務づけられています。

登録されていない犬を新たに飼い始めた場合は（子犬は生後91日になったら）、30日以内に登録しなければなりません。

また、犬が迷子になったときに番号から飼主を調べることができますので、鑑札、狂犬病予防注射済票は、必ず犬の首輪につけて下さい。

○犬の飼主のご協力を

公園、道路など公共の場所や他人の土地、建物などをフンで汚したり、異常な鳴き声、悪臭、毛等により近隣に迷惑をかけたたりすることは禁止されています。

犬は綱や鎖でつなぐか、さくやおりなどの囲いの中で飼わなければいけません。また、敷地内での放し飼いに危険性がある場合や、犬を離しての散歩も行ってはいけません。

☆このような場合は環境対策課に届出をして下さい。

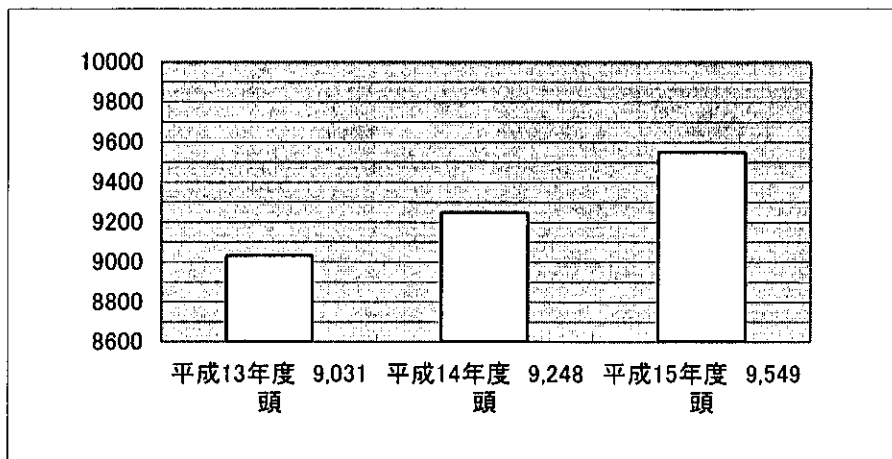
- ・犬の所有者が変わったとき
 - ・犬の所在地が変わったとき
 - ・飼主の住所が変わったとき
- 犬の登録事項変更届出書

※市外から犬を連れて転入した場合は、環境対策課へ届出が必要ですが、市内から市外へ転出した場合は、転出先の自治体へ届け出てください。

- ・犬が死亡した場合 → 死亡届

環境対策課 048-775-6940（直通）

年度別犬の登録頭数



5、「日常生活の身近な問題」の苦情処理件数

環境に関する苦情の中で、騒音、振動、悪臭などの典型7公害と呼ばれるものの他、日常の生活でより身近な問題に対するものがあります。それらの苦情件数は下記の通りです。

雑草 …………… 空き地の雑草が茂り、虫が大量に発生することがあります。また、冬には雑草が枯れて、タバコの投げ捨てにより火災に発展するおそれがあります。

害虫 …………… 害虫の発生のほか、道路側溝から蚊が大量に発生する等の苦情が寄せられます。

犬、猫 …………… 「犬の鳴き声がうるさい」、「犬を放し飼いにしている」、「猫を何匹も飼っていて、フンをあちこちにする。」など、ペットを飼う上でのマナーについての苦情が増加しています。

※犬のフンの放置を抑制する為に、市ではフン放置禁止の啓発看板を作成し配布しています。

ゴミ …………… 不法投棄やゴミの出し方についての苦情です。不法投棄物は、投棄現場の土地の所有者の責任で処理することが原則です。

悪臭 …………… 工場や事業場を発生源とする典型7公害の悪臭とは違い、ゴミやペットのフンなどについてのものです。

平成13年度 196件

雑草	害虫	犬、猫	ゴミ	悪臭	その他
100件	23件	23件	11件	3件	36件

平成14年度 212件

雑草	害虫	犬、猫	ゴミ	悪臭	その他
119件	19件	28件	5件	4件	37件

平成15年度 213件

雑草	害虫	犬、猫	ゴミ	悪臭	その他
127件	32件	21件	12件	3件	18件

6、第5回上尾市環境推進大会

市と上尾市環境推進協議会（※）は、環境保全意識の啓発を目的に、平成12年度より上尾市環境推進大会を開催しています。平成16年度は、以下のとおり実施しました。

- 開催日 平成17年2月19日（土）午前10時～12時
- 会場 上尾市文化センター小ホール
- 内容 ①第4回上尾環境賞授賞式及び活動報告
【受賞者】上尾市立南中学校生徒会
②講演会「地球環境（温暖化）問題と日本のごみ問題」
（講師 立正大学教授 田口正己氏）
③ごみ散乱防止等の環境美化啓発ポスター優秀作品の表彰式

※ ごみ散乱防止等の環境美化啓発ポスター作品の展示
（5階501講座室）

- 参加者 約90人

ごみ散乱防止等の環境美化啓発ポスター

市では、平成11年3月30日に「上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例」を制定し、それに基づいた環境美事業を行っています。その一環として、平成16年12月に小中学生を対象にポイ捨て防止を呼びかけるポスターの募集を行いました。応募された作品（69点）は、平成17年2月19日に開催された環境推進大会の会場に展示し、優秀な作品（8点）には賞を設け、同大会において表彰しました。

※ 上尾市環境推進協議会

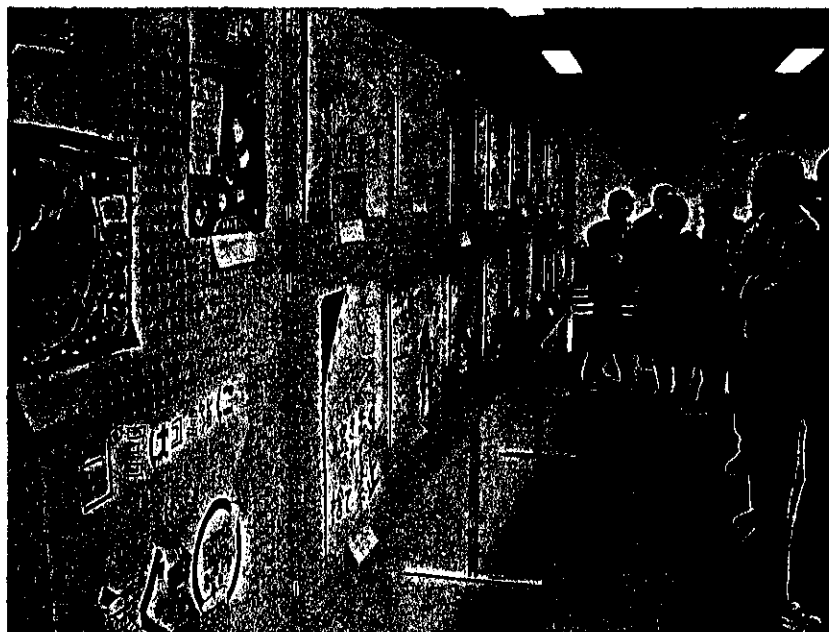
環境の保全と創造に関し、会員が相互に連携を図りながら協働して取組むことにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる循環型社会の構築を目指すことを目的として、「上尾市環境推進協議会」平成12年11月に設立された。

○ 事業内容

- ① 会員がそれぞれの役割や能力に応じて、自主的な取組みを行うための事業に関する事。
- ② 環境の保全と創造に関し、会員が協働して取組むための事業に関する事。
- ③ 環境問題の普及啓発に関する事。
- ④ 環境情報の提供に関する事。
- ⑤ その他、目的達成のために必要な事業に関する事。

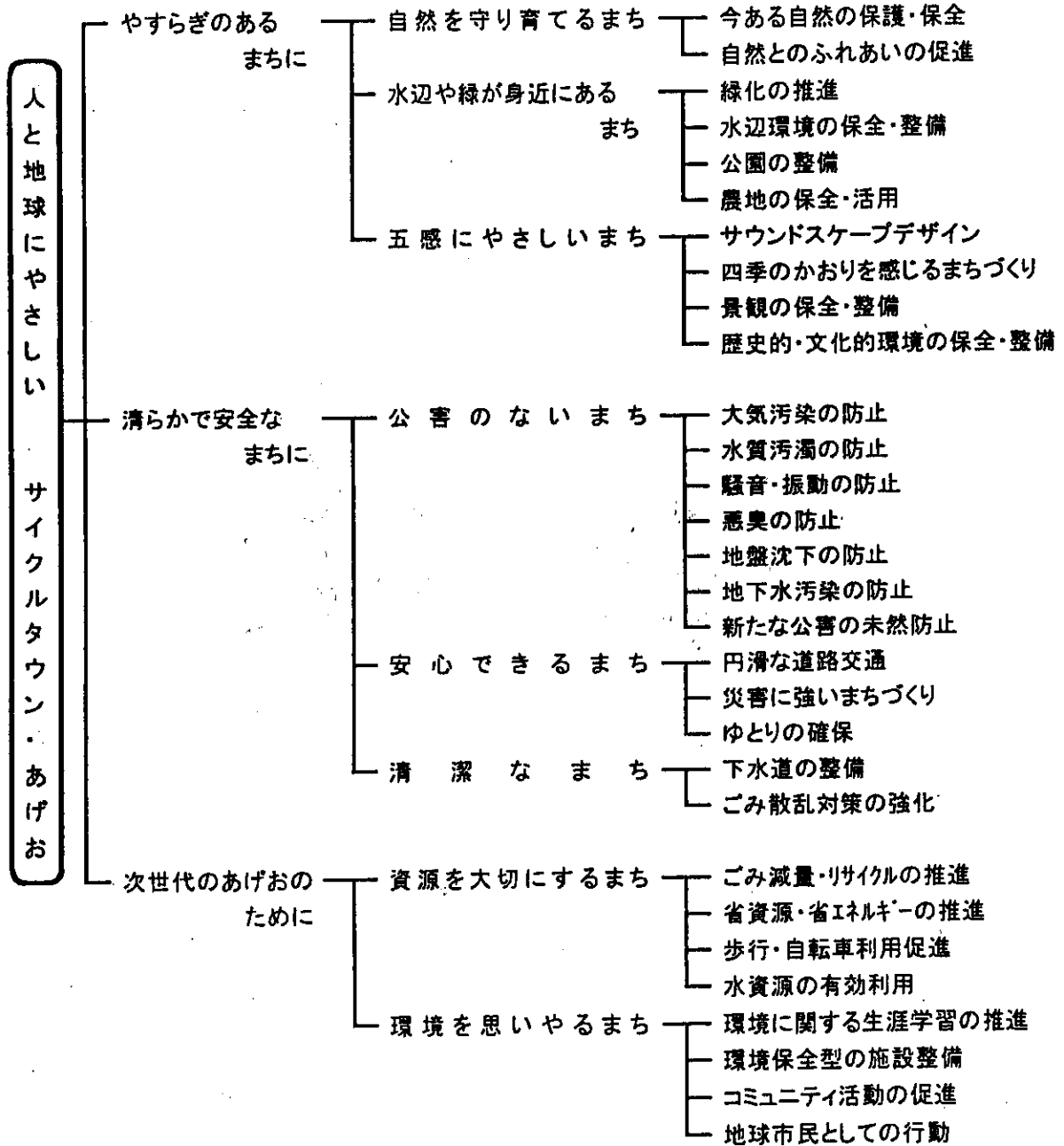
○ 会 員（平成17年3月31日現在）

市民団体	26団体
企業・事業所	35団体
有識者	2名



7 資料

(1) 上尾市環境基本計画 第6章 施策体系



次世代のあげおのために

■資源を大切にすまち

○ごみ減量・リサイクルの推進

生産－流通－販売－消費の各ステージにおいてごみの減量化を図るため、過剰包装や広告紙等の抑制、生ごみの堆肥化促進等の発生量抑制対策を推進します。さらに市民や事業者とともに効率的なリサイクルシステムを構築し、資源化物の分別回収、リサイクル活動団体の育成、資源回収業者への支援等を積極的に行います。また、ダイオキシンの発生源となるような塩化ビニール製品等のごみの発生量をできる限り抑制するよう、市、市民、事業者がそれぞれの立場で努力を行います。

< 市 >

- ・資源回収を全市的に実施し、リサイクル活動団体や資源回収業者に対する支援を行います。
- ・市民や事業者の自主的なリサイクルの取組に対して支援します。
- ・生ごみの堆肥化機器の購入に対する助成などを行います。
- ・製造・販売事業者に、製品の分別方法及び資源化方法の表示を要請します。
- ・リサイクルセンターを整備し、ストックヤードを拡大します。
- ・堆肥化事業を進め、公共施設から出る生ごみのリサイクルシステムを確立します。

< 市民 >

- ・地域における資源回収活動、スーパーでの牛乳パックやプラスチックトレイの回収などに積極的に参加します。
- ・長期間利用できる製品や再生・再利用が可能な製品を積極的に利用します。
- ・過剰包装を断るなど、ごみとなるものを持ち帰らないようにします。
- ・生ごみは堆肥化するなど、環境への負荷の低減に努めます。
- ・ダイオキシンの発生源となるような製品の購入・使用を抑えます。

< 事業者 >

- ・長期間利用できる製品や再生・再利用が可能な製品を積極的に製造・利用します。
- ・販売方法を工夫し、梱包材や包装紙、
▼スーパーにて、
「袋はいりません。持ってきましたから。」
広告紙などの削減に努めます。
- ・製品の分別方法及び資源化方法を表示
します。
- ・ダイオキシンの発生源となるような製
品の製造・購入・使用を抑えます。



○上尾市地域リサイクル事業報償金交付要綱

平成10年10月20日
市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市民の日常生活から排出される一般廃棄物のうち再生利用することのできる資源ごみを回収する事業(以下「地域リサイクル事業」という。)を行う団体に対し、地域リサイクル事業報償金(以下「報償金」という。)を交付することにより、資源の再利用の推進、ごみの減量及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「資源ごみ」とは、一般廃棄物のうち資源として再生利用することのできる新聞、雑誌及び段ボールをいう。

(交付対象団体の要件)

第3条 報償金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、自治会、子ども会その他の市内に住所を有する者で組織された営利を目的としない団体でなければ、これを受けることはできない。

(登録)

第4条 前条第1項の登録を受けようとする団体は、毎年度4月30日までに、地域リサイクル事業実施団体登録申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、4月30日を経過した後においても、なお、申請書を提出することができる。

2 市長は、前項に規定する申請を行った団体が前条第2項の規定に該当すると認めるときは、当該団体を地域リサイクル事業の実施団体として登録し、地域リサイクル事業実施団体登録決定通知書(第2号様式)により当該申請を行った団体に通知するものとする。

3 前項の規定による登録の有効期限は、登録の日の属する年度の3月31日までとする。

(資源ごみの引渡し)

第5条 市長は、地域リサイクル事業の円滑な実施を図るため、あらかじめ、資源ごみを適切に処理する業者を指定するものとする。

2 前条第2項の規定による登録を受けて地域リサイクル事業を実施する団体(以下「実施団体」という。)は、その回収した資源ごみを前項の業者に引き渡さなければならない。

(報償金の額)

第6条 報償金の額は、実施団体が回収し、前条第1項の業者に引き渡した資源ごみの総重

量に、1キログラムにつき3円を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額は切り捨てるものとし、当該額が100円未満であるときは報償金は交付しないものとする。

(交付の申請)

第7条 実施団体は、報償金の交付を受けようとするときは、地域リサイクル事業報償金交付申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(報償金の交付)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査した上で報償金の交付の可否及び交付額を決定し、速やかに地域リサイクル事業報償金交付決定(却下)通知書(第4号様式)により、当該申請を行った実施団体に通知するものとする。

2 前項の場合において、報償金を交付すべきものと決定したときは、市は、速やかに報償金を交付するものとする。

(届出)

第9条 実施団体は、当該登録に係る申請事項に変更(市長の定める軽微な変更を除く。)が生じたとき、又は地域リサイクル事業を休止しようとするときは、速やかに、地域リサイクル事業登録事項変更・休止届出書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第10条 市長は、第4条第2項の規定による登録を受けた団体が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により登録を受けたとき。
- (2) その他地域リサイクル事業に関し不正又は不誠実な行為を行ったとき。

(報償金の返還等)

第11条 市長は、報償金の交付を受けた実施団体が次の各号のいずれかに該当するときは、報償金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により報償金の交付を受けたとき。
 - (2) その他不相当と認められる行為を行ったとき。
- 2 市長は、前項の規定により報償金の交付の決定を取り消した場合において、既に報償金が交付されているときは、期限を定めて報償金の全部又は一部を返還させることができる。

(助言及び指導)

第12条 市長は、この要綱の目的を達成するため、実施団体に対して必要な助言及び指導を行うことができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、報償金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)


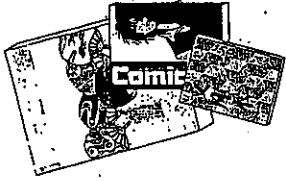
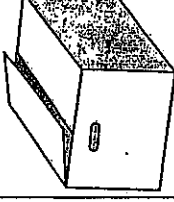
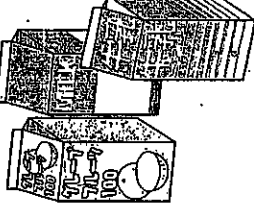
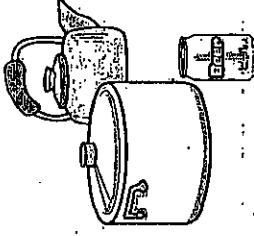
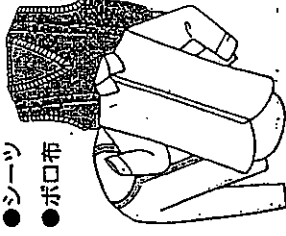
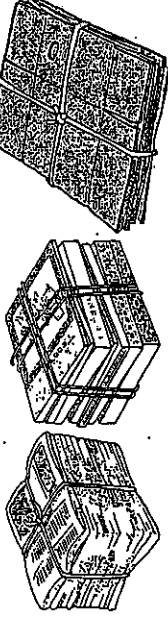
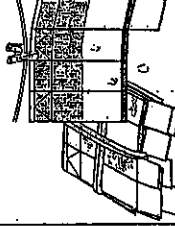
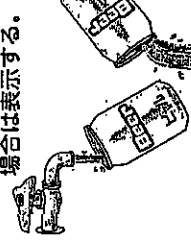

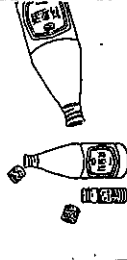
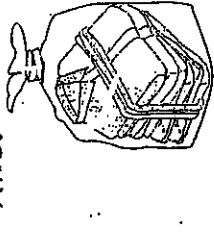
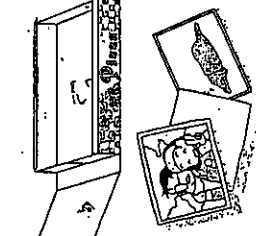
- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成10年度の予算に係る報償金から適用する。
(上尾市地域リサイクル事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 上尾市地域リサイクル事業補助金交付要綱(平成7年3月31日市長決裁)は、廃止する。
(上尾市地域リサイクル事業補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前の上尾市地域リサイクル事業補助金交付要綱の規定に基づき年間事業計画を市長に提出している地域団体で、第3条第2項の規定に該当すると市長が認めるものは、同条第1項の登録を受けたものとみなす。

様式 略

地域リサイクルにご協力ください!!

【実施団体】

区分けの悪いものや、指定物以外は回収しません、絶対に出さないでください!!

区分	資源物の種類	新聞紙	雑誌	紙	段ボール	飲料用紙パック	アルミ缶	スチール缶 (鉄くず)	ビン類	布
区分	資源物の種類	<ul style="list-style-type: none"> ●新聞 (チラシも可) 	<ul style="list-style-type: none"> ●雑誌 ●マンガ本 ●文庫本 ●百科事典 ●カタログ 	<ul style="list-style-type: none"> ●段ボールのみ ※菓子箱は雑品扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ●牛乳パック ●ジュースのパック 	<ul style="list-style-type: none"> ●アルミ缶 ●アルミ製のなべ、やかん、フライパンなど ●その他アルミ100%の製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●スチール缶 (飲料缶、缶詰、のり、お茶、お菓子缶等) ●スプレー缶 (中身を使い切り、穴を空けてガス抜き) ●自転車 (目印を付ける) ●原付バイク (50cc、ナンバーを外して、燃料を抜く) ●石油ストーブ ●ガスコンロ ●なべ、フライパン ●その他スチールが80%以上使われている製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●ビールビン ●ジュースビン ●酒類のビン (ウイスキー、日本酒、焼酎) ●ドリンク剤のビン ●食品品のビン (シヤム、しょう油、油、調味料、コーヒー) 	<ul style="list-style-type: none"> ●古着 ※綿入りのものは除く。 ●肌着 ●タオル ●シーツ ●ボロ布 	
出し方	<ul style="list-style-type: none"> ●大きさをそろえ、ひもで十文字にしぼる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●よく洗って、開いて乾かす。ひもで十文字にしぼる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●中身を捨て、よく水洗いする。 ●ビンール袋で出す場合は表示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●缶は中身を捨て、良く水洗いをする。 ●ビンール袋で出す場合は、表示する。 ●燃料、電池等は必ず抜く。 	<ul style="list-style-type: none"> ●キャップをはずす。 ●中身を捨て、良く水洗いをする。 ●ビンール袋で出す場合は中身を表示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●雨で濡れないよう、ビンール袋に入れる。 				
出せない物	<ul style="list-style-type: none"> ●古紙 ●ビンール・樹脂などで加工してある紙 ●ワープロ・ファックス等の感熱紙 ●カーボン紙 ●写真 ●油、汚れが付いているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ●内側にアルミ皮膜処理されているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ●油、汚れが付いているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ●テレビ ●エアコン ●パソコン ●炊飯器 ●消火器 ●電池・バッテリー ●ガスボンベ等の危険物 ●油、汚れの付いているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ●化粧品容器・薬品などのビン ※人が口にできないものが入っているは出せません。 ●ビン以外のガラス製品 (コップ、蛍光灯) ●陶磁器 ●油、汚れの付いているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ●布団 ●じゅうたん ●綿・スポンジなどが入っているもの (枕、ぬいぐるみ) ●濡れているもの ●油、汚れの付いているもの 				

上尾市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

平成11年11月5日
告示第285号

上尾市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱(平成元年9月1日市長決裁)の全部を改正する。
(趣旨)

- 第1条 市は、一般家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化及びたい肥化により資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理容器又は生ごみ減量化機器を購入する世帯(市内に居住する者の世帯に限る。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 上尾市補助金等交付規則(昭和54年上尾市規則第4号)第17条の規定により、前項の補助金に係る交付手続に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用生ごみ処理容器 家庭から出る生ごみを微生物の働きで発酵し、及び分解して、たい肥化するポリ容器をいう。
- (2) 生ごみ減量化機器 電力等を利用して生ごみを乾燥し、脱水し、分解し、又は消滅することを目的として作られた機械で市長が指定するものをいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業及び経費は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業

- ア 1世帯当たり2個を限度とする家庭用生ごみ処理容器購入事業(市内に事業所を有する販売業者から購入するものに限る。)
- イ 1世帯当たり5年に1台を限度とする生ごみ減量化機器購入事業(市内に事業所を有する販売業者から購入するものに限る。)

(2) 補助対象経費 前号に掲げる事業に要する経費

(補助額)

第4条 前条第1号アに規定する事業に要する経費に対する補助額は、次の各号に掲げる家庭用生ごみ処理容器1個について当該各号に定める金額とする。

- (1) コンポスター190型 2,600円
- (2) コンポスターD-70型 2,500円
- (3) EMサポートR-15 900円

2 前条第1号イに規定する事業に要する経費に対する補助額は、生ごみ減量化機器の購入金額に2分の1を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数金額があるときは、これを切り捨てた金額)又は3万円のいずれか低い金額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助を受けようとする者は、市長に家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書(第1号様式)を提出しなければならない。この場合において、第3条第1号イに規定する事業に要する経費に係る補助を受けようとするときは、当該事実を証する書類として見積書及び仕様書の写しを添付しなければならない。

2 前項後段の見積書は、見積金額のほか、購入予定者の住所及び氏名、販売者の住所及び氏名又は名称並びに生ごみ減量化機器の名称及び型式を記載したものでなければならない。

(補助金の交付等の決定の通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、必要に応じて行う実地調査等によりその内容を審査し、補助金の交付又は不交付について決定したときは、速やかに当該申請者に対し、家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合には、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 第3条第1号に規定する補助対象事業を中止しようとする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 家庭用生ごみ処理容器又は生ごみ減量化機器を、購入後5年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は廃棄しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。

(補助金の交付の方法)

第8条 第3条第1号アに規定する事業に要する経費に係る補助金の交付の決定を受けた者は、補助金を受け取る権限を家庭用生ごみ処理容器の販売業者(以下「代理人」という。)に委任するものとし、市長は、代理人に補助金を交付することにより、当該補助金の交付の決定を受けた者に補助金を交付したものとする。

2 代理人は、補助金の交付を受けようとするときは、家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金

- 請求書(第3号様式)に、委任状(第4号様式)を添付して、市長に提出しなければならない。
- 3 第3条第1号イに規定する事業に要する経費に係る補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成11年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に申請が行われた生ごみ処理容器購入事業に係る補助金の交付手続については、なお従前の例による。

附 則(平成14年告示第129号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式 略

上尾市環境美化推進員設置要綱

平成13年3月30日
市長決裁

(設置)

第1条 健康で清潔な住み良い街づくりの推進に資するため、上尾市環境美化推進員（以下「推進員という。」）を設置する。

(職務)

第2条 推進員は、地域住民の環境衛生活動のリーダーとして次の職務を行う。

- (1) 環境美化活動の推進に関する事。
- (2) ごみ集積場を適正に管理するための啓発に関する事。
- (3) 一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進に関する事。
- (4) 不法投棄の防止に関する事。
- (5) 空き地の環境保全に関する事。
- (6) 衛生害虫駆除の推進に関する事。
- (7) 環境衛生行政に係る情報の伝達に関する事。
- (8) その他市長が特に必要と認めた事。

(推進員の定数)

第3条 推進員の定数は、213人とする。

(委嘱等)

第4条 推進員は、各事務区の区長の推薦に基づき、市長が委嘱する。

2 各事務区ごとの推薦人数は、別に定める。

3 第1項の規定による推進員候補者の推薦は、別記様式により行うものとする。

(任期)

第5条 推進員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任されることができる。

(庶務)

第6条 推進員の庶務は、環境経済部環境対策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例

平成11年3月30日
条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置(以下「ポイ捨て等」という。)の防止に関し必要な事項を定めることにより、市、事業者及び市民等が一体となって環境美化の促進を図り、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲食物等の収納に用いられた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他これらに類する物で投棄されることによりごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 回収容器その他定められた場所以外の場所に捨てることをいう。
- (3) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 市民等 市民、市内に滞在する者及び市内を通過する者をいう。
- (5) 再利用 活用しなければ不要となる物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、ポイ捨て等の防止のために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、ポイ捨て等の防止による環境美化の促進について、事業者及び市民等に対する意識の啓発を図るとともに、環境美化の促進に関する教育を充実し、併せて学習が促進されるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、空き缶等のポイ捨ての防止について、その従業員に対する意識の啓発を図るとともに、事業所及びその周辺並びに事業活動を行う地域において、美化清掃活動の充実に努めなければならない。

- 2 空き缶等のポイ捨ての原因となるおそれのある物の製造、加工又は販売を行う者は、そのポイ捨ての防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、ポイ捨て等の防止による環境美化の促進のために市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収するための適切な容器に収納しなければならない。

- 2 市民は、その居住する地域において、ポイ捨て等の防止による環境美化の促進について、協力してその意識の高揚を図るとともに、美化清掃活動の充実に努めなければならない。
- 3 市民等は、ポイ捨て等の防止による環境美化の促進のために市が実施する施策に協力しなければならない。

(占有者等の責務)

第6条 土地を占有し、又は管理する者(以下「占有者等」という。)は、その占有し、又は管理する土地に空き缶等が捨てられることのないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 占有者等は、ポイ捨て等の防止による環境美化の促進のために市が実施する施策に協力しなければならない。

(飼い主等の責務)

第7条 飼い犬の所有者(所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。以下「飼い主等」という。)は、飼い犬を屋外で運動させる場合は、ふんを処理するための用具を携行し、当該飼い犬がふんをしたときは、当該用具に入れて持ち帰り、適切に処理しなければならない。

(美化清掃活動)

第8条 事業者及び市民は、第4条第1項及び第5条第2項に規定する美化清掃活動の実施に当たっては、それぞれ相互に連携を保ち、環境美化の促進に寄与しなければならない。

- 2 市は、事業者及び市民と一体となってポイ捨て等の防止のための活動を地域において展開するとともに、事業者及び市民の行う美化清掃活動に対し支援を行うものとする。
- 3 市長は、特に環境美化の促進を図り、模範となるべき区域を環境美化モデル地域として指定することができる。

(禁止行為)

第9条 何人も、空き缶等のポイ捨てをしてはならない。

2 飼い主等は、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所(以下単に「公共の場所」とい

う。)及び他人が占有し、又は管理する土地、建物等にその飼い犬のふんを放置してはならない。

(回収容器の設置義務等)

第10条 自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。)により飲食料を販売する者は、当該自動販売機ごとに飲食料容器(缶、瓶その他の飲食料の収納に用いられた容器をいう。次項において同じ。)の回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

2 前項の規定により回収容器を設置した者は、回収した飲食料容器の再利用に努めなければならない。

(勧告)

第11条 市長は、第9条第1項又は第2項の規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて、環境美化の促進を図るために必要な限度において、当該空き缶等又は飼い犬のふんの回収その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前条第1項の規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて、環境美化の促進を図るために必要な限度において、同項に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

(命令)

第12条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(公表)

第13条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表されるべき者にその理由を通知し、意見を述べる機会及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(関係機関への要請)

第14条 市長は、公共の場所に空き缶等のポイ捨て又は飼い犬のふんの放置がされていることにより、市民の快適な生活環境が阻害されていると認めるときは、当該公共の場所の管理者に対し、空き缶等又は飼い犬のふんの回収その他必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(立入調査)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、空き缶等のポイ捨て又は飼い犬のふんの放置がされている場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に自動販売機により飲食料を販売している者は、この条例の施行の日から3月以内に、第10条第1項に規定する措置を講じなければならない。

上尾市環境推進協議会会則

(名称)

第1条 この会は、上尾市環境推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、上尾市環境基本条例第26条に基づき、環境の保全と創造に関し、会員がそれぞれの役割や能力に応じて自主的な取組を行うとともに、相互に緊密な連携を図りながら協働して取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員がそれぞれの役割や能力に応じて、自主的な取組を行うための事業に関する事。
- (2) 環境の保全と創造に関し、会員が協働して取り組むための事業に関する事。
- (3) 環境問題の普及啓発に関する事。
- (4) 環境情報の提供に関する事。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(会員)

第4条 次に掲げる者で市及びこの協議会の目的に賛同する者は、会員となる資格を有する。

- (1) 市内に所在地を有する事業所及び事業所を構成員とする団体
- (2) 市内で環境に関する活動をしている、又はこれから活動しようとする構成員が5人以上の団体
- (3) 環境問題に関し造詣の深い有識者

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

(退会)

第6条 会員が退会しようとするときは、退会届により会長に届け出なければならない。

(会費)

第7条 会費は、無料とする。

(役員及び任期)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 幹事 10人以内

2 会長は、上尾市長とし、本会を代表するとともに、

会務を総理する。

3 副会長は、幹事の中から互選し、会長を補佐するとともに、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 幹事は、会員の中から会長が選任し、役員会を構成するとともに、協議会の運営に関する事項を審議し、決定する。

5 役員は無報酬とし、役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員は、再任されることができる。

(大会)

第9条 大会は、会員相互の交流を深めるとともに、取組についての共通認識を持ち、環境への負荷の少ない社会づくりを推進することを目的として、年1回以上開催するものとする。

(役員会)

第10条 役員会は、協議会の運営に関する事項を決定する。

2 役員会は、会長が招集する。

3 役員会は、幹事の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 役員会の議長は、会長があらかじめ指名する。

5 役員会の議決は過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第11条 協議会の運営にあたり、各委員の主体的な活動及び協働のネットワーク化を推進するため、部会を設けることができる。

2 部会の設置は、役員会が決定する。

3 部会の運営は、各部会が自主的に行う。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、上尾市環境経済部環境対策課に置く。

(経費)

第13条 協議会の運営は、市費その他の経費で行う。

(会則の変更)

第14条 この会則は、役員会において出席者の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成12年7月1日から施行する。

平成16年版

(平成15年度報告)

あ げ お 環 境 白 書

資 料 編

目次

1 環境基準・規制基準	1
(1) 大気関係	1
(2) 水質関係	2
(3) 騒音・振動関係	7
(4) 悪臭関係	18
2 大気汚染の防止	21
(1) 大気関係届出状況	21
(2) 大気環境常時監視測定結果	22
(3) 自動車排出ガス対策	33
3 水質汚濁の防止	35
(1) 水質関係届出状況	35
(2) 河川水質調査結果	36
(3) 生活系排水対策	55
4 騒音・振動の防止	56
(1) 騒音・振動に関する状況	56
(2) 騒音・振動関係届出状況	57
(3) 自動車交通騒音・振動測定結果	58
(4) 深夜営業騒音	61
5 悪臭の防止	62
6 地盤沈下の防止	63
(1) 地盤沈下の現況	63
(2) 揚水対策	65
7 ダイオキシン類汚染の防止	66
8 環境に関する苦情	69
9 用語の解説	72

1 環境基準・規制基準

1 大気関係

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	(注1) 浮遊粒子状物質	(注2) 光化学オキシダント	二酸化窒素
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
測定方法	溶液伝導率法、又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	(注3) ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法。紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法。

注1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
 注2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
環境基準	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。

(3) 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	非メタン炭化水素
指針	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

(4) 環境基準の評価方法

長期的評価	大気汚染に対する施策の効果等を判断するうえで年間にわたる測定結果から見て評価することが必要で、1日平均値につき測定値の高い方から2%の範囲内にある日数(有効測定日数365日の場合は7日)を除外して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような扱いはしない。
短期的評価	連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準の評価を行う。なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。
98パーセント値評価	二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日の平均値のうち、低い方から98%に相当するものが、0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、0.06ppmを超える場合には達成されないものと評価する。

2 水質関係

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

(平5環庁告16・全改、平7環庁告17・平10環庁告15・平11環庁告14・一部改正)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/ℓ以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふつ素	0.8mg/ℓ以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。</p> <p>3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>	

(2) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

(昭49環庁告63・昭50環庁告3・昭57環庁告41・昭57環庁告140・一部改正)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質濃度 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50 MPN/100ml 以下	——
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000 MPN/100ml 以下	——
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000 MPN/100ml 以下	荒川
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	鴨川 (鴨川橋下流) 綾瀬川
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	——
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ以上	—	芝川 (大宮市以南)
	測定方法	規格12.1に定める方法	規格21に定める方法	付表6に掲げる方法	規格32に定める方法	最確数による定置法	

(江川は、平成13年3月31日現在、該当水域の指定なし)

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする (湖沼もこれに準ずる。)
- 3 最確数による定置法とは、次のものをいう (湖沼、海域もこれに準ずる。)
 試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階 (試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB脱酸素管に委殖し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料管における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - ◇ 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - ◇ 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - ◇ 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - ◇ 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - ◇ 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - ◇ 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(3) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表4に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表7の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表7の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg及び0.01mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg及び0.03mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p>	

(4) 埼玉県における排水基準

ア. 水質汚濁防止法

特定事業場に適用される排水基準

生活環境項目 (単位: mg/l) (水素イオン濃度及び大腸菌除く)		上乗せ項目		生物化学的酸素要求量 (BOD)		浮遊物質 (SS)		フェノール類含有量		上乗せ以外の項目 (共通)	
特定施設	上乗せ項目	既	新	既	新	既	新	5	1	水素イオン濃度 (PH)	(共通)
1の2 豚房 (総面積 50㎡以上) 牛房 (総面積 200㎡以上) 馬房 (総面積 500㎡以上)			80 (日間平均60)		150 (日間平均120)					ノルマルヘキサキサン抽出物質含有量 ノルマルヘキサキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) 銅含有量 亜鉛含有量 溶解性鉄含有量 溶解性マンガン含有量 クロム含有量 フッ素含有量 大腸菌群数 (1㎡につき個)	5.8~8.6 5 30 3 5 10 10 2 15 日間平均3000
69 と畜業・死亡獣畜取扱業											
81 指定地域特定施設 し尿浄化槽 (処理対象人員が201 ~500人で指定地域内に設置さ れるもの)											
72 し尿処理施設 し尿浄化槽 処理対象人員 501~2000人		60	25 (日間平均20)	80 (日間平均70)	60 (日間平均50)						
下のし尿浄 化槽を除く		30		70 (日間平均60)							
73 下水道終末処理施設			25 (日間平均20)								120 (日間平均60) 16 (日間平均8) 160 (日間平均120)
上記以外の特定施設											
有 害 物 質 (単位: mg/l)	カドミウム シアン 鉛 六価クロム ヒ素 水銀 その他の水銀化合物	0.1 1 1 0.1 0.5 0.1 0.005	ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエタン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロパン	0.2 0.02 0.04 0.2 0.4 3 0.06 0.02	0.06 0.03 0.2 0.1 0.1	セレン	適用対象 ○有害物質...すべての特定事業場に適用する。 ○生活環境項目...新設の場合は日平均排水量が10㎡以上の特定事業場に適用する。 既設の場合は日平均排水量が30㎡以上の特定事業場に適用する。 豚・牛・馬房は日平均排水量が30㎡以上、又はBODの日平均汚濁負荷量が60kg以上 (市街化区域は10㎡、20kg) の場合に適用する。 ○登陸・りん...海城に係る場合は日平均排水量が50㎡以上の特定事業場に適用する。 ○上乗せ項目については、基準の異なる複数の施設がある場合には、最も厳しい基準を適用する。 ○共同処理施設については処理対象事業場の業種に属するものとみなして適用する。 用語の解説 ○既存・新規の施設...平成4年4月1日前に設置された施設 (設置の工事を含む) を既存、同日以後に設置された施設を新規とする。 ○既設・新設の事業場...ある施設が新たに法・条例の対象となった時点でその施設を設置していった事業場としていた事業場とする。				

指定排水工場等に適用される排水基準

(単位: mg/l (水素イオン濃度及び大腸菌群数を除く))

有害物	物質	生活環境		項目	指定排水施設
		水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)		
カドミウム及びその化合物	カドミウム	0.1		5.8 ~ 8.6	1 井当仕出屋又は井当製造業 (総床面積360㎡以上のものを除く。) の用に供する厨房施設で、1日当りの給食能力が350食以上のもの 2 共同調理場 (学校給食法に定める施設をいい、総床面積500㎡以上のものを除く。) 又は病院 (病床数が300以上のものを除く。) に設置される厨房施設で1日当りの給食能力が350食以上のもの 3 共同調理場及び病院以外の集団給食施設 (栄養改善法に定める施設をいう。) に設置される厨房施設で1日当りの給食能力が350食以上のもの 4 段ボール製造業の用に供するコルゲートマシン
シアン化合物	シアン	1		25 (日間平均20)	
有機リン化合物	鉛	0.1		60 (日間平均50)	
鉛及びその化合物	六価クロム	0.5		5	
六価クロム化合物	ヒ素	0.1		30	
ヒ素及びその化合物	水銀	0.005		3	
水銀及びアシル水銀				5	
その他の水銀化合物				10	
アルキル水銀化合物	検出されないこと (定量限界0.0005)			10	
PCB		0.003		2	
トリクロロエチレン		0.3		15	
テトラクロロエチレン		0.1		日間平均3000	
ジクロロメタン		0.2		120 (日間平均60)	
四塩化炭素		0.02		16 (日間平均8)	
1,2-ジクロロエタン		0.04			
1,1-ジクロロエチレン		0.2			
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4			
1,1,1-トリクロロエタン		3			
1,1,2-トリクロロエタン		0.06			
1,3-ジクロロプロパン		0.02			
チウラム		0.06			
シマジン		0.03			
チオベンカルブ		0.2			
ベンゼン		0.1			
セレン及びその化合物	セレン	0.1		160 (日間平均120)	

適用対象

- 有害物質...すべての指定排水工場に適用する
- 生活環境項目...新設の場合は日平均排水量が10㎡以上の指定排水工場に適用する
- 既設の場合は日平均排水量が30㎡以上の指定排水工場に適用する
- 既設・新設の事業場...ある施設が新たに法・条例の対象となった時点でその施設を設置していった事業場を既設、それ以外を新設とする

※窒素・燐

...燐は以下の湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出する排水に適用する (窒素の対象湖沼はない)
 山口ダム貯水池 (狭山湖)、伊佐沼、円良田湖
 二瀬ダム貯水池 (秩父湖)、宮沢ため池 (宮沢湖)
 下久保ダム貯水池 (神流湖)、柴山沼

3 騒音・振動関係

(1) 環境基準等

ア. 特定工場において発生する騒音の規制基準

区域の区分		時間帯の区分		
		昼間 午前8時から 午後7時まで	朝 午前6時から 午前8時まで 夕 午後7時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種区域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域以外の地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	工業地域 工業専用地域 (特別な地域のみ)	70デシベル	65デシベル	60デシベル

※ ただし、上記に掲げる第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に所在する学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、それぞれの区域について定める当該値から5デシベル減じた値とする。

〈測定方法〉

当分の間、JISZ8731によることとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- 1 変動がほとんどない場合は、その指示値。
- 2 周期的、間欠的に変動し、最大値がほぼ一定の場合は変動ごとの最大値の平均値。
- 3 周期的、間欠的に変動し、最大値が一定でない場合は変動ごとの最大値の90%レンジの上端値。
- 4 不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端値。

〈測定場所〉

指定工場等の敷地の境界線

イ. 特定建設作業の規制基準

規制種類	特定建設作業 区域の区分	くい打機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	コンクリートプラント アスファルトプラント	バックホウ トラクター ショベル ブルドーザー
		くい抜機 くい打くい抜機					
基準値	1号	85デシベル					
	2号						
作業禁止時間	1号	午後7時～午前7時					
	2号	午後10時～午前6時					
最大作業時間	1号	10時間/日					
	2号	14時間/日					
最大作業日数	1号	連続6日					
	2号						
作業禁止日	1号	日曜日・休日					
	2号						

注1 区域の区分は次による。

1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域以外の地域 上記の地域外で学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別擁護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
2号区域	1号区域以外の区域

注2 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線の値である。

注3 基準には、災害その他非常の事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外が設けられている。

ウ. 自動車騒音の限度を定める基準

	区域の区分	時間の区分	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
1	第Ⅰ種区域及び第Ⅱ種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
2	第Ⅰ種区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70 dB	65 dB
3	第Ⅱ種区域のうち2車線以上の道路に面する区域及び第Ⅲ種区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB

環境基準において規定された幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例

昼間	夜間
75 dB	70 dB

- 注1 車線とは、1縦列の自動車（2輪のものを除く）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分を言う。
- 2 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 3 測定場所は、原則として道路（交差点を除く）に面する建物から道路に向かって1メートルの地点（当該地点が車道内となる場合には、車道と車道以外の部分が接している地点）とする。
- 4 測定は、時間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上（朝・夕の場合全時間）行うものとする。
- 5 測定方法は、日本工業規格Z8731に定める測定方法によるものとする。
- 6 騒音の大きさは、昼間、夜間の区分ごとすべての測定値の平均値とする。

エ. 騒音に係る環境基準

(道路に面する地域を除く)

◎環境基準 (一般地域)

時間の区分 区域の区分		昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
A 地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	55 d B 以下	45 d B 以下
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域		
B 地域	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の定めのない地域		
C 地域	近隣商業地域	60 d B 以下	50 d B 以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

(注) 原則として、工業専用地域については適用されない。また、特に静穏を要する地域(療養施設社会福祉施設等が集合して設置される地域)は、昼間50 d B以下、夜間40 d B以下とする。

◎道路に面する地域の環境基準

次表に掲げる地域に該当する地域については、その環境基準は上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する地域	60 d B 以下	55 d B 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する地域 及びC地域のうち車線を有する地域	65 d B 以下	60 d B 以下

(注) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

◎幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準 (特例)

区 分	昼 間	夜 間
屋 外	70 d B 以下	65 d B 以下
窓を開けた屋内	45 d B 以下	40 d B 以下

- (注) 1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の市町村道をいう。
 2 近接する空間とは、道路端から2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。
 3 窓を開けた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として開けた生活が営まれていると認められるときである。

オ. 資材置場における作業騒音に関する規制

区 域 の 区 分		平 日		休 日
第1種区域	第一種低層住居専用地域	6:00~21:00	21:00~6:00	45
	第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	75	45	
第2種区域	第一種住居地域			75
	第二種住居地域 準住居地域 用途地域以外の地域			
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	75	50	50
第4種区域	工業地域	6:00~22:00	22:00~6:00	60
	工業専用地域	75	60	

- 注1 資材置場とは、建設工事の用に供する資材又は建設（解体を含む）工事に伴って生ずる土石、廃材等を保管（一時的な保管を除く）するために屋外に設けられた場所で、面積が150㎡以上であるものをいう。
- 2 測定場所は、当該資材置場の敷地の境界線である。
- 3 作業騒音が、敷地の境界線において、区域の区分ごとに定める大きさを超える場合は、日曜日及び国民の祝日（振替休日を含む）においては、全時間、これらの日以外の日においては、区域の区分ごとに定める時間は、作業を行わないこと。
- 4 資材置場の周辺に人家がない等周辺の生活環境が損なわれるおそれがない場合については、作業騒音の規制は行わない。
- 5 災害等の発生により、作業を緊急に行う必要があると認められるときは、作業騒音の規制は行われない。

カ. 深夜営業騒音に関する規制

(ア) 音響機器の使用時間の制限

使用禁止時間	午後11時～翌日の午前6時 (ただし、音響機器から発生する音が、営業を行う場所の外部に漏れない場合を除く)
対象区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域以外の地域、近隣商業地域、準工業地域、商業地域、工業地域、工業専用地域
対象営業	飲食店、喫茶店、ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場
対象機器	カラオケ装置、磁気録音再生機器、電気蓄音機（ジュークボックスを含む）、楽器、拡声装置

(イ) 音量の制限

音量制限の時間	午後10時～翌日の午前6時			
区域の区分	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域以外の地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域 工業専用地域
規制基準	45デシベル	45デシベル	50デシベル	50デシベル

(測定場所/営業を行う場所の敷地の境界線)

キ. 拡声機使用に関する規制

○商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合

1 店頭、街頭等に固定して 拡声機を使用する場合	イ. 拡声機の使用は、午前10時から午後6時までの間に限ること。		
	ロ. 拡声機の使用は、1回20分以内とし、次回の使用までに10分以上の間隔を置くこと。		
	ハ. 屋外地上1.5メートルの 位置における音量	第 1 種 区 域	60デシベル以下
		第 2 種 区 域	65デシベル以下
		第 3 種 区 域	75デシベル以下
第 4 種 区 域		80デシベル以下	
2 移動しながら拡声機を使 用する場合	イ. 拡声機の使用は、午前10時から午後6時までの間に限ること。		
	ロ. 学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね100メートルの区域内においては、拡声機を使用しないこと。		
	ハ. 停止している間に拡声機 を使用する場合におい ては、音源から10メー トル以上離れた地上1.5メ ートルの位置における音量	第 1 種 区 域	70デシベル以下
		第 2 種 区 域	75デシベル以下
		第 3 種 区 域	85デシベル以下
第 4 種 区 域		85デシベル以下	

※ 区域の区分は、特定工場において発生する騒音の規制基準の区域の区分と同じ（P93参照）

○航空機による拡声機使用の禁止

何人も、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1号に規定する航空機をいう）から、機外に向けて、商業宣伝を目的とした拡声機を使用してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めて許可した場合は、この限りではない。

ク. 騒音の大きさの例

120 dB	飛行機のエンジンの近く	
110 dB	自動車の警笛 (前方2 m) リベット打ち	
100 dB	電車が通るときのガードの下	
90 dB	大声による独唱 騒々しい工場の中	
80 dB	地下鉄の車内 JRの車内	
70 dB	電話のベル 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭	
60 dB	静かな乗用車 普通の会話	
50 dB	静かな事務所	
40 dB	市内の深夜 図書館 静かな住宅地の昼	
30 dB	郊外の深夜 ささやき声	
20 dB	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音 (前方1 m)	

d Bとは

音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なります。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴感補正を加味して、dBで表わします。

厳密には、次式により算出されます。

騒音レベル

$$(dB(A) \text{ <デシベルA>}) = 20 \log(P/P_0)$$

$$P = [\sum P_n^2 \times 10^{a_n/10}]^{1/2}$$

P_n : 周波数 n Hz (ヘルツ) の成分の音圧実効値

a_n : 周波数 n Hz における補正值

$$P_0 = 2 \times 10^{-5} \text{ Pa}$$

実際には、騒音計のA特性(聴感補正)で測定した値を騒音レベルとして、dB(A)で表示します。

ケ. 特定工場等において発生する振動の規制基準

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分		振動の大きさ
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	昼 間	午前8時から午後7時まで	60デシベル
	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域以外の地域	夜 間	午後7時から翌日の午前8時まで	55デシベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域	昼 間	午前8時から午後7時まで	65デシベル
	準工業地域 工業地域	夜 間	午後7時から翌日の午前8時まで	60デシベル

※ ただし、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じて得た値とする。

〈振動レベルの決定〉

1. 指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値。
2. 指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値10個の平均値。
3. 指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値。

〈測定場所〉

工場等敷地の境界線

コ. 特定建設作業の規制基準

区 域 の 区 分		作業できない時間	1日の作業時間の制限	振動の大きさ
1号区域	1. 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域、準工業地域 用途地域以外の地域 2. 上記の地域外で学校、保育所、 病院、患者の収容施設を有する 診療所、図書館、特別養護老人 ホームの敷地の周囲おおむね80 メートル以内の区域	午後7時～ 午前7時	10時間を超えないこと	75デシベルを 超えないこと
2号区域	前項に掲げる区域以外の区域	午後10時～ 午前6時	14時間を超えないこと	

注1 同一場所における作業期間は、連続6日を超えないこと。

2 日曜、休日における作業は禁止されている。

3 災害その他非常事態の発生等により行う特定建設作業については、適用除外が設けられている。

4 測定点は、敷地の境界線とする。

サ. 道路交通振動の限度

区域の区分		時 間 の 区 分	
		昼 間	夜 間
		午前8時～午後7時まで	午後7時～午前8時まで
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域、第二種住居地域 準住居地域 用途地域以外の地域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70デシベル	65デシベル

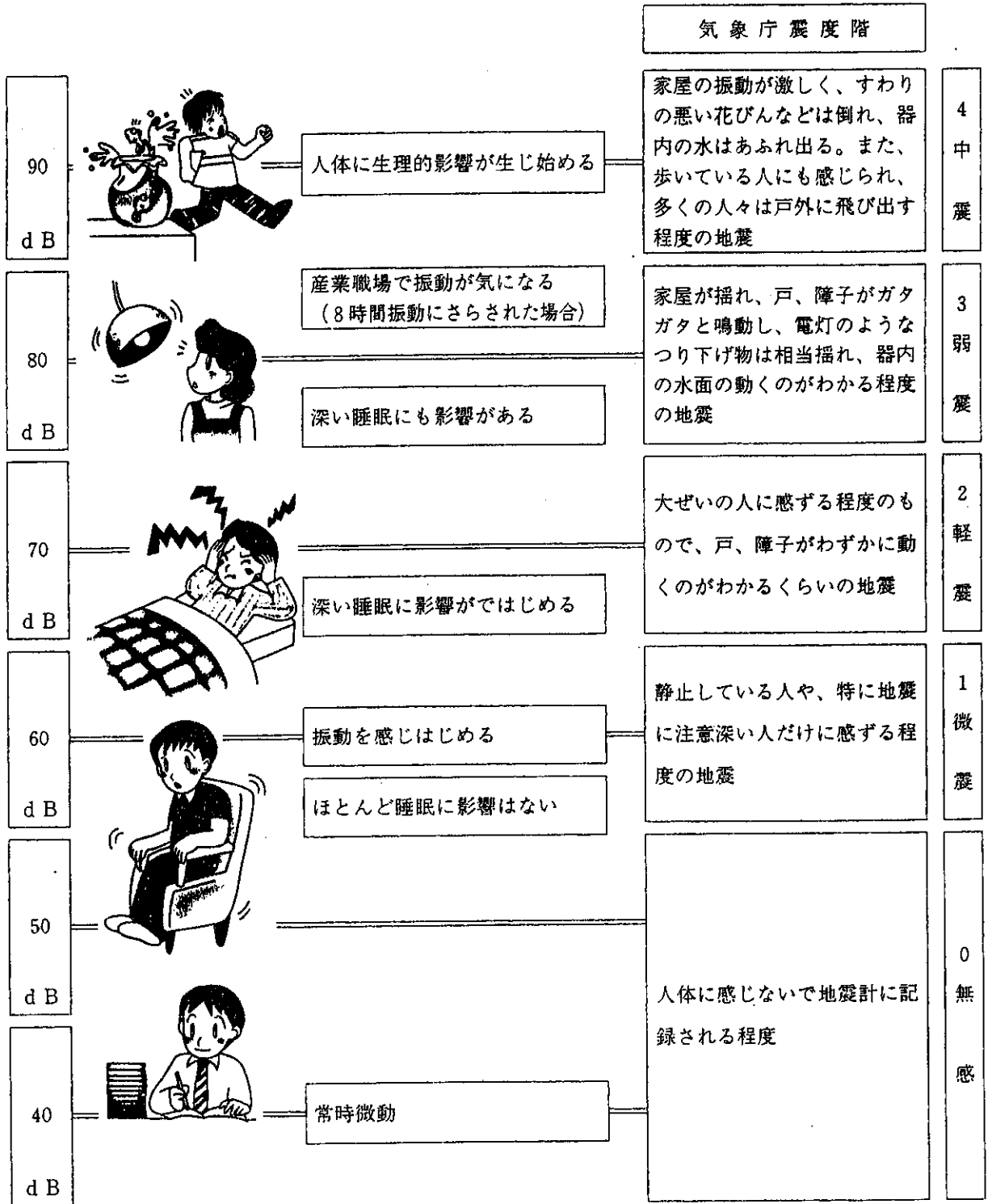
注1 デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

2 測定場所は、道路の敷地境界線とする。

3 測定は、昼間及び夜間の区分ごとに、1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行う。

4 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

シ. 振動の大きさの例



d B (デシベル) とは

振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数などによって異なります。

公害振動の大きさは、物理的に測定した振幅の大きさに、周波数による感覚補正を加味して、dBで表します。

厳密には、次式により算出されます。

$$\text{振動レベル (dB)} = 20 \log (A / A_0)$$

$$A = \left\{ \sum_n A_n^2 \times 10^{a_n} / 10 \right\}^{1/2}$$

A_n : 周波数 n Hz (ヘルツ) の成分の振動加速度の実効値

a_n : 周波数 n Hz における補正值

$$A_0 = 10^{-5} \text{ m/S}^2$$

4 悪臭関係

(1) 規制基準

ア. 悪臭防止法に基づく規制基準

○敷地境界線における基準

(単位：PPm)

特定悪臭物質	A 区 域	B 区 域	C 区 域
	B 区域・C 区域 以 外 の 区 域	農 業 振 興 地 域	工 業 地 域 ・ 工 業 専 用 地 域
ア ン モ ニ ア	1	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
硫 化 水 素	0.02	0.02	0.06
硫 化 メ チ ル	0.01	0.01	0.05
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	0.9	4
酢 酸 エ チ ル	3	3	7
メチルイソブチルケトン	1	1	3
ト ル エ ン	10	10	30
ス チ レ ン	0.4	0.4	0.8
キ シ レ ン	1	1	2
ブ ロ ビ オ ン 酸	0.03	0.07	0.07
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.002	0.002
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.002	0.002
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.004	0.004

○煙突等の気体排出口における基準

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの13物質について設定されている。

基準は、敷地境界線の基準を用いて換算式により算出する。

○排出水中の規制基準

物質名	排出水の流量 (m ³ /S)	排出水中の濃度 (mg/l)		
		A 区域	B 区域	C 区域
メチルメルカプタン	0.001以下	0.03	0.03	0.06
	0.001を超え0.1以下	0.007	0.007	0.01
	0.1を超過	0.002	0.002	0.003
硫化水素	0.001以下	0.1	0.1	0.3
	0.001を超え0.1以下	0.02	0.02	0.07
	0.1を超過	0.005	0.005	0.02
硫化メチル	0.001以下	0.3	0.3	2
	0.001を超え0.1以下	0.07	0.07	0.3
	0.1を超過	0.01	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001以下	0.6	0.6	2
	0.001を超え0.1以下	0.1	0.1	0.4
	0.1を超過	0.03	0.03	0.09

A区域：B・C区域以外の区域

B区域：農業振興地域

C区域：工業地域、工業専用地域

イ. 埼玉県生活環境保全条例に基づく規制基準（三点比較式臭袋法）

地域の区分 測定点の区分	敷地境界線の地表における許容限度		気体排出口における許容限度	
	下記以外の区域	臭気濃度	10	臭気濃度
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	臭気濃度	20	臭気濃度	500
工業地域 工業専用地域	臭気濃度	30	臭気濃度	1,000

注 「臭気濃度」とは、臭気のある空気は無臭の空気を加えて希釈し、臭気が感知できる最も低い濃度となるまでに要した場合の当該希釈倍数をいう。

ウ. 埼玉県生活環境保全条例に基づく規制対象業種

規 制 対 象 業 種	
1	塗装工事業
2	食料品製造業
3	合板製造業
4	家具製造業
5	パルプ・紙・紙加工品製造業 (塗工紙製造業以外のものについては、有機溶剤を使用して製造又は加工を行うものに限る。)
6	印刷業
7	化学工業
8	プラスチック製品製造業 (強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業及び強化プラスチック製容器・浴槽等製造業を除く。)
9	ゴム製品製造業
10	電線・ケーブル製造業
11	金属製品製造業 (塗装工程を有するものに限る。)
12	一般機械器具製造業 (塗装工程を有するものに限る。)
13	輸送用機械器具製造業 (塗装工程を有するものに限る。)

2. 大気汚染の防止

大気汚染の主な発生源は、工場、事業場のばい煙、自動車の排出ガスである。工場、事業場については、法等による排出規制により対策が進められてきた。これに対し、自動車は法等による、排出ガス規制強化（一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の他、低公害車（電気自動車、天然ガス車等）の普及促進、自動車交通量抑制（公共交通機関の利用等）等の広域的な対策が課題となっている。

(1) 大気関係届出状況

ばい煙や粉じんを多量に発生する工場、事業場については、施設ごとに大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例により、届出が義務付けられている。表1は、市内における法律及び条例に該当する施設の設置状況である。なお、本市は県の協力を得て、工場、事業場への立入調査を実施し、ばい煙防止対策等を指導している。

表1 特定施設等の届出状況（大気関係）

根拠	届出施設	工場、事業場数	施設数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	78	208
	粉じん発生施設	1	1
	計	79	209
埼玉県生活環境 保全条例	ばい煙発生施設	19	24
	粉じん発生施設	6	10
	計	25	34

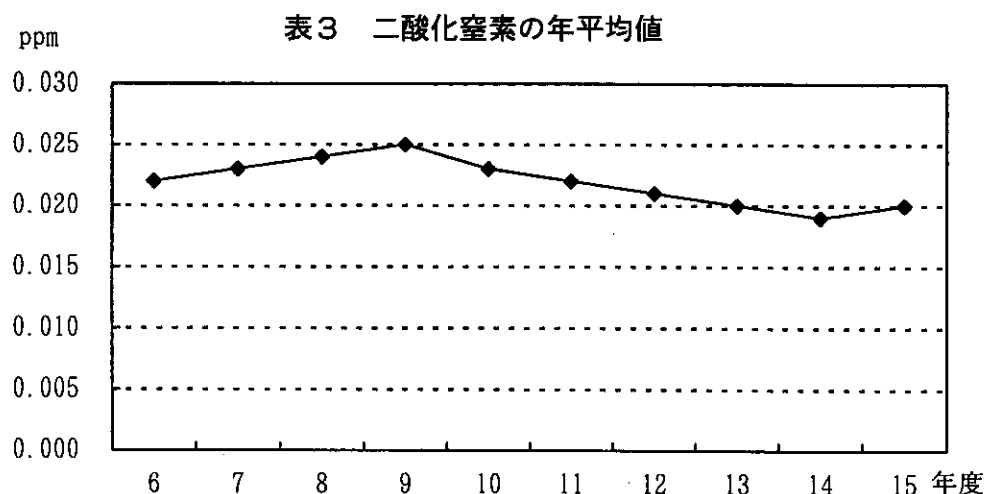
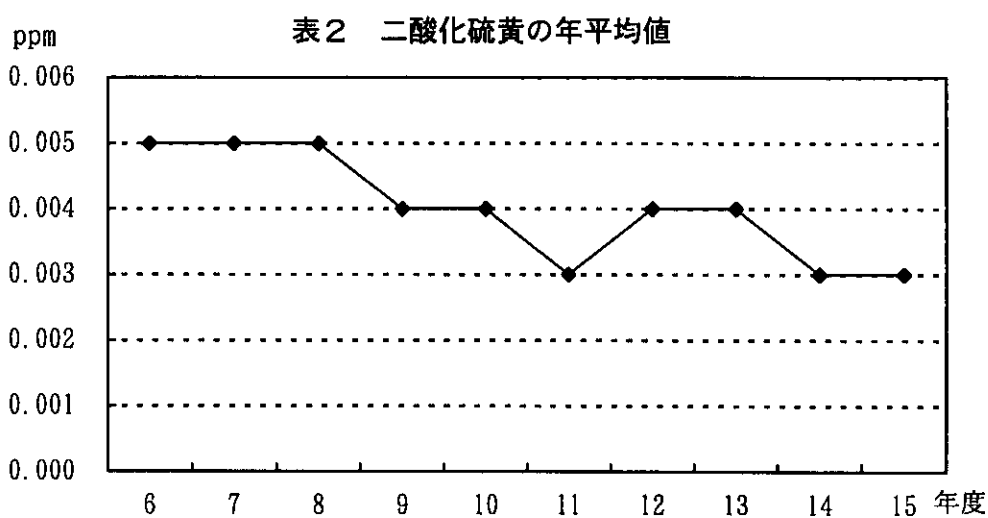
(平成16年3月31日現在)

(2) 大気環境常時監視測定結果

① 二酸化硫黄、二酸化窒素

大気汚染の現状を把握するため、県の常時監視測定局（浅間台大公園に設置）にて、環境基準の定められている大気汚染物質（二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等）の常時監視を行っている。

このうち、大気中の二酸化硫黄、二酸化窒素の濃度について、過去10年間の年平均値を表2、3に示した。いずれも環境基準以下で、横ばい傾向にある。



資料 大気汚染常時監視測定結果（測定局：浅間台大公園）

(1) 二酸化硫黄（SO₂：年間値）経年変化

年 度		平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
用途地域の区分		第一住専			一 低						
有効測定日数	(日)	360	360	360	365	362	356	365	363	361	366
測定時間	(時間)	8,614	8,614	8,602	8,692	8,629	8,525	8,690	8,656	8,654	8,710
年平均値	(ppm)	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	0.003	0.003
1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とその割合	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
日平均値が 0.04ppmを 超えた日数と その割合	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1時間値の最 高値	(ppm)	0.025	0.036	0.021	0.042	0.019	0.014	0.092	0.093	0.052	0.068
日平均値の 2%除外値	(ppm)	0.010	0.010	0.010	0.009	0.008	0.006	0.027	0.011	0.008	0.008
日平均値が 0.04ppmを 超えた日が2 日以上連続し たことの有無	有無 × ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境基準の長 期的評価によ る日平均値 0.04ppm を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境基準適否 短期的評価	適 ○ 否 ×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(2) 光化学オキシダント (OX) 年間値

年 度		平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
用途地域の区分		第一住専			一 低						
昼間測定日数	(日)	362	362	364	364	360	363	365	364	365	366
昼間測定時間	(時間)	5,316	5,305	5,376	5,356	5,224	5,328	5,407	5,364	5,388	5,413
昼間の1時間値 が0.06ppm を超えた日数と 時間数	(日)	68	49	50	43	36	71	114	105	102	105
	(時間)	300	208	205	168	135	274	613	524	568	544
昼間の1時間値 が0.12ppm 以上の日数と 時間数	(日)	1	3	1	0	4	2	17	15	10	15
	(時間)	2	3	3	0	9	3	37	31	36	38
昼間の1時間値 の最高値	(ppm)	0.143	0.136	0.137	0.115	0.159	0.128	0.182	0.152	0.204	0.161
昼間の日最高 1時間値の年 平均値	(ppm)	0.043	0.041	0.039	0.037	0.037	0.046	0.054	0.053	0.053	0.052

(注) 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

(3) 一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO₂)、及び窒素酸化物 (NO+NO₂) 年間値

年 度		平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
用 途 地 域 の 区 分		第 一 住 専			一 低						
一酸化 窒素 (NO)	有効測定日数 (日)	363	364	365	365	355	362	354	364	342	341
	測定時間 (時間)	8,664	8,682	8,698	8,692	8,486	8,645	8,504	8,611	8,319	8,167
	年平均値 (ppm)	0.016	0.014	0.017	0.016	0.017	0.015	0.013	0.012	0.013	0.011
	1時間値の最高値 (ppm)	0.322	0.337	0.411	0.410	0.433	0.321	0.350	0.289	0.269	0.281
	日平均値の年間98%値 (ppm)	0.076	0.065	0.085	0.065	0.082	0.074	0.070	0.064	0.079	0.040
二酸化 窒素 (NO ₂)	有効測定日数 (日)	363	364	365	365	355	362	354	364	342	341
	測定時間 (時間)	8,664	8,682	8,698	8,692	8,486	8,645	8,504	8,612	8,319	8,167
	年平均値 (ppm)	0.022	0.023	0.024	0.025	0.023	0.022	0.021	0.020	0.019	0.020
	1時間値の最高値 (ppm)	0.125	0.120	0.094	0.111	0.095	0.090	0.089	0.089	0.089	0.096
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合 (時間)	4	5	0	5	0	0	0	0	0	0
	(%)	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合 (日)	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	(%)	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合 (日)	18	17	25	33	25	15	7	6	8	5
	(%)	5.0	4.7	6.8	9.0	7.0	4.1	1.9	1.6	2.3	1.5
日平均値の年間98%値 (ppm)	0.043	0.046	0.046	0.046	0.048	0.044	0.038	0.038	0.040	0.037	
98%評価値による日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
環 境 基 準 の 適 否		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
窒 素 酸化物 (NO+ NO ₂)	有効測定日数 (日)	363	364	365	365	355	362	354	364	342	341
	測定時間 (時間)	8,664	8,681	8,698	8,692	8,486	8,645	8,504	8,611	8,319	8,167
	年平均値 (ppm)	0.038	0.037	0.041	0.041	0.041	0.037	0.034	0.032	0.032	0.031
	1時間値の最高値 (ppm)	0.385	0.411	0.493	0.486	0.509	0.384	0.425	0.326	0.34	0.349
	日平均値の年間98%値 (ppm)	0.116	0.105	0.124	0.109	0.127	0.114	0.103	0.095	0.115	0.076
年 平 均 値 NO ₂ / (NO+NO ₂)	(%)	58.3	62.1	58.1	60.6	57.4	59.2	62.3	62.8	59.6	64.8

(4) 二酸化硫黄 (SO₂ : 月間値)

項 目	平 成 1 5 年										平 成 1 6 年			15年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
測定時間	時間	713	734	716	738	736	713	737	713	740	738	692	740	8,710
月平均値	ppm	0.004	0.005	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.005	0.003	0.004
1時間値が0.1ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	ppm	0.068	0.048	0.039	0.013	0.019	0.019	0.01	0.01	0.01	0.012	0.012	0.01	0.068
日平均値の最高値	ppm	0.013	0.019	0.009	0.006	0.006	0.005	0.005	0.006	0.005	0.006	0.008	0.006	0.019

(5) 光化学オキシダント (OX : 月間値)

項 目	平 成 1 5 年										平 成 1 6 年			15年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
昼間測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
昼間測定時間	時間	446	447	445	460	461	446	449	446	461	461	431	460	5,413
昼間の1時間値の月平均値	ppm	0.042	0.047	0.044	0.027	0.038	0.035	0.025	0.016	0.016	0.022	0.027	0.031	0.031
昼間の1時間値が0.08ppmを超えた日数と時間数	日	15	20	19	10	18	15	3	1	0	0	0	4	105
	時間	78	129	117	38	88	72	7	4	0	0	0	11	544
昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数	日	1	1	2	1	5	5	0	0	0	0	0	0	15
	時間	4	3	3	4	15	9	0	0	0	0	0	0	38
昼間の1時間値の最高値	ppm	0.141	0.129	0.133	0.151	0.161	0.136	0.088	0.072	0.044	0.048	0.057	0.066	0.161
昼間の日最高1時間値の月平均値	ppm	0.062	0.07	0.072	0.049	0.074	0.067	0.045	0.029	0.03	0.037	0.043	0.048	0.052

(6) 一酸化窒素 (NO : 月間値)

項 目	平 成 1 5 年										平 成 1 6 年			15年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
有効測定日数	日	24	31	30	30	31	30	26	30	18	31	29	31	341
測定時間	時間	645	722	706	716	725	703	617	705	477	734	684	733	8,167
月平均値	ppm	0.006	0.005	0.004	0.006	0.006	0.008	0.011	0.019	0.028	0.017	0.015	0.009	0.01117
1時間値の最高値	ppm	0.073	0.06	0.038	0.053	0.071	0.097	0.077	0.191	0.281	0.152	0.109	0.09	0.281
日平均値の最高値	ppm	0.017	0.015	0.014	0.014	0.019	0.039	0.022	0.058	0.067	0.043	0.04	0.024	0.067

(7) 二酸化窒素 (NO₂ : 月間値)

項 目	平 成 1 5 年										平 成 1 6 年			15年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
有効測定日数	日	24	31	30	30	31	30	26	30	18	31	29	31	341
測定時間	時間	645	722	706	716	725	703	617	705	477	734	684	733	8,167
月平均値	ppm	0.019	0.019	0.017	0.017	0.017	0.017	0.021	0.024	0.022	0.021	0.023	0.021	0.020
1時間値の最高値	ppm	0.096	0.068	0.062	0.046	0.071	0.05	0.059	0.069	0.07	0.063	0.076	0.061	0.096
日平均値の最高値	ppm	0.044	0.033	0.03	0.03	0.032	0.028	0.029	0.04	0.033	0.04	0.044	0.034	0.044
1時間値が0.2ppm を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値が0.1ppm 以上0.2ppm以下 の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm 以上0.06ppm以下 の日数	日	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	5

(8) 窒素酸化物 (NO+NO₂ : 月間値)

項 目	平 成 1 5 年										平 成 1 6 年			15年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
有効測定日数	日	24	31	30	30	31	30	26	30	18	31	29	31	341
測定時間	時間	645	722	706	716	725	703	617	705	477	734	684	733	8,167
月平均値	ppm	0.025	0.024	0.022	0.023	0.023	0.026	0.032	0.043	0.049	0.038	0.039	0.03	0.03117
1時間値の最高値	ppm	0.142	0.115	0.086	0.084	0.103	0.127	0.104	0.257	0.349	0.196	0.156	0.14	0.349
日平均値の最高値	ppm	0.062	0.049	0.039	0.042	0.04	0.067	0.05	0.096	0.096	0.08	0.08	0.054	0.096
月平均値 NO ₂ / (NO+NO ₂)	%	76.5	78.8	79.9	74.4	74	67.2	64.8	56.7	43.8	55.5	60.4	69.7	66.8

(9) 浮遊粒子状物質 (SPM:月間値)

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	30	31	28	31	31	29	31	364
測定時間 (時間)	713	735	716	738	736	714	738	693	740	738	692	740	8,693
月平均値 (mg/立方 m^3)	0.04	0.047	0.045	0.035	0.05	0.039	0.03	0.045	0.031	0.023	0.035	0.037	0.038
1時間値が 0.20mg/立方 m^3 を 超えた時間数	0	0	0	0	10	2	0	2	0	0	0	2	16
日平均値が 0.10mg/立方 m^3 を 超えた日数	0	0	0	0	3	1	0	1	0	0	0	0	5
1時間値の最高値 (mg/立方 m^3)	0.19	0.125	0.197	0.133	0.266	0.207	0.185	0.203	0.193	0.111	0.17	0.272	0.272
日平均値の最高値 (mg/立方 m^3)	0.09	0.075	0.076	0.085	0.151	0.103	0.077	0.149	0.085	0.051	0.097	0.094	0.151

【資料】光化学スモッグ発生状況

(1) 光化学スモッグ注意報等の発令状況（日数）

区 分		年 度									
		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
※ 県南 中部	予 報	4	4	4	7	6	4	32	21	19	7
	注 意 報	9	4	2	1	5	1	20	15	13	13
	警 報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県 全 域 に お け る 注 意 報 発 令 回 数		19	13	10	16	12	18	40	30	21	19
全 国 に お け る 注 意 報 発 令 回 数		175	139	94	95	135	100	259	193	184	108

(2) 健康被害届人数の推移（人）

地 域		年 度									
		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
上 尾 市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
※ 県 南 中 部		25	0	0	0	11	0	3	0	75	64
県 全 域		58	0	0	0	22	1	5	0	466	218
全 国		564	192	59	315	1270	402	1479	343	1,347	254

※ 県南中部地域 川口市・さいたま市・上尾市・蕨市・戸田市
鳩ヶ谷市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・伊奈町

② 光化学スモッグ

表4は、光化学オキシダント濃度の昼間1時間値が、0.12ppm以上（光化学スモッグ注意報の発令基準）となった日数である。

また、表5は、県南中部地区（上尾市他12市1町）における、過去10年間の光化学スモッグ注意報以上の発令回数である。

光化学スモッグは、毎年5月～9月にかけて発生し、特に暑さが厳しく、風の弱い日に多く発生する。このため、その年の気象条件により発生日数が左右される。過去には、昭和48年から50年にかけて多発したが、その後は沈静化していた。しかし、近年は猛暑のためか再び多発傾向にある。

表4 光化学オキシダント
(昼間の1時間値が0.12ppm以上の日)

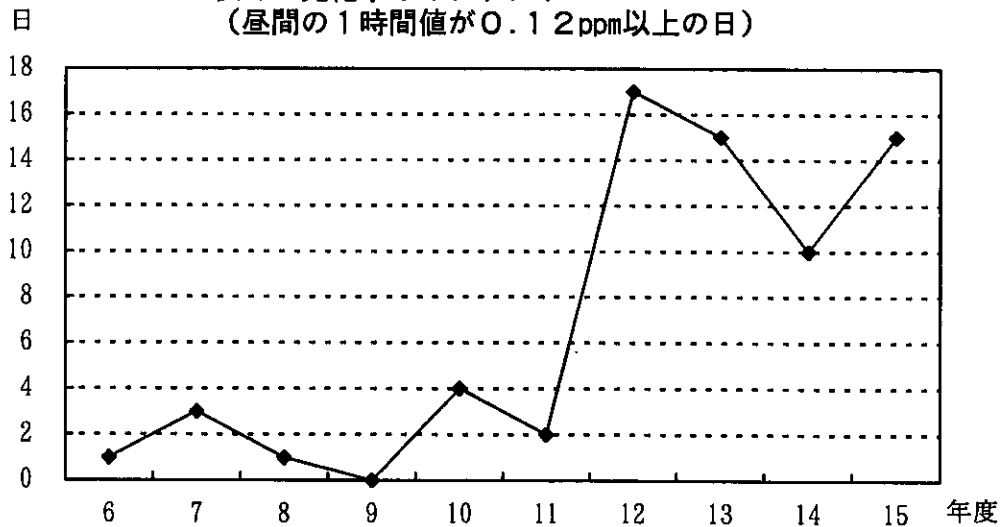
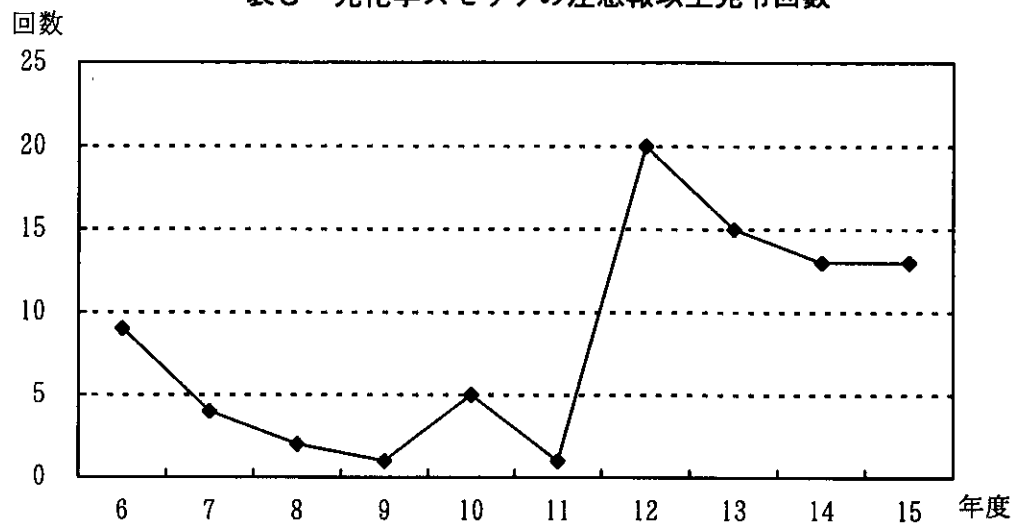


表5 光化学スモッグの注意報以上発令回数



③ 二酸化窒素

市内全域の大気環境を調べるために、二酸化窒素の測定を8月20日(水)～21日(木)に実施した。

結果は、表6のとおり、すべての地点で環境基準(0.06ppm/時以下)を下回っていた。

表6 二酸化窒素測定結果(ザルツマン試薬簡易測定法による)

調査地点	NO ₂ 濃度	調査地点	NO ₂ 濃度
上尾市役所	0.02	戸崎自治会館	0.01
上平北小学校	0.01	堤崎自治会館	0.01
消防署北分署	0.01	上野集落センター	0.01
上平支所	0.01	平方公民館	0.01
東部浄水場	0.01	丸山公園	0.01
上尾保育所	0.02	平方東小学校	0.01
イコス上尾	0.01	小敷谷保育所	0.01
愛宕保育所	0.02	西上尾第一保育所	0.01
原市支所	0.01	畔吉集会所	0.01
原市集会所	0.01	恵和園	0.02
尾山台団地出張所	0.02	つくし学園	0.04
上尾駅前出張所	0.02	大石保育所	0.02
市民体育館	0.01	大石支所	0.01
大谷保育所	0.01	保健センター	0.02
大谷本郷自治会館	0.01		

(単位：ppm/時)

(3) 自動車排出ガス対策

① 低公害車導入の推進

本市は、「上尾市環境基本計画」の中で、「低公害車を計画的に導入します」と規定している。これに伴い、電気自動車（軽バン）を1台、天然ガス車バンを3台、天然ガス車2トントラックを1台、ハイブリッド車を2台導入し、現在使用している。

② 自動車交通量抑制

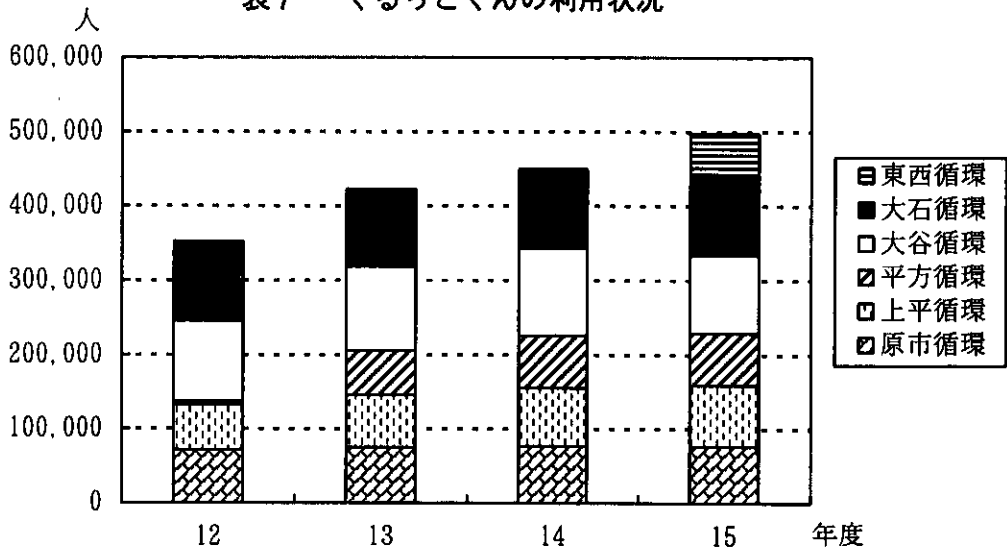
本市は、毎週水曜日をノーカーデーの日とし、マイカー通勤や公用車の使用自粛を実施している。平成15年度の市職員マイカー通勤状況（モデル駐車場として、3か所を指定）は、平均34.1%であった。

③ 市内循環バス「ぐるっとくん」

通勤・通学・買物等に利用していただくために、市内6コース（大石・大谷・平方・上平・原市・東西）で「市内循環バスぐるっとくん」を運行しており平成16年3月末には、乗車数が200万人を越えた。（表7）

駅西側運行バスと東西循環バスについては、環境に配慮した圧縮天然ガス（CNG）を燃料とする中型バス（5台）を使用している。また、駅東側は、狭い道路を通るため小型の低公害ディーゼル車（3台）を使用している。なお、お年寄りや子ども、身体の不自由な方でも乗り降りしやすいように、全てのバスを超低床式（ワンステップ4台、ノンステップ4台）とし、乗降口では車椅子で利用出来るようにスロープ板を設置（引き出し式）し、聴覚障害者の方のために、次の停留所を車内に電光表示するなどの装置を備えている。

表7 ぐるっとくんの利用状況



	12年度	13年度	14年度	15年度
大石循環	107,251	103,799	104,450	105,787
大谷循環	108,659	112,998	117,859	104,770
平方循環	4,783	60,250	70,384	70,056
上平循環	61,000	70,414	78,520	82,762
原市循環	71,197	74,825	76,552	76,000
東西循環	-	-	1,570	58,432
合計	352,890	422,286	449,335	497,807
1日平均	875	967	1,157	1,226

(東西循環は、平成15年3月より運行している)

3. 水質汚濁の防止

河川等の水質汚濁の主な発生源は、工場、事業場の産業系排水、家庭生活中で生じる生活系廃水である。工場、事業場については、法等による規制により対策が進められてきた。これに対し、生活系廃水はし尿以外が未規制であるため対策が遅れており、現在水質汚濁原因の約80パーセントを占めている。今後、さらなる公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進が求められている。

(1) 水質関係届出状況

水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例により、特定施設等を設置している工場、事業場には、届出が義務付けられている。表8は、市内における特定施設等のある工場、事業場数である。なお、本市は工場、事業場への立入調査を実施し、排水調査及び浄化対策等について指導している。

表8 特定施設等の届出状況（水質関係）

根拠	届出施設	工場、事業場数
水質汚濁防止法	特定施設	210
	(うち、立入調査対象)	(79)
埼玉県生活環境 保全条例	指定施設	6
	(うち、立入調査対象)	(3)

(平成16年3月31日現在)

(2) 河川水質調査結果

市内を流れる10河川17地点で、定期的に水質調査を行っている。(表9)
 市内河川の水質は、下水道の普及等により一部改善傾向にあるが、全体としては横ばい傾向である。なお、表10、11は芝川、鴨川の水質調査結果(過去10年間)を示したものである。

表9 市内の河川水質調査地点

河川名	番号	調査地点	河川名	番号	調査地点
芝川 (都市下水路)	1	上流① (菅谷字西中通 433番地先)	鴨川	10	上流 (鴨川中央公園脇)
	2	上流② (上郷橋)		11	中流 (富士見橋)
	3	中流 (道三橋)		12	下流 (山ノ下歩道橋)
	4	下流 (日の出橋)	江川	13	滝ノ宮橋
原市沼川	5	上平橋		14	宮下樋管
	6	境橋	浅間川 (都市下水路)	15	戸崎橋より下流 鴨川合流点手前
綾瀬川	7	立合橋	丸山 都市下水路	16	八塚樋管
尾山台 都市下水路	8	瓦葺2868地番先	上尾中堀川 (都市下水路)	17	貝殻樋管
瓦葺 都市下水路	9	国道16号脇			

上尾市内の河川と水質調査地点

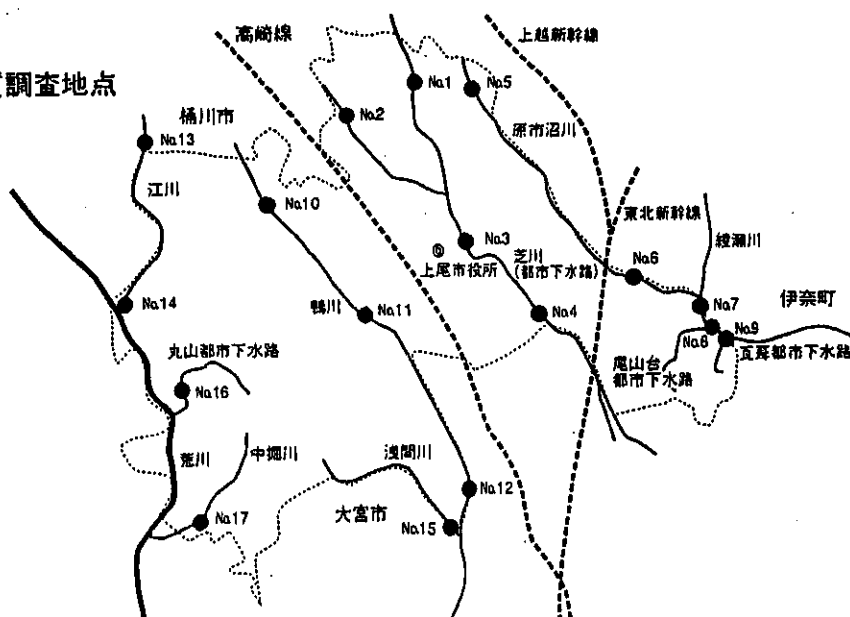


表10 芝川の水質調査結果 (BOD年平均値)

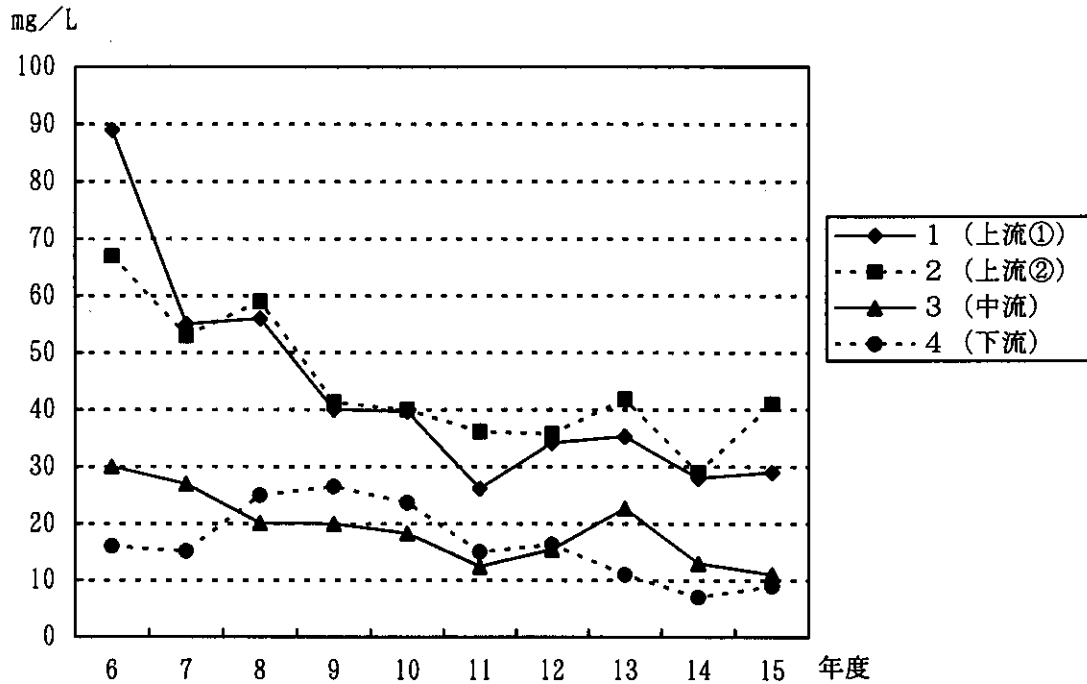
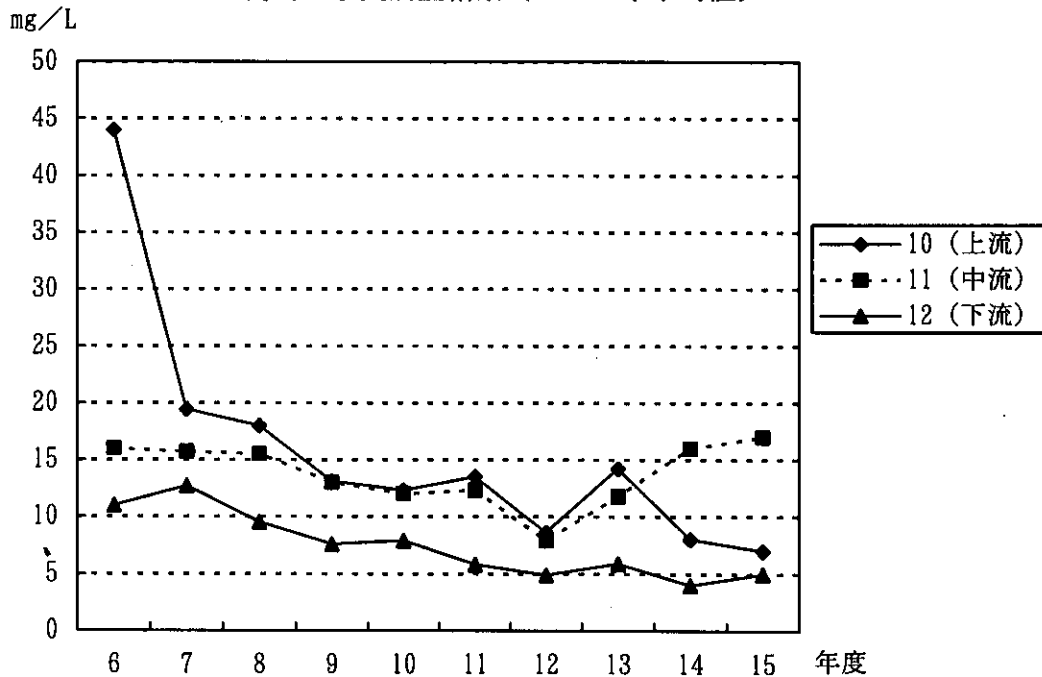


表11 鴨川の水質調査結果 (BOD年平均値)



*BOD (生物化学的酸素要求量) : 水中の有機物がバクテリアなどの微生物の働きにより分解されるときに消費される酸素の量を測るもので、河川の有機性汚濁の代表的な指数。数値が大きくなるほど汚濁が進んでいることを表す。

資料 河川水質調査結果

調査地点 ① 芝川上流(菅谷字西中通433番地先)

採取年月日	時刻	4/26 9:25	6/21 9:05	8/26 9:20	10/28 9:25	12/10 9:15	2/21 9:20	平均	環境基準 類型E (参考)	
										分析項目
現地測定項目	天気(前日・当日)		晴・晴	晴・曇り	曇り・曇り	晴・晴	曇り・曇り	曇り・曇り		
	気温	°C	19.5	27.0	26.0	10.8	12.0	6.4	17.0	
	水温	°C	17.0	24.4	24.6	17.0	14.0	9.0	17.7	
	流量	m ³ /sec	0.012	0.011	0.009	0.052	0.033	0.029	0.024	
	採取位置		流心	流心	流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	11.0	13.0	10.4	>50	42.0	18.0	18.9	
	色相		灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰色	灰黄色	灰色		
	臭気		下水臭	下水臭	下水臭	下水臭	下水臭	下水臭		
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	7.4	7.2	7.4	6.4	6.5	6.9	7.0	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/l	5.0	2.9	0.8	4.4	3.3	4.5	3.5	< 2
	生物化学的酸素要求量	mg/l	54	39	50	5.5	23	37	35	< 10
	浮遊物質質量	mg/l	40	19	13	4	8	25	18.16667	ごみ等の浮遊が認められないこと
	n-ヘキササン抽出物質	mg/l				<5			<5(2)	
	全窒素	mg/l	20			13			16.5	
	全リン	mg/l	2.5			0.2			1.4	
健康項目	カドミウム	mg/l			<0.001			<0.001	<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l			<0.1			<0.1	<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l			<0.001			<0.001	<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l			<0.005			<0.005	<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l			<0.001			<0.001	<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l			<0.0005			<0.0005	<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l								< 0.02
	四塩化炭素	mg/l								< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l								< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l								< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l								< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l								< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l								< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l								< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l								< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l								< 0.002
	チウラム	mg/l								< 0.006
シマジン	mg/l								< 0.003	
チオベンカルブ	mg/l								< 0.02	
ベンゼン	mg/l								< 0.01	
セレン	mg/l								< 0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.05			<0.05		
	銅	mg/l			<0.03			<0.03		
	亜鉛	mg/l			<0.05			<0.05		
	溶解性鉄	mg/l			<0.2			<0.2		
	溶解性マンガン	mg/l			<0.1			<0.1		
	クロム	mg/l			<0.02			<0.02		
	フッ素	mg/l			<0.08			<0.08		
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	10.0			1.0			5.5	
	ケルゲール窒素	mg/l	16			1.7			8.9	
	亜硝酸性窒素	mg/l	2.5			0.26			1.38	
	硝酸性窒素	mg/l	1.20			11.0			6.1	
	リン酸性リン	ms/m	1.70			0.18			0.94	
	導電率	mS/m	45.2	39.5	62.7	31.4	36.7	44.0	43.3	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	4.1			<0.1			4.1	

調査地点②芝川上流(つつみ橋、旧上郷橋)

採取年月日		4/26	6/21	8/26	10/28	12/10	2/21	平均	環境基準 類型E (参考)
時刻		9:10	9:30	9:40	9:05	9:30	9:35		
分析項目		単位							
現地測定項目	天気(前日・当日)		晴・晴	晴・曇り	曇り・曇り	晴・晴	曇り・曇り	曇り・曇り	
	気温	℃	19.0	26.5	26.2	10.2	12.0	6.0	16.7
	水温	℃	17.0	23.9	25.1	16.2	14.8	9.7	17.8
	流量	m ³ /sec	0.060	0.056	0.059	0.127	0.323	0.068	0.116
	採取位置		流心	流心	流心	流心	流心	流心	
	透視度	度	9.0	13.2	28.0	40.0	>50	13.2	20.7
	色相		灰色	灰黄色	灰黄色	灰色	灰黄色	灰色	
	臭気		下水臭	下水臭	下水臭	下水臭	下水臭	下水臭	
	生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	7.3	7.1	7.1	6.6	6.7	7.0
溶存酸素量		mg/l	1.2	0.7	<0.5	3.9	6.1	3.0	3.0 <2
生物化学的酸素要求量		mg/l	68	43	25	10	10	48	34 <10
浮遊物質		mg/l	65	25	13	12	9	34	28 二み等の浮遊が認められないこと
n-ヘキサン抽出物質		mg/l				<5			<5(3)
全窒素		mg/l	19			7.9			13.5
全リン		mg/l	2.70			0.4			1.53
健康項目		カドミウム	mg/l			<0.001		<0.001	<0.001
	シアン	mg/l			<0.1		<0.1	<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l			<0.001		0.001	<0.001	<0.01
	六価クロム	mg/l			<0.005		<0.005	<0.005	<0.05
	砒素	mg/l			<0.001		<0.001	<0.001	<0.01
	総水銀	mg/l			<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン	mg/l							<0.02
	四塩化炭素	mg/l							<0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l							<0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l							<0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l							<0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l							<1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l							<0.006
	トリクロロエチレン	mg/l							<0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l							<0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l							<0.002
	チウラム	mg/l							<0.006
	シマジン	mg/l							<0.003
	チオベンカルブ	mg/l							<0.02
	ベンゼン	mg/l							<0.01
セレン	mg/l							<0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.05			0.05	
	銅	mg/l			<0.03			<0.03	
	亜鉛	mg/l			<0.05			<0.05	
	溶解性鉄	mg/l				0.2		0.7	
	溶解性マンガン	mg/l				<0.1		<0.1	
	クロム	mg/l				<0.02		<0.02	
	フッ素	mg/l				<0.08		<0.08	
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	12.0			2.0		7.0	
	ケルダール窒素	mg/l	18			2.9		10.5	
	亜硝酸性窒素	mg/l	<0.05			0.36		0.36	
	硝酸性窒素	mg/l	0.24			4.60		2.4	
	リン酸性リン	ms/m	1.80			0.26		1.03	
	導電率	mS/m	48.1	44.9	38.3	34.1	32.4	48.0	41.0
	陰イオン界面活性剤	mg/l	5.9			0.5			3.2

調査地点 ③芝川中流(道三橋)

採取年月日		4/26	6/21	8/26	10/28	12/10	2/21	平均	環境基準 類型E (参考)	
時刻		10:05	10:10	10:30	10:10	10:05	10:15			
分析項目		単位								
現地 測定 項目	天候(前日・当日)	晴・晴	晴・曇り	曇り・曇り	晴・晴	曇り・曇り	曇り・曇り			
	気温	℃	19.0	24.8	26.0	13.2	13.4	6.2	17.1	
	水温	℃	17.3	23.4	25.6	18.0	14.9	11.0	18.4	
	流量	m ³ /sec	0.139	0.181	0.140	0.411	0.161	0.185	0.203	
	採取位置		流心	流心	流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	20.0	34.2	>50	48.0	40.0	31.2	34.680	
	色相		灰色	灰黄色	灰黄色	灰色	灰黄色	灰黄色		
臭気		下水臭	下水臭	下水臭	下水臭	下水臭	下水臭			
生活 環境 項目	水素イオン濃度	mg/l	7.3	7.0	7.1	6.8	6.8	6.9	7.0	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/l	4.0	1.0	1.9	5.1	4.0	3.5	3.3	< 2
	生物学的酸素要求量	mg/l	17	13	10	5.3	7.4	14	11	< 10
	浮遊物質	mg/l	18	8	9	14	26	12	15	ごみ等の浮遊が認められないこと
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l				<5			<5(1)	
	全窒素	mg/l	9.9			8.5			9.2	
全リン	mg/l	1.20			0.34			0.77		
健康 項目	カドミウム	mg/l			<0.001			<0.001	<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l			<0.1			<0.1	<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l			<0.001			<0.001	<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l			<0.005			<0.005	<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l			<0.001			<0.001	<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l			<0.0005			<0.0005	<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l								< 0.02
	四塩化炭素	mg/l								< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l								< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l								< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l								< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l								< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l								< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l								< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l								< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l								< 0.002
	チウラム	mg/l								< 0.006
	シマジン	mg/l								< 0.003
チオベンカルブ	mg/l								< 0.02	
ベンゼン	mg/l								< 0.01	
セレン	mg/l								< 0.01	
特殊 項目	フェノール類	mg/l			<0.05			<0.05		
	銅	mg/l			<0.03			<0.03		
	亜鉛	mg/l			<0.05			<0.05		
	溶解性鉄	mg/l			0.2			0.2		
	溶解性マンガン	mg/l			<0.1			<0.1		
	クロム	mg/l			<0.02			<0.02		
	フッ素	mg/l			<0.08			<0.08		
その 他の 項目	アンモニア性窒素	mg/l	6.2		1.3			3.8		
	ケルダール窒素	mg/l	9.1		2.1			5.6		
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.08		0.25			0.165		
	硝酸性窒素	mg/l	0.7		6.1			3.4		
	リン酸性リン	ms/m	0.89		0.23			0.56		
	導電率	mS/m	39.7	33.6	39.6	33.0	34.5	36.8	36.2	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	2.0			<0.1			2.0	

調査地点④芝川下流(日の出橋)

採取年月日		4/26	6/21	8/26	10/28	12/10	2/21	平均	環境基準 類型E (参考)	
時刻		10:25	10:30	10:50	10:40	10:25	10:35			
分析項目		単位								
現地測定項目	天候(前日・当日)	晴・晴	晴・曇り	曇り・曇り	晴・晴	曇り・曇り	曇り・曇り			
	気温	20.2	25.5	29.6	13.8	14.0	7.2	18.4		
	水温	19.7	23.7	25.6	18.6	15.8	11.5	19.2		
	流量	m ³ /sec	0.133	0.203	0.240	0.599	0.229	0.192	0.266	
	採取位置		流心	流心	流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	23.0	>50	>50	49.0	>50	45.0	>50	
	色相		灰色	灰黄色	灰黄色	灰色	灰黄色	灰黄色		
臭気		下水臭	下水臭	下水臭	下水臭	下水臭	下水臭			
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	7.4	7.1	7.1	6.8	6.8	6.9	7.0	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/l	4.5	2.5	3.4	5.8	5.2	4.9	4.4	< 2
	生物学的酸素要求量	mg/l	13	10	10	3.6	5.5	10	9	< 10
	浮遊物質	mg/l	9	7	15	13	13	9	11	ごみ等の浮遊が認められないこと
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l				<5			<5(1)	
	全窒素	mg/l	7.3			7.9			7.6	
	全リン	mg/l	1.30			0.25			0.775	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001		<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	<0.1		<0.1	<0.1		<0.1	<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	<0.001		<0.001	0.002		<0.001	<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005		<0.005	<0.005		<0.005	<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	<0.001		<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005		<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l								< 0.02
	四塩化炭素	mg/l								< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l								< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l								< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l								< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l								< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l								< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l								< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l								< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l								< 0.002
	チウラム	mg/l								< 0.006
シマジン	mg/l								< 0.003	
チオベンカルブ	mg/l								< 0.02	
ベンゼン	mg/l								< 0.01	
セレン	mg/l							<0.001	< 0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.05			<0.05		
	銅	mg/l			0.06			0.12		
	亜鉛	mg/l			0.06			0.08		
	溶解性鉄	mg/l			<0.2			0.2		
	溶解性マンガン	mg/l			<0.1			<0.1		
	クロム	mg/l			<0.02			<0.02		
	フッ素	mg/l			<0.08			<0.08		
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	4.4		0.7			2.6		
	ケルダール窒素	mg/l	6.1		1.4			3.75		
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.09		0.18			0.135		
	硝酸性窒素	mg/l	1.0		6.2			3.6		
	リン酸性リン	ms/m	0.95		0.17			0.56		
	導電率	mS/m	62.0	49.4	70.6	37.9	47.7	42.6	51.7	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	1.1			<0.1			1.1	

調査地点 ⑤原市沼川上流(上平橋)

採取年月日		4/26	6/21	8/26	10/28	12/10	2/21	平均	環境基準	
時刻		9:40	9:50	10:00	9:45	9:45	9:55			
分析項目		単位								
現地測定項目	天気(前日・当日)			晴・晴	晴・曇り	曇り・曇り	晴・晴	曇り・曇り	曇り・曇り	
	気温	°C	21.0	28.0	27.0	11.0	12.3	6.4	17.6	
	水温	°C	17.6	22.5	23.8	17.0	14.0	9.9	17.5	
	流量	m ³ /sec		0.019	0.014	0.057	0.025	0.017	0.026	
	採取位置			流心	流心	流心	流心	流心	流心	
	透視度	度	28.0	>50	>50	>50	>50	>50	>50	
	色相			灰色	灰黄色	灰黄色	灰色	灰黄色	灰黄色	
	臭気			下水臭	下水臭	下水臭	下水臭	下水臭	下水臭	
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	7.4	6.6	6.7	6.4	6.5	6.7	6.7	
	溶存酸素量	mg/l	9.4	4.3	7.4	7.0	7.2	5.9	6.9	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	16	5.1	3.3	3.7	5.2	8.9	7	
	浮遊物質	mg/l	11	4	4	2	2	2	4.166667	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l	0.01			<5			<5(0)	
	全窒素	mg/l	11			8.7			9.85	
	全リン	mg/l	0.82			0.10			0.46	
	健康項目	カドミウム	mg/l			<0.001		<0.001	<0.001	<0.01
シアン		mg/l			<0.1		<0.1	<0.01	検出されないこと	
鉛		mg/l			0.001		<0.001	<0.001	<0.01	
六価クロム		mg/l			<0.005		<0.005	<0.005	<0.05	
砒素		mg/l			<0.001		<0.001	<0.001	<0.01	
総水銀		mg/l			<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005	
ジクロロメタン		mg/l							<0.02	
四塩化炭素		mg/l							<0.002	
1,2-ジクロロエタン		mg/l							<0.004	
1,1-ジクロロエチレン		mg/l							<0.02	
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l							<0.04	
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l							<1	
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l							<0.006	
トリクロロエチレン		mg/l							<0.03	
テトラクロロエチレン		mg/l							<0.01	
1,3-ジクロロプロペン		mg/l							<0.002	
チウラム		mg/l							<0.006	
シマジン		mg/l							<0.003	
チオベンカルブ		mg/l							<0.02	
ベンゼン		mg/l							<0.01	
セレン	mg/l							<0.01		
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.05			<0.05		
	銅	mg/l			<0.03			<0.03		
	亜鉛	mg/l			<0.05			<0.05		
	溶解性鉄	mg/l			<0.2			<0.2		
	溶解性マンガン	mg/l			<0.1			<0.1		
	クロム	mg/l			<0.02			<0.02		
その他の項目	フッ素	mg/l			<0.08			<0.08		
	アンモニア性窒素	mg/l	6.0			0.3			3.1	
	ケルダール窒素	mg/l	8.3			0.59			4.4	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.15			0.09			0.12	
	硝酸性窒素	mg/l	2.6			8.0			5.3	
	リン酸性リン	ms/m	0.52			0.06			0.29	
	導電率	mS/m	36.5	27.2	25.1	28.2	29.4	34.0	30.1	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	1.6			<0.1			1.6	

調査地点 ⑥原市沼川下流(境橋)

採取年月日		4/26	6/21	8/26	10/28	12/10	2/21	平均	環境基準	
時刻		10:55	10:55	11:15	11:30	10:40	10:55			
分析項目		単位								
現地測定項目	天候(前日・当日)	晴・晴 晴・曇り 曇り・曇り 晴・晴 曇り・曇り 曇り・曇り								
	気温	℃	20.8	24.8	28.2	14.0	14.8	7.0	18.3	
	水温	℃	16.8	24.9	24.3	17.2	13.5	8.9	17.6	
	流量	m ³ /sec	0.084	0.064	0.057	0.301	0.217	0.145	0.145	
	採取位置		流心							
	透視度	度	16.0	34.0	40.0	20.0	>50	42.6	>50	
	色相		灰黒色 灰黄色 灰黄色 灰茶色 灰黄色 灰黄色							
臭気		下水臭 下水臭 下水臭 下水臭 下水臭 下水臭								
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	6.0	7.0	7.0	6.7	6.8	6.8	6.7	
	溶存酸素量	mg/l	4.4	4.5	4.2	6.0	6.1	7.4	5.4	
	生物学的酸素要求量	mg/l	6	4.7	3.9	3.7	2.9	3.2	4.1	
	浮遊物質	mg/l	35	29	15	35	16	11	24	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l				<5			<5(0)	
	全窒素	mg/l	7.1			7.2			7.2	
	全リン	mg/l	0.76			0.15			0.455	
健康項目	カドミウム	mg/l			<0.001		<0.001	<0.001	<0.01	
	シアン	mg/l			<0.1		<0.1	<0.01	検出されないこと	
	鉛	mg/l			<0.001		<0.001	0.001	<0.01	
	六価クロム	mg/l			<0.005		<0.005	<0.005	<0.05	
	砒素	mg/l			<0.001		<0.001	<0.001	<0.01	
	総水銀	mg/l			<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	ジクロロメタン	mg/l							<0.02	
	四塩化炭素	mg/l							<0.002	
	1,2-ジクロロエタン	mg/l							<0.004	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l							<0.02	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l							<0.04	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l							<1	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l							<0.006	
	トリクロロエチレン	mg/l							<0.03	
	テトラクロロエチレン	mg/l							<0.01	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l							<0.002	
	チウラム	mg/l							<0.006	
シマジン	mg/l							<0.003		
チオベンカルブ	mg/l							<0.02		
ベンゼン	mg/l							<0.01		
セレン	mg/l							<0.01		
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.05			<0.05		
	銅	mg/l			<0.03			<0.03		
	亜鉛	mg/l			<0.05			<0.05		
	溶解性鉄	mg/l			<0.2			<0.2		
	溶解性マンガン	mg/l			<0.1			<0.1		
	クロム	mg/l			<0.02			<0.02		
	フッ素	mg/l			<0.08			<0.08		
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	4.6		0.6			2.6		
	ケルダール窒素	mg/l	5.9		0.89			3.395		
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.08		0.15			0.115		
	硝酸性窒素	mg/l	1.0		6.2			3.6		
	リン酸性リン	ms/m	0.30		0.10			0.20		
	導電率	mS/m	36.5	31.0	30.7	30.8	30.0	30.6	31.6	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.3			<0.1			0.3	

調査地点 ⑦綾瀬川(立合橋)

採取年月日		4/26	6/21	8/26	10/28	12/10	2/21	平均	環境基準 類型C
時刻		11:15	11:30	11:40	13:05	11:30	11:15		
分析項目		単位							
現地測定項目	天候(前日・当日)		晴・晴	曇り・晴	曇り・曇り	晴・晴	曇り・曇り	曇り・曇り	
	気温	°C	20.8	27.0	29.2	16.4	17.0	7.0	19.6
	水温	°C	17.8	24.5	24.3	17.4	13.9	9.4	17.9
	流量	m ³ /sec	0.366	2.440	1.970	1.390	0.679	0.680	1.254
	採取位置		流心	流心	流心	流心	流心	流心	
	透視度	度	30.0	18.0	40.0	38.0	>50	35.6	32.3
	色相		灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰色	灰黄色	灰黄色	
	臭気		下水臭	下水臭	土臭	下水臭	下水臭	下水臭	
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	7.3	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	7.0 6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/l	6.0	5.6	6.0	6.0	6.1	7.2	6.2 > 5
	生物化学的酸素要求量	mg/l	5.2	4.2	2.7	2.5	4.5	7.7	4.5 < 5
	浮遊物質	mg/l	12	50	34	13	13	18	23.33333 < 50
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l				<5			<5(2)
	全窒素	mg/l	7.9			7.3			7.6
	全リン	mg/l	0.34			0.14			0.24
	健康項目	カドミウム	mg/l			<0.001		<0.001	<0.001
シアン		mg/l			<0.1		<0.1	<0.01	検出されないこと
鉛		mg/l			0.001		0.001	<0.001	<0.01
六価クロム		mg/l			<0.005		<0.005	<0.005	<0.05
砒素		mg/l			0.001		0.001	0.001	<0.01
総水銀		mg/l			<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン		mg/l							<0.02
四塩化炭素		mg/l							<0.002
1,2-ジクロロエタン		mg/l							<0.004
1,1-ジクロロエチレン		mg/l							<0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l							<0.04
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l							<1
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l							<0.006
トリクロロエチレン		mg/l							<0.03
テトラクロロエチレン		mg/l							<0.01
1,3-ジクロロプロペン		mg/l							<0.002
チウラム		mg/l							<0.006
シマジン		mg/l							<0.003
チオベンカルブ	mg/l							<0.02	
ベンゼン	mg/l							<0.01	
セレン	mg/l							<0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.05			<0.05	
	銅	mg/l			<0.03			<0.03	
	亜鉛	mg/l			<0.05			<0.05	
	溶解性鉄	mg/l			<0.2			<0.2	
	溶解性マンガン	mg/l			<0.1			0.1	
	クロム	mg/l			<0.02			<0.02	
	フッ素	mg/l			<0.08			<0.08	
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	2.30		0.5			1.4	
	ケルダール窒素	mg/l	6.6		0.8			3.695	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.11		0.14			0.125	
	硝酸性窒素	mg/l	1.1		6.4			3.8	
	リン酸性リン	ms/m	0.15			0.09		0.12	
	導電率	mS/m	32.4	23.4	24.7	35.4	43.3	40.0	33.2
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2			<0.1		0.2	

調査地点 ⑧尾山台都市下水路(瓦葺2868地先)

採取年月日		8/26	2/21					平均	環境基準
時刻		12:25	12:05						
分析項目		単位							
現地測定項目	天気(前日・当日)		曇り・曇り	曇り・曇り					
	気温	℃	29.2	8.3				18.8	
	水温	℃	25.4	10.5				18.0	
	流量	m ³ /sec	0.021	0.053				0.037	
	採取位置		流心	流心					
	透視度	度	45.0	40.0				42.5	
	色相		灰黄色	灰黄色					
生活環境項目	臭気		下水臭	下水臭					
	水素イオン濃度	mg/l	7.0	7.1				7.1	
	溶存酸素量	mg/l	1.9	3.0				2.5	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	9	19				14	
	浮遊物質	mg/l	11	9				10	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l	<5					<5(2)	
	全窒素	mg/l	6					6	
健康項目	全リン	mg/l	0.80					0.8	
	カドミウム	mg/l	<0.001					<0.001	<0.01
	シアン	mg/l	<0.1					<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	<0.001					<0.001	<0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005					<0.005	<0.05
	砒素	mg/l	<0.001					<0.001	<0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005					<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン	mg/l							<0.02
	四塩化炭素	mg/l							<0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l							<0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l							<0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l							<0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l							<1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l							<0.006
	トリクロロエチレン	mg/l							<0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l							<0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l							<0.002
	チウラム	mg/l							<0.006
	シマジン	mg/l							<0.003
	チオベンカルブ	mg/l							<0.02
ベンゼン	mg/l							<0.01	
セレン	mg/l							<0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l	<0.05					<0.05	
	銅	mg/l	<0.03					<0.03	
	亜鉛	mg/l	<0.05					<0.05	
	溶解性鉄	mg/l	0.5					<0.2	
	溶解性マンガン	mg/l	0.1					0.1	
	クロム	mg/l	<0.02					<0.02	
	フッ素	mg/l	0.10					<0.08	
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	3.6					3.6	
	ケルダール窒素	mg/l	5.3					5.3	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.09					0.09	
	硝酸性窒素	mg/l	0.6					0.62	
	リン酸性リン	ms/m	0.67					0.67	
	導電率	mS/m	33.1	42.0				37.6	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.3					0.3	

調査地点 ⑨瓦葺都市下水路(国道16号脇)

採取年月日		8/26	2/21					平均	環境基準
時刻		12:50	12:20						
分析項目		単位							
現地測定項目	天候(前日・当日)		曇り・曇り	曇り・曇り					
	気温	°C	27.8	8.0				17.9	
	水温	°C	27.1	13.4				20.3	
	流量	m ³ /sec	0.012	0.019				0.016	
	採取位置		流心	流心					
	透視度	度	24.2	13.2				18.7	
	色相		灰黄色	灰茶色					
	臭気		下水臭	下水臭					
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	7.2	7.4				7.3	
	溶存酸素量	mg/l	3.0	3.0				3.0	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	16	41				29	
	浮遊物質	mg/l	17	19				18	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l	<5					<5(1)	
	全窒素	mg/l	10					10	
	全リン	mg/l	1.8					1.8	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001					<0.001	<0.01
	シアン	mg/l	<0.1					<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	<0.001					<0.001	<0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005					<0.005	<0.05
	砒素	mg/l	<0.001					<0.001	<0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005					<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン	mg/l							<0.02
	四塩化炭素	mg/l							<0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l							<0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l							<0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l							<0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l							<1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l							<0.006
	トリクロロエチレン	mg/l							<0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l							<0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l							<0.002
	チウラム	mg/l							<0.006
シマジン	mg/l							<0.003	
チオベンカルブ	mg/l							<0.02	
ベンゼン	mg/l							<0.01	
セレン	mg/l							<0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l	<0.05					<0.05	
	銅	mg/l	<0.03					<0.03	
	亜鉛	mg/l	<0.05					<0.05	
	溶解性鉄	mg/l	<0.2					<0.2	
	溶解性マンガン	mg/l	<0.1					<0.1	
	クロム	mg/l	<0.02					<0.02	
フッ素	mg/l	0.08					<0.08		
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	7.0					6.5	
	ケルダール窒素	mg/l	10					6.9	
	亜硝酸性窒素	mg/l	<0.05					0.38	
	硝酸性窒素	mg/l	0.06					1.1	
	リン酸性リン	ms/m	1.50					1.0	
	導電率	mS/m	42.2	50.0				46.1	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	4.5					4.5	

調査地点⑩鴨川上流(鴨川中央公園脇)

採取年月日	時刻	5/24	7/22	9/17	11/18	1/19	平均	環境基準 類型C (参考)
		9:40	9:20	9:10	9:10	9:20		
分析項目		単位						
現地測定項目	天気(前日・当日)	晴・曇り		晴・晴	曇り・晴	晴・曇り	曇り・晴	
	気温	°C	20.0	30.9	25.0	12.5	5.0	18.7
	水温	°C	17.8	26.6	22.7	17.0	12.2	19.3
	流量	m ³ /sec	0.041	0.005	0.012	0.029	0.038	0.025
	採取位置		流心	流心	流心	流心	流心	
	透視度	度	>50	>50	>50	>50	>50	>50
	色相		灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	
	臭気		下水臭	下水臭	下水臭	下水臭	下水臭	
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	7.4	7.0	7.0	6.9	6.7	7.0 6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/l	3.9	1.4	3.4	7.0	6.3	4.4 >5
	生物化学的酸素要求量	mg/l	2.5	5.5	3.3	1.3	3.3	3 <5
	浮遊物質量	mg/l	3	12	8	3	5	6 <50
	n-ヘキササン抽出物質	mg/l				<5		<5(1)
	全窒素	mg/l	6.5			8.2		7.4
	全リン	mg/l	0.21			0.11		0.16
	健康項目	カドミウム	mg/l			<0.001		
シアン		mg/l			<0.1			<0.01 検出されないこと
鉛		mg/l			0.001			<0.001 <0.01
六価クロム		mg/l			<0.005			<0.005 <0.05
砒素		mg/l			0.001			<0.001 <0.01
総水銀		mg/l			<0.0005			<0.0005 <0.0005
ジクロロメタン		mg/l						<0.02
四塩化炭素		mg/l						<0.002
1,2-ジクロロエタン		mg/l						<0.004
1,1-ジクロロエチレン		mg/l						<0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l						<0.04
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l						<1
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l						<0.006
トリクロロエチレン		mg/l						<0.03
テトラクロロエチレン		mg/l						<0.01
1,3-ジクロロプロペン		mg/l						<0.002
チウラム		mg/l						<0.006
シマジン		mg/l						<0.003
チオベンカルブ		mg/l						<0.02
ベンゼン		mg/l						<0.01
セレン	mg/l						<0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.05			<0.05
	銅	mg/l			<0.03			<0.03
	亜鉛	mg/l			<0.05			<0.05
	溶解性鉄	mg/l			<0.2			0.3
	溶解性マンガン	mg/l			<0.1			<0.1
	クロム	mg/l			<0.02			<0.02
	フッ素	mg/l			<0.08			0.11
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	1.0		0.1			0.6
	ケルダール窒素	mg/l	1.4		0.4			0.9
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.27		0.07			0.17
	硝酸性窒素	mg/l	4.8		7.7			6.3
	リン酸性リン	ms/m	0.16		0.08			0.12
	導電率	mS/m	26.0	36.4	31.2	28.0	28.5	30.0
	陰イオン界面活性剤	mg/l	<0.1			<0.1		#DIV/0!

調査地点 ①鴨川中流(富士見橋)

採取年月日		5/24	7/22	9/17	11/18	1/19	平均	環境基準 類型C	
時刻		13:40	11:15	13:00	10:25	10:15			
分析項目		単位							
現地測定項目	天気(前日・当日)		晴・曇り	晴・晴	曇り・晴	晴・曇り	曇り・晴		
	気温	℃	22.4	31.8	31.8	13.4	6.4	21.2	
	水温	℃	22.3	26.3	23.6	16.0	12.1	20.1	
	流量	m ³ /sec	0.184	0.088	0.095	0.182	0.186	0.147	
	採取位置		流心	流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	34.0	26.5	34.0	>50	>50	31.5	
	色相		灰緑色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色		
	臭気		下水臭	下水臭	下水臭	下水臭	下水臭		
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	7.4	7.1	7.1	7.0	6.9	7.1	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/l	4.5	0.5	4.8	6.5	6.0	4.5	> 5
	生物化学的酸素要求量	mg/l	8.1	22	12	3.9	6.4	10	< 5
	浮遊物質	mg/l	9	19	13	4	6	10	< 50
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l				<5		<5(4)	
	全窒素	mg/l	6.2			5.8		6.0	
	全リン	mg/l	0.72			0.3		0.52	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	<0.01	
	シアン	mg/l	<0.1		<0.1		<0.01	検出されないこと	
	鉛	mg/l	0.002		<0.001		<0.001	<0.01	
	六価クロム	mg/l	<0.005		<0.005		<0.005	<0.05	
	砒素	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	<0.01	
	総水銀	mg/l	<0.0005		<0.0005		<0.0005	<0.0005	
	ジクロロメタン	mg/l						<0.02	
	四塩化炭素	mg/l						<0.002	
	1,2-ジクロロエタン	mg/l						<0.004	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l						<0.02	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l						<0.04	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l						<1	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l						<0.006	
	トリクロロエチレン	mg/l						<0.03	
	テトラクロロエチレン	mg/l						<0.01	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l						<0.002	
	チウラム	mg/l						<0.006	
	シマジン	mg/l						<0.003	
	チオベンカルブ	mg/l						<0.02	
	ベンゼン	mg/l						<0.01	
セレン	mg/l						<0.01		
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.05		<0.05		
	銅	mg/l			<0.03		<0.03		
	亜鉛	mg/l			<0.05		<0.05		
	溶解性鉄	mg/l			0.4		0.6		
	溶解性マンガン	mg/l			<0.1		0.1		
	クロム	mg/l			<0.02		<0.02		
その他の項目	フッ素	mg/l			0.08		0.17		
	アンモニア性窒素	mg/l	2.3		1.0		1.7		
	ケルダール窒素	mg/l	3.6		1.5		2.6		
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.93		0.17		0.55		
	硝酸性窒素	mg/l	1.7		4.1		2.9		
	リン酸性リン	ms/m	0.38		0.3		0.33		
	導電率	mS/m	40.1	51.4	61.3	32.7	38.8	44.9	
陰イオン界面活性剤	mg/l	0.8			0.1		0.5		

調査地点 ⑫鴨川下流(戸崎橋)

採 取 年 月 日 刻		5/24 12:40	7/22 11:45	9/17 12:30	11/18 10:55	1/19 10:40		平均	環境基準 類型C
分 析 項 目		単 位							
現 地 測 定 項 目	天候(前日・当日)		晴・曇り	晴・晴	曇り・晴	晴・曇り	曇り・晴		
	気温	℃	26.0	31.4	29.2	12.0	7.0	21.1	
	水温	℃	21.1	28.4	24.8	10.5	10.2	19.0	
	流量	m ³ /sec	0.253	0.087	0.145	0.181	0.265	0.186	
	採取位置		流心	流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	>50	>50	>50	>50	>50	#DIV/0!	
	色相		灰緑色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色		
	臭気		下水臭	下水臭	下水臭	下水臭	下水臭		
生 活 環 境 項 目	水素イオン濃度	mg/l	7.6	7.3	7.3	7.0	7.0	7.2	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/l	3.0	2.9	2.6	5.5	6.3	4.1	> 5
	生物化学的酸素要求量	mg/l	3.8	6.3	3.1	3.7	4.6	4	< 5
	浮遊物質	mg/l	2	6	6	14	8	7	< 50
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l	0.253			<5		<5(0)	
	全窒素	mg/l	3.5			5.0		4.3	
	全リン	mg/l	0.29			0.3		0.31	
健 康 項 目	カドミウム	mg/l	<0.001		<0.001	<0.001		<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	<0.1		<0.1	<0.1		<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	<0.001		<0.001	0.001		<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005		<0.005	<0.005		<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	<0.001		<0.001	<0.001		<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005		<0.0005	<0.0005		<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l							< 0.02
	四塩化炭素	mg/l							< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l							< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l							< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l							< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l							< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l							< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l							< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l							< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l							< 0.002
	チウラム	mg/l							< 0.006
	シマジン	mg/l							< 0.003
チオベンカルブ	mg/l							< 0.02	
ベンゼン	mg/l							< 0.01	
セレン	mg/l							< 0.01	
特 殊 項 目	フェノール類	mg/l			<0.05			<0.05	
	銅	mg/l			<0.03			<0.03	
	亜鉛	mg/l			<0.05			<0.05	
	溶解性鉄	mg/l			0.2			0.3	
	溶解性マンガン	mg/l			<0.1			0.1	
	クロム	mg/l			<0.02			<0.02	
	フッ素	mg/l			<0.08			0.12	
そ の 他 の 項 目	アンモニア性窒素	mg/l	2.2			0.9		1.5	
	ケルダール窒素	mg/l	2.5			1.3		1.9	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.27			0.22		0.25	
	硝酸性窒素	mg/l	0.7			3.4		2.1	
	リン酸性リン	ms/m	0.23			0.29		0.26	
	導電率	mS/m	28.1	52.4	61.3	38.5	40.7	44.2	
陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2			<0.1		0.2		

調査地点 ⑬江川上流(滝ノ宮橋)

採取年月日	時刻	5/24	7/22	9/17	11/18	1/19	平均	環境基準	
		10:05	9:55	9:50	9:30	9:35			
分析項目	単位								
現地測定項目	天候(前日・当日)	晴・曇り	晴・晴	曇り・晴	晴・曇り	曇り・晴			
	気温	℃	18.4	30.2	26.0	12.0	4.8	18.3	
	水温	℃	18.5	27.0	23.5	15.5	11.1	19.1	
	流量	m ³ /sec		0.159	0.251	0.504	0.453	0.342	
	採取位置		流心	流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	40.0	>50	>50	>50	>50	40.0	
	色相		灰緑色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色		
	臭気		下水臭	下水臭	植物性臭気	下水臭	下水臭		
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	7.4	7.1	7.1	6.8	6.8	7.0	
	溶存酸素量	mg/l	6.2	6.1	6.2	7.1	6.9	6.5	
	生物学的酸素要求量	mg/l	4.9	5.3	4.6	3.2	4.4	4	
	浮遊物質	mg/l	6	11	14	8	4	9	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l				<5		<5(0)	
	全窒素	mg/l	4.9			7.8		6.4	
	全リン	mg/l	0.42			0.21		0.32	
健康項目	カドミウム	mg/l			<0.001			<0.001	<0.01
	シアン	mg/l			<0.1			<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l			<0.001			<0.001	<0.01
	六価クロム	mg/l			<0.005			<0.005	<0.05
	砒素	mg/l			<0.001			<0.001	<0.01
	総水銀	mg/l			<0.0005			<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン	mg/l							<0.02
	四塩化炭素	mg/l							<0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l							<0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l							<0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l							<0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l							<1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l							<0.006
	トリクロロエチレン	mg/l							<0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l							<0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l							<0.002
	チウラム	mg/l							<0.006
	シマジン	mg/l							<0.003
チオベンカルブ	mg/l							<0.02	
ベンゼン	mg/l							<0.01	
セレン	mg/l							<0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.05			<0.05	
	銅	mg/l			<0.03			<0.03	
	亜鉛	mg/l			<0.05			<0.05	
	溶解性鉄	mg/l			<0.2			<0.2	
	溶解性マンガン	mg/l			<0.1			<0.1	
	クロム	mg/l			<0.02			<0.02	
	フッ素	mg/l			<0.08			0.09	
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	1.5			0.5		1.0	
	ケルダール窒素	mg/l	2.1			0.9		1.5	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.17			0.17		0.17	
	硝酸性窒素	mg/l	2.6			6.8		4.7	
	リン酸性リン	ms/m	0.34			0.17		0.26	
	導電率	mS/m	27.5	27.7	29.0	29.3	30.4		28.8
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2			<0.1			0.2

調査地点 ④江川下流(宮下樋管)

採取年月日 時刻	分析項目	単位	5/24	7/22	9/17	11/18	1/19	平均	環境基準
			10:25	10:40	10:10	9:55	9:50		
現地測定項目	天候(前日・当日)		晴・曇り	晴・晴	曇り・晴	晴・曇り	曇り・晴		
	気温	°C	19.2	32.6	27.8	12.0	5.4	19.4	
	水温	°C	18.6	27.3	22.0	14.3	9.7	18.4	
	流量	m ³ /sec	0.558	0.305	0.295	0.689	0.669	0.503	
	採取位置		流心	流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	>50	>50	29.0	>50	>50	29.0	
	色相		灰緑色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰緑色		
臭気		下水臭	下水臭	下水臭	下水臭	下水臭			
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	7.7	7.3	7.1	7.0	7.0	7.2	
	溶存酸素量	mg/l	5.2	5.8	3.3	7.3	7.6	5.8	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	2.7	4.9	5.2	2.7	4.3	4	
	浮遊物質	mg/l	8	9	23	15	5	12	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l				<5		<5(0)	
	全窒素	mg/l	4.0			6.8		5.4	
	全リン	mg/l				0.21		0.21	
健康項目	カドミウム	mg/l			<0.001			<0.001	<0.01
	シアン	mg/l			<0.1			<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l			0.001			<0.001	<0.01
	六価クロム	mg/l			<0.005			<0.005	<0.05
	砒素	mg/l			0.001			0.001	<0.01
	総水銀	mg/l			<0.0005			<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン	mg/l							<0.02
	四塩化炭素	mg/l							<0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l							<0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l							<0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l							<0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l							<1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l							<0.006
	トリクロロエチレン	mg/l							<0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l							<0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l							<0.002
	チウラム	mg/l							<0.006
シマジン	mg/l							<0.003	
チオベンカルブ	mg/l							<0.02	
ベンゼン	mg/l							<0.01	
セレン	mg/l							<0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l				<0.05		<0.05	
	銅	mg/l				<0.03		<0.03	
	亜鉛	mg/l				<0.05		<0.05	
	溶解性鉄	mg/l				<0.2		0.2	
	溶解性マンガン	mg/l				<0.1		0.1	
	クロム	mg/l				<0.02		<0.02	
	フッ素	mg/l				0.09		0.11	
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	1.5			0.5		1.0	
	ケルダール窒素	mg/l	2.1			1.0		1.6	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.13			0.14		0.14	
	硝酸性窒素	mg/l	1.7			5.6		3.7	
	リン酸性リン	ms/m	0.27			0.18		0.23	
	導電率	mS/m	32.7	30.7	33.8	34.1	35.9	33.4	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	1.5			<0.1		1.5	

調査地点 ⑮浅間川(鴨川合流手前)

採取年月日		9/17								平均	環境基準
時刻		11:50									
分析項目		単位									
現地測定項目	天気(前日・当日)		曇り・晴								
	気温	°C	27.0							27.0	
	水温	°C	25.6							25.6	
	流量	m ³ /sec	0.053							0.053	
	採取位置		流心								
	透視度	度	>50							>50	
	色相		灰黄色								
	臭気		下水臭								
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	7.2							7.2	
	溶存酸素量	mg/l	2.8							2.8	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	6.1							6	
	浮遊物質	mg/l	3							3	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l	<5							<5(0)	
	全窒素	mg/l	6.30							6.3	
	全リン	mg/l	0.78							0.78	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001							<0.001	<0.01
	シアン	mg/l	<0.1							<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	<0.001							<0.001	<0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005							<0.005	<0.05
	砒素	mg/l	<0.001							<0.001	<0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005							<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン	mg/l									<0.02
	四塩化炭素	mg/l									<0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l									<0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l									<0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l									<0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l									<1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l									<0.006
	トリクロロエチレン	mg/l									<0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l									<0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l									<0.002
	チウラム	mg/l									<0.006
	シマジン	mg/l									<0.003
	チオベンカルブ	mg/l									<0.02
	ベンゼン	mg/l									<0.01
セレン	mg/l									<0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l	<0.05							<0.05	
	銅	mg/l	<0.03							<0.03	
	亜鉛	mg/l	<0.05							<0.05	
	溶解性鉄	mg/l	0.3							0.3	
	溶解性マンガン	mg/l	0.1							0.1	
	クロム	mg/l	<0.02							<0.02	
	フッ素	mg/l	0.19							0.20	
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	3.7							3.7	
	ケルダール窒素	mg/l	6.2							6.2	
	亜硝酸性窒素	mg/l	<0.05							#DIV/0!	
	硝酸性窒素	mg/l	0.1							0.1	
	リン酸性リン	ms/m	0.70							0.70	
	導電率	mS/m	70.9							70.9	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.1							0.1	

調査地点 ⑩丸山都市下水路(八塚樋管)

採取年月日		9/17							
時刻		10:55							
分析項目		単位						平均	環境基準
現地測定項目	天候(前日・当日)		曇り・晴						
	気温	°C	26.0					26.0	
	水温	°C	23.1					23.1	
	流量	m ³ /sec	0.073					0.073	
	採取位置		流心						
	透視度	度	44.0					44.0	
	色相		灰黄色						
	臭気		下水臭						
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	7.3					7.3	
	溶存酸素量	mg/l	3.3					3.3	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	7.3					7	
	浮遊物質	mg/l	12					12	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l	<5					<5(0)	
	全窒素	mg/l	<0.1					#DIV/0!	
	全リン	mg/l	1.00					1.00	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001					<0.001	<0.01
	シアン	mg/l	<0.1					<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	<0.001					<0.001	<0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005					<0.005	<0.05
	砒素	mg/l	0.001					<0.001	<0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005					<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン	mg/l							<0.02
	四塩化炭素	mg/l							<0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l							<0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l							<0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l							<0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l							<1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l							<0.006
	トリクロロエチレン	mg/l							<0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l							<0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l							<0.002
	チウラム	mg/l							<0.006
	シマジン	mg/l							<0.003
	チオベンカルブ	mg/l							<0.02
	ベンゼン	mg/l							<0.01
セレン	mg/l							<0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l	<0.05					<0.05	
	銅	mg/l	<0.03					<0.03	
	亜鉛	mg/l	<0.05					<0.05	
	溶解性鉄	mg/l	0.3					0.2	
	溶解性マンガン	mg/l	<0.1					0.1	
	クロム	mg/l	<0.02					<0.02	
	フッ素	mg/l	<0.08					0.10	
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	3.3					3.3	
	ケルダール窒素	mg/l	5.1					5.1	
	亜硝酸性窒素	mg/l	<0.05					#DIV/0!	
	硝酸性窒素	mg/l	0.1					0.1	
	リン酸性リン	ms/m	0.86					0.86	
	導電率	mS/m	32.6					32.6	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	<0.1					#DIV/0!	

調査地点 ⑪上尾中堀川(貝塚樋管)

採取年月日		時刻	9/17							平均	環境基準
分析項目		単位	11:20								
現地測定項目	天候(前日・当日)		曇り・晴								
	気温	°C	26.2							26.2	
	水温	°C	26.3							26.3	
	流量	m ³ /sec	0.013							0.013	
	採取位置		流心								
	透視度	度	31.0							>50	
	色相		灰黄色								
生活環境項目	臭気		下水臭								
	水素イオン濃度	mg/l	7.3							7.3	
	溶存酸素量	mg/l	2.3							2.3	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	5							5	
	浮遊物質	mg/l	34							34	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l	<5							<5(1)	
	全窒素	mg/l	8.60							8.6	
全リン	mg/l	0.95							0.95		
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001							<0.001	<0.01
	シアン	mg/l	<0.1							<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	0.002							<0.001	<0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005							<0.005	<0.05
	砒素	mg/l	0.001							<0.001	<0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005							<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン	mg/l									<0.02
	四塩化炭素	mg/l									<0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l									<0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l									<0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l									<0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l									<1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l									<0.006
	トリクロロエチレン	mg/l									<0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l									<0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l									<0.002
	チウラム	mg/l									<0.006
	シマジン	mg/l									<0.003
チオベンカルブ	mg/l									<0.02	
ベンゼン	mg/l									<0.01	
セレン	mg/l									<0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l	<0.05							<0.05	
	銅	mg/l	<0.03							<0.03	
	亜鉛	mg/l	<0.05							<0.05	
	溶解性鉄	mg/l	0.8							0.3	
	溶解性マンガン	mg/l	0.1							0.2	
	クロム	mg/l	<0.02							<0.02	
	フッ素	mg/l	0.09							0.09	
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	5.2							5.2	
	ケルダール窒素	mg/l	7.1							7.1	
	亜硝酸性窒素	mg/l	<0.05							#DIV/0!	
	硝酸性窒素	mg/l	1.4							1.4	
	リン酸性リン	ms/m	0.93							0.93	
	導電率	mS/m	47.0							47.0	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	<0.1							#DIV/0!	

(3) 生活系排水対策

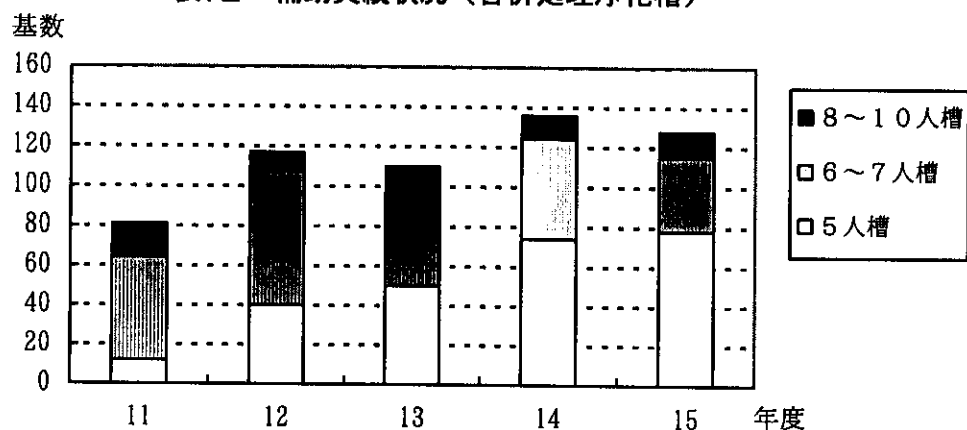
① 小型合併処理浄化槽設置整備補助事業

合併処理浄化槽は、し尿や雑廃水（台所、風呂、洗濯水）を一緒に処理することが出来、処理後の水質は公共下水道終末処理施設の排水基準（BOD20mg/L以下）と同じである。このため、河川浄化の切り札として期待されている。

本市は、公共下水道認可区域外に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する人（ただし、販売を目的とする建物等は除く）に、設置費用の一部を補助している。

表12は、過去5年間の補助実績状況である。

表12 補助実績状況（合併処理浄化槽）

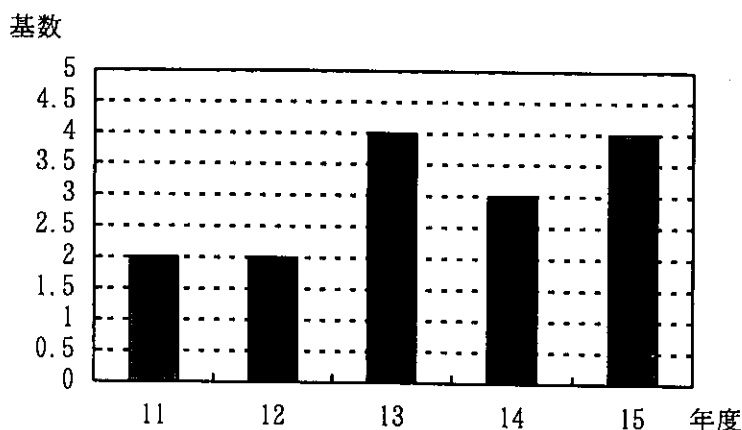


② 生活雑排水等処理施設設置補助事業

土壤浸潤トレンチは、合併処理浄化槽で処理した排水を、土壤中で行われる様々な作用を利用して、敷地内で衛生的に処理するものである。

本市は、公共下水道認可区域外で生活雑排水の放流先がなく、土壤浸潤トレンチを設置する人に設置費用の一部を補助している。表13は、過去5年間の補助実績状況である。

表13 補助実績状況（土壤浸潤トレンチ）



4. 騒音・振動の防止

(1) 騒音・振動に関する状況

騒音を苦情の観点から考えると、用途地域別では住居系地域における苦情が全体の約65%を占めている。(表14) また、発生源別では、その他に関する苦情が最も多く(全体の約40%)を占めており、発生源が多岐に分かれていることがわかる。(表15)

表14 騒音に関する用途地域別苦情受理件数(平成15年度)

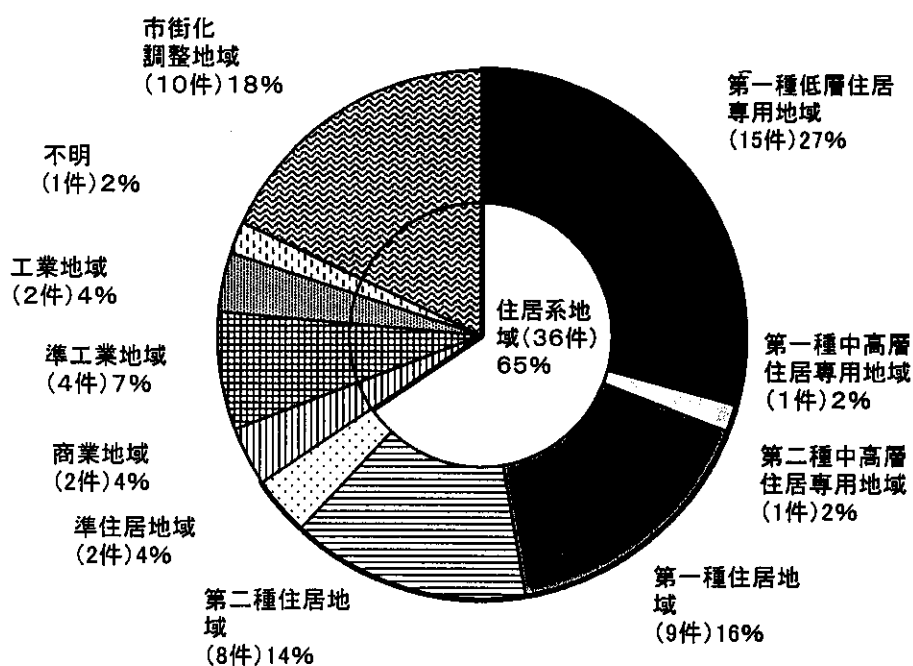
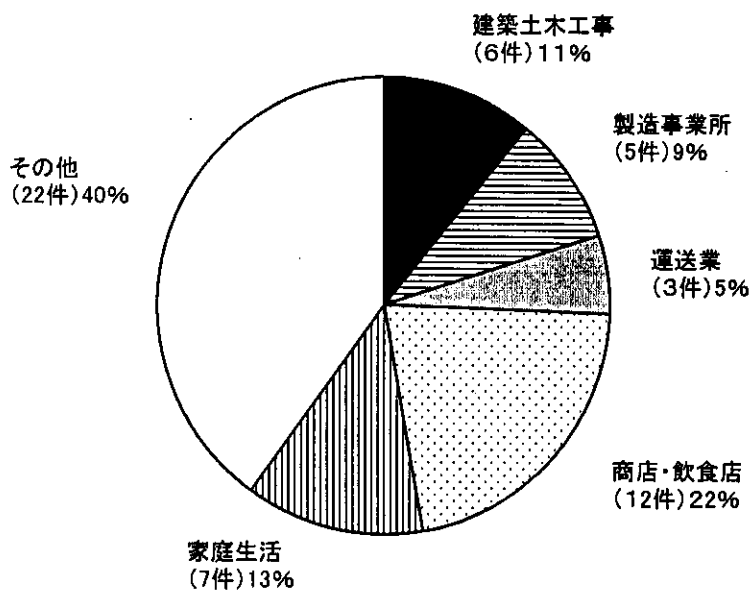


表15 騒音に関する発生源別苦情受理件数(平成15年度)



(2)騒音、振動関係届出状況

表16 騒音規制法及び振動規制法に基づく届出（平成16年3月31日現在）

施設名	騒音規制法		振動規制法	
	事業所数	施設数	事業所数	施設数
金属加工機械	120	561	122	861
空気圧縮機等	97	695	51	260
土石用破碎機等	2	14	2	14
織機	4	95	4	95
建設用資材製造機械	1	2		
コンクリートブロックマシン等			6	6
穀物用製粉機	0	0		
木材加工機械	13	32	0	0
抄紙機	1	1		
ロール機			5	36
印刷機械	15	66	15	65
合成樹脂用射出成形機	20	142	20	143
鋳造型機	2	3	2	3
計	275	1611	227	1483

表17 埼玉県生活環境保全条例に基づく届出

1. 指定騒音施設、指定振動施設（平成16年3月31日現在）

施設名	騒音		振動	
	事業所数	施設数	事業所数	施設数
木材加工機械	24	63		
合成樹脂用粉碎機	5	53		
ペレタイザー	1	31		
コルゲートマシン	0	0		
シェイクアウトマシン	0	0	0	0
ダイカスト機	0	0		
冷却塔	56	302		
オシレイティングコンベア			0	0
計	86	449	0	0

2. 指定騒音作業（平成16年3月31日現在）

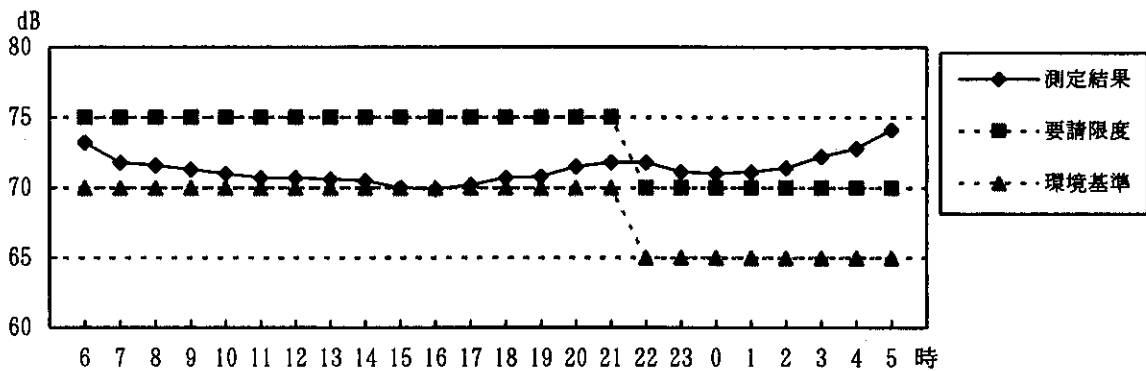
作業名	事業所数
金属板のつち打作業	0
ハンドグラインダー使用作業	2
高速切断機使用作業	1
電気のこぎり使用作業	0
計	3

(3) 自動車交通騒音・振動測定結果

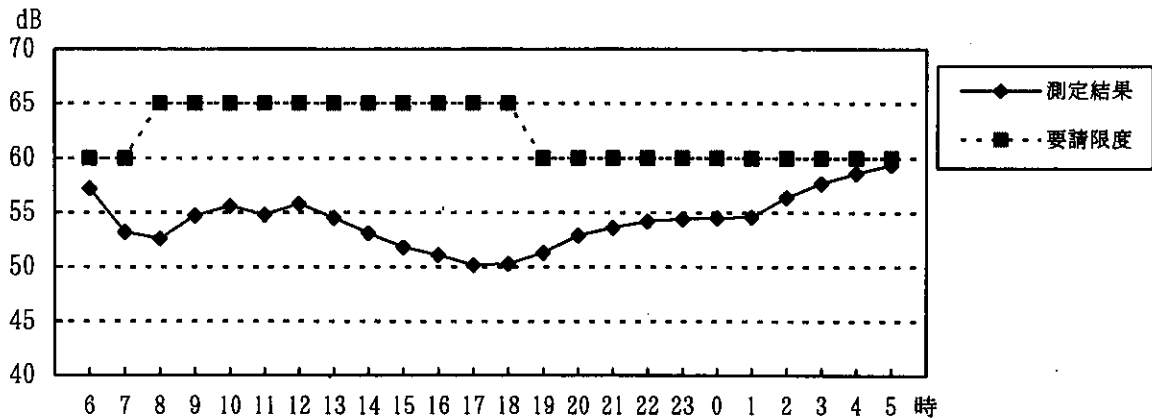
1. 国道17号線

測定地点	上尾市上町2-14-19 (市役所別館前)
測定月日	平成15年10月16日~10月17日
用途地域	準住居地域

① 騒音測定結果



② 振動測定結果



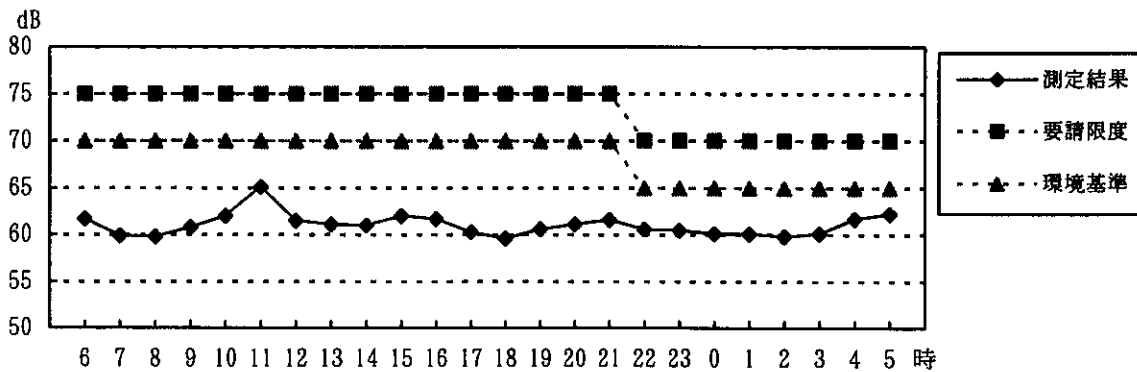
(単位: dB)

	騒音				振動	
	要請限度 (Leq)		環境基準 (Leq)		要請限度 (L ₁₀)	
区域の区分	幹線交通を担う道路に接近する空間 (屋外)				第1種区域	
時間の区分	昼間 (6:00~22:00) 75	夜間 (22:00~6:00) 70	昼間 (6:00~22:00) 65	夜間 (22:00~6:00) 60	昼間 (8:00~19:00) 65	夜間 (19:00~8:00) 60
測定結果	71	72	71	72	53	55
比較	○	×	×	×	○	○

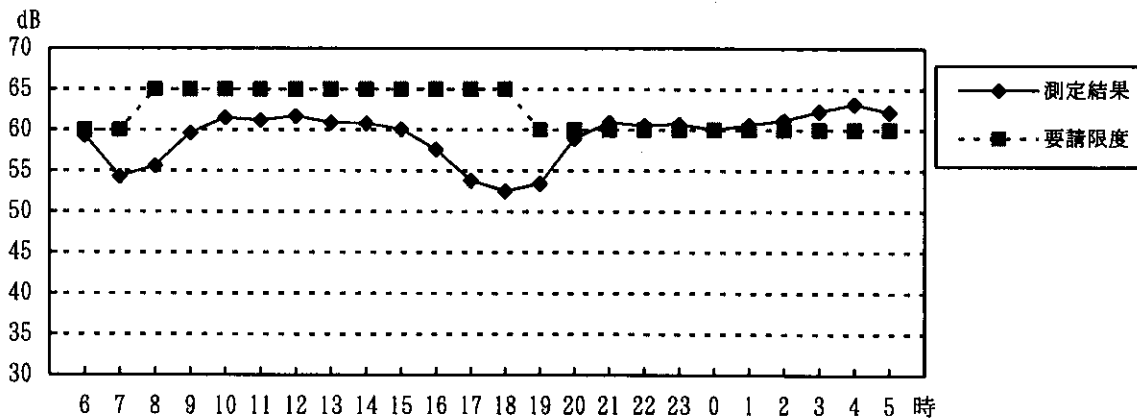
2. 主要地方道さいたま・栗橋線

測定地点	上尾市大字原市3336原市団地（防音壁内側）
測定月日	平成15年10月23日～10月24日
用途地域	準住居地域

① 騒音測定結果



② 振動測定結果



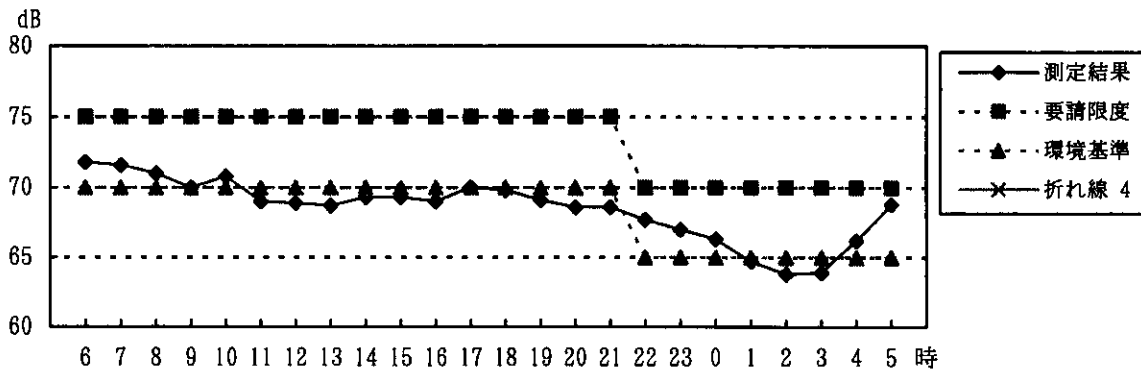
(単位：dB)

	騒音				振動	
	要請限度 (Leq)		環境基準 (Leq)		要請限度 (L ₁₀)	
区域の区分	幹線交通を担う道路に接近する空間 (屋外)				第1種区域	
時間の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
	75	70	65	60	65	60
測定結果	61	61	61	61	59	59
比較	○	○	○	○	○	○

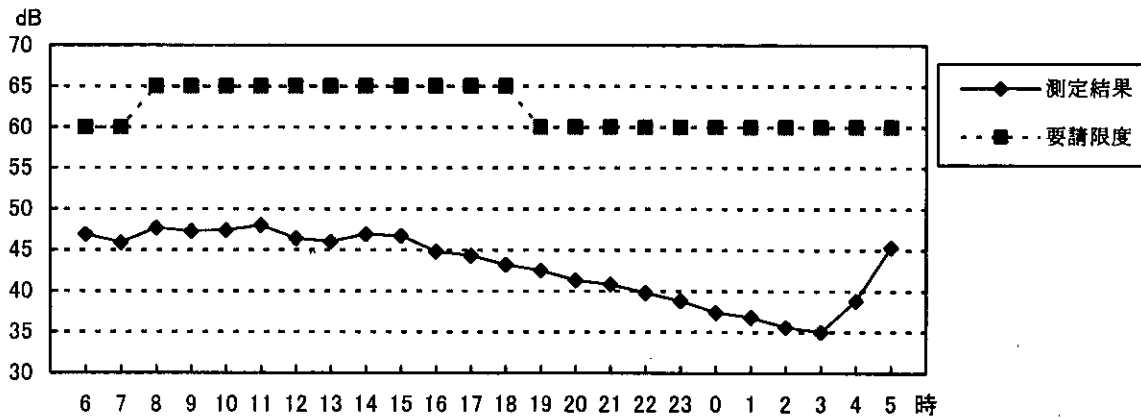
3. 主要地方道さいたま・菖蒲線

測定地点	上尾市大字原市4169-3 (原市集会所脇)
測定月日	平成15年10月30日~10月31日
用途地域	第2種住居地域

① 騒音測定結果



② 振動測定結果



(単位：dB)

	騒音				振動	
	要請限度 (Leq)		環境基準 (Leq)		要請限度 (L ₁₀)	
区域の区分	幹線交通を担う道路に接近する空間 (屋外)				第1種区域	
時間の区分	昼間 (6:00~22:00) 75	夜間 (22:00~6:00) 70	昼間 (6:00~22:00) 65	夜間 (22:00~6:00) 60	昼間 (8:00~19:00) 65	夜間 (19:00~8:00) 60
測定結果	70	66	70	66	46	43
比較	○	○	×	×	○	○

(4) 深夜営業騒音

深夜営業におけるカラオケ等の苦情防止対策として、埼玉県生活環境保全条例により、深夜営業騒音に関する規制がある。これに伴い、カラオケ機器を使用する飲食店が保健所へ営業許可申請する際に、条例内容の説明やスピーカーの位置、防音等の対策について市が事前指導をしている。

表18 深夜営業騒音の年度別事前指導件数

年 度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
件 数	26	35	29	27	15

5 悪臭の防止

悪臭についての苦情を用途地域別に見ると、表19のように、住居系地域がほぼ5割となっている。表20は、発生源別の苦情受理件数である。かつては塗装などを行う製造事業所が多かったが、近年は野外焼却に伴う悪臭苦情が増加しており、また悪臭が極めて低い濃度でも知覚されることから、多岐にわたる発生源が原因となっている。

表19 悪臭に関する用途地域別苦情受理件数（平成15年度）

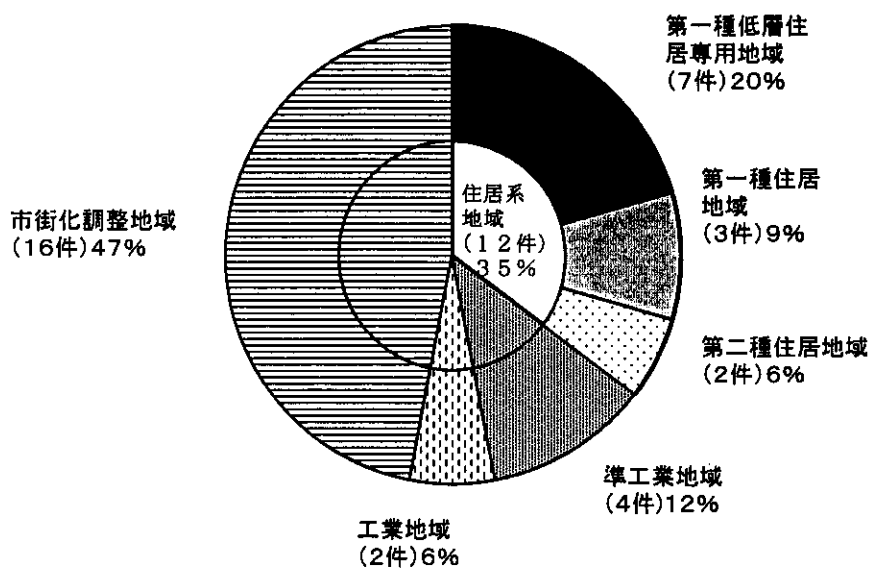
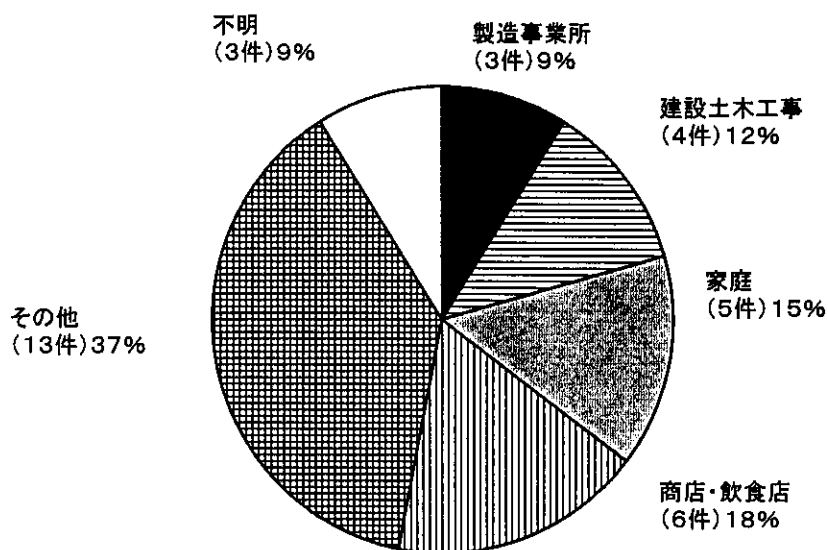


表20 悪臭に関する発生源別苦情受理件数（平成15年度）



6. 地盤沈下の防止

(1) 地盤沈下の現況

本市における地盤沈下について、県が昭和46年度から観測を行っている。現在、11ヶ所に水準点があり、このうち6ヶ所で調査が行われている。表21、22に過去5年間の調査結果を示した。近年は、急激な沈下は見られなくなったものの、年々沈下傾向にある。

表21 精密水準測量成果表

基 標 番 号	所在地 町(字)名	調査開始 年月日	年度別変動量(mm)					過 去 5年間の 変動量 H11.1.1 ～16.1.1 (mm)	調 査 開 始 年 からの 変 動 量 (mm)	H15.1.1 の真高 (T.P.) (m)	備 考
			H11.1.1 ～12.1.1	H12.1.1 ～13.1.1	H13.1.1 ～14.1.1	H14.1.1 ～15.1.1	H15.1.1 ～16.1.1				
46-09	平 塚	S47.1.1	-3	-8	-5	-7	5	-17	-165	15.263	
17-036	日 の 出	S47.1.1	-3	-6	-2	-6	5	-12	-148	16.451	*
17-038	上 野	S47.1.1	-1	-12	-4	-7	6	-17	-258	16.397	*
486	愛 岩	S47.1.1	-3	-8	-2	-8	5	-15	-196	16.356	*
17-039	緑 丘	H11.1.1	-1	-11	-2	-9	7	-15	-15	17.963	*H10年度仮点
63-02	原 市	S64.1.1	-5	-3	0	-4	7	-6	-21	14.329	

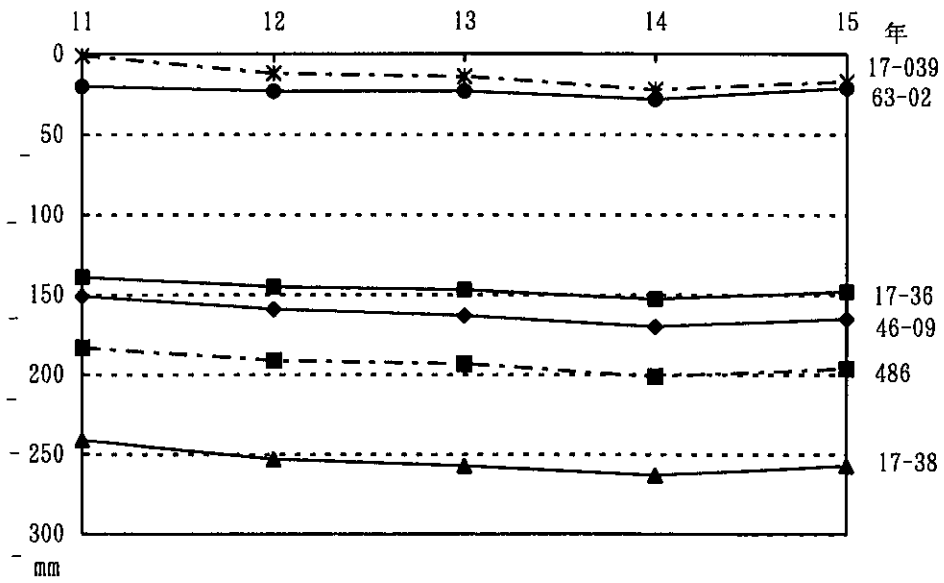
注 1. 表の備考欄中※は、国設定の水準点を示す。

2. 表の備考欄中「仮点」は、水準基標の移転、亡失、工事等により他の固定点を利用したものを示す。

3. 本表の標高は、水準点の高さを示すもので、真の地表面高とは若干異なる。

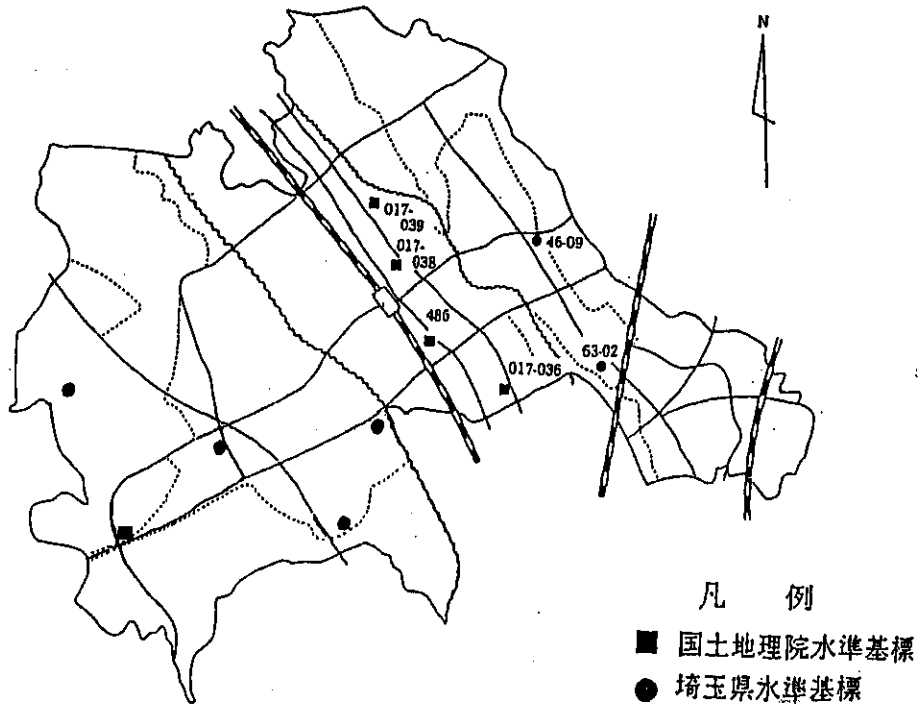
4. 過去5年間の変動量は、平成10年1月1日の真高と平成15年1月1日の真高の差である。したがって、四捨五入の関係で各単年度の変動量を加えた数量とは必ずしも一致しない。また、調査開始年からの変動量は、調査開始年の真高と平成15年1月1日の差である。

表22 地盤沈下経年変化 (調査日:各年1月1日)



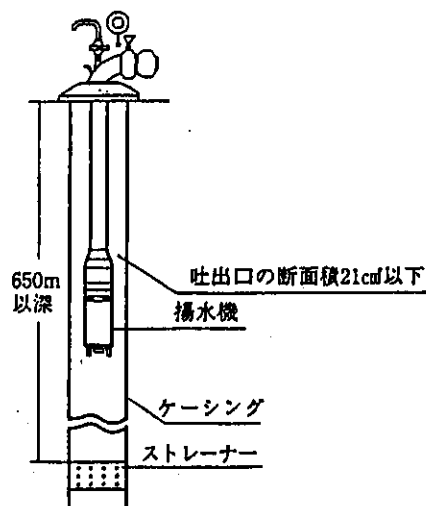
水準基標配置図

(配置図挿入)



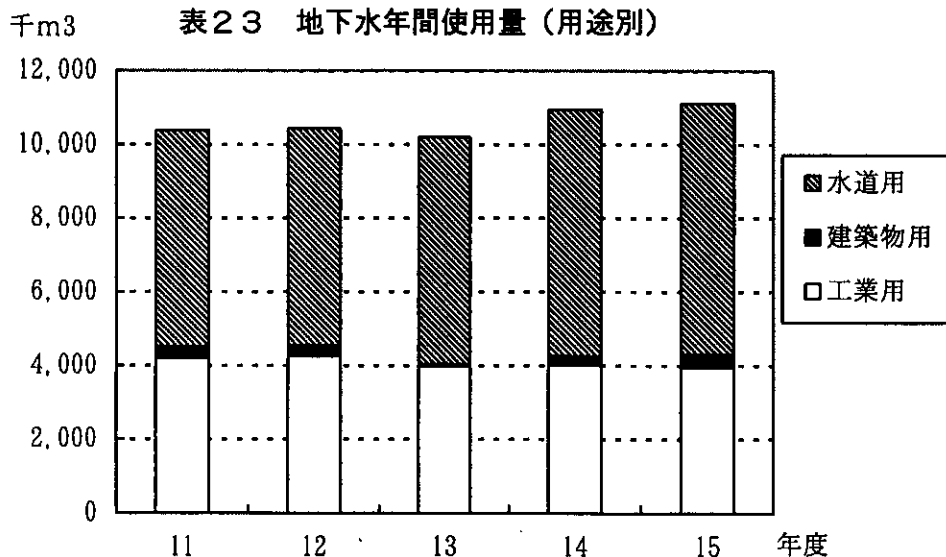
(2) 揚水対策

本市は、埼玉県生活環境保全条例の地下水の採取に関する規制（工業用水、建築物用水）指定地域となっており、県が地下水の採取規制を行っている。このため、揚水施設の吐出口断面積が6平方センチメートルを超えるものは、許可制となっており、下図のとおり許可基準が定められている。また、許可対象外の揚水についても、新設の抑制、井戸の規模縮小、上水道へ転換、汲み上げ量の削減等について指導している。



揚水施設の構造図
(許可基準)

表23 地下水年間使用量（用途別）



用途 \ 年度	工業用		建築物用		水道用		合計	
	揚水量	井戸数	揚水量	井戸数	揚水量	井戸数	揚水量	井戸数
11	4,187	65	328	9	5,860	30	10,375	104
12	4,242	61	305	8	5,880	30	10,427	99
13	3,982	61	45	5	6,171	29	10,198	95
14	4,003	61	256	14	6,683	31	10,942	106
15	3,940	65	369	15	6,809	30	11,118	110

7. ダイオキシン類汚染の防止

市内における環境中のダイオキシン類の現況を把握することを目的に、大気、河川水について調査を実施している。

① 大気調査の結果

調査地点は、平成12年度に実施した7地点のうち、上尾駅出張所・原市公民館・養護老人ホーム恵和園及び西貝塚公民館で年4回実施した。調査結果は、年平均値が0.10～0.19pg-TEQ/m³（平均値0.14）の範囲内であり、ダイオキシン類対策特別措置法（以下、「法」という。）で定める大気環境基準（年平均値0.6pg-TEQ/m³以下）を全地点で下回っていた。

表24 大気中のダイオキシン類調査結果

（単位：pg-TEQ/m³）

調査地点	13年度 年平均値	平成15年度					年平均値
		1回目	2回目	3回目	4回目		
		5月8日 ～15日	7月31日 ～8月7日	10月23日 ～30日	1月22日 ～29日		
上尾駅出張所	0.33	0.12	0.07	0.09	0.10	0.10	
原市公民館	0.30	0.11	0.06	0.10	0.11	0.10	
養護老人ホーム恵和園	0.46	0.25	0.08	0.31	0.13	0.19	
西貝塚公民館	0.33	0.19	0.06	0.23	0.11	0.15	
大気環境基準	0.6					0.6	

* なお、平成14年度については、上平公民館、大谷本郷自治会館、上野集落センター及び西貝塚公民館で測定。

* 13年度の養護老人ホーム恵和園の年平均値は領家工業団地内の年平均値を使用。

② 河川水調査の結果

調査地点は、平成14年度と同一の場所で行った。調査結果は、芝川（道三橋）で1.1pg-TEQ/Lと水質環境基準（年平均値1pg-TEQ/L以下）を上回ったが再調査では下回った。その他の地点では0.16～0.82pg-TEQ/Lの範囲内であり、法で定める水質環境基準（年平均値1pg-TEQ/L以下）を全地点で下回っていた。

表25 河川水中のダイオキシン類調査結果

（単位：pg-TEQ/L）

	年平均値			
	平成14年度 (10月)	平成14年度 (11月再調査)	平成15年度 (10月)	平成15年度 (12月再調査)
鴨川（富士見橋）	0.17	—	0.16	—
芝川（道三橋）*1	0.57	—	1.1	0.24
原市沼川柳津橋	2.1	0.14	0.82	—
江川（宮下樋管）	0.14	—	0.55	—
水質環境基準	1			

〔調査項目〕ダイオキシン類

- ・ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）
- ・ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）
- ・コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）

- pg（ピコグラム）=1兆分の1グラム
- TEQ（毒性等量）=最も毒性の強いダイオキシンに換算したことを表す表示
- コプラナーPCB=ダイオキシン類と類似した生体作用を示す一群のPCB類
- 毒性等価係数は、WHO-TEF（1998）を適用
- ダイオキシン類合計数値は、連動計算しているため個々の平均値の合計とは必ずしも一致しない

*1 2重測定結果を併記

*2 平均値は、2重測定の2つの測定値の平均値を1地点として算出した

③ 西貝塚環境センター

西貝塚環境センターは、最新技術を導入し、900℃前後の高温燃焼と自動化による安定操業を行うとともに、除じん効果の高いバグフィルターの設置などにより、ダイオキシン類などの有害物質を排出しないように努めている。

平成15年度のダイオキシン類測定結果は下表のとおりであり、法で定める排出基準値（年平均値1pg-TEQ/L以下）及び施設的设计基準値をすべての炉で下回っていた。

表26 煙突から排出されるダイオキシン類

(単位: ng-TEQ/m³N)

測定月	1号炉	2号炉	3号炉	平均
平成15年 8月	0.16	0.12	0.12	0.133
平成15年12月	0.084	0.049	0.055	0.062
平均	0.122	0.084	0.087	—

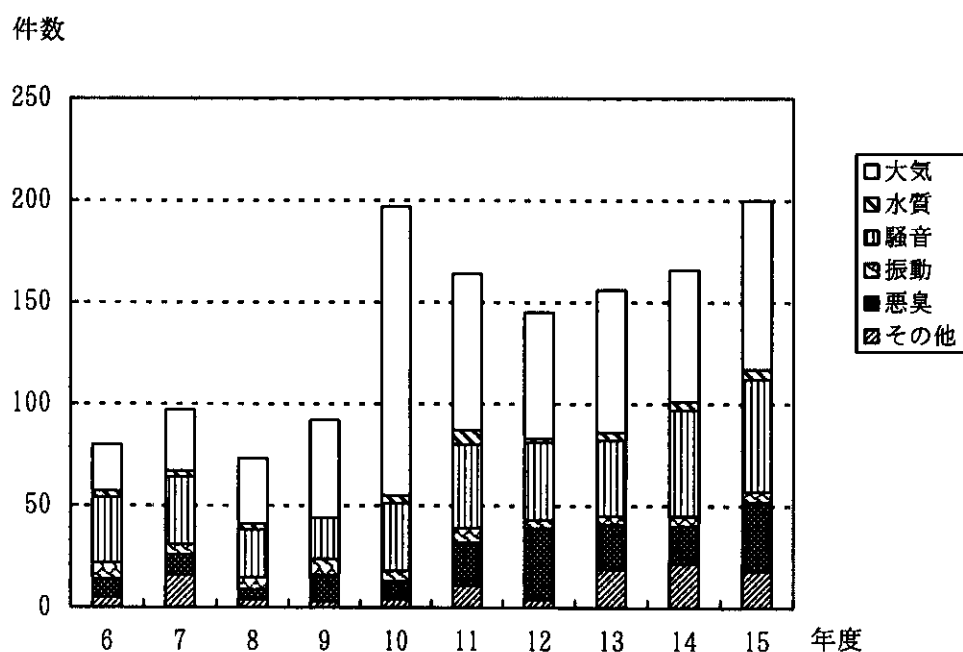
* 法の排出基準値1.0以下、施設设计基準値0.5以下

* ng(ナノグラム)は10億分の1グラム、TEQは毒性等量、m³Nは0℃・1気圧の状態の1立方メートルをあらわす。

8. 環境に関する苦情

環境に関する苦情は、住民が快適な生活を営む上で、阻害となる他からの物理的、心理的な要因を認識したときに生じる。苦情受理件数が直接環境問題の発生状況を表すものではないが、その地域の環境問題の特性をかなり端的に示すものである。本市における苦情は、近年特に大気に関する苦情が多い。また、市民生活により密接した問題に関するものが多くなっている。

表27 年度別苦情受理件数



	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
大気	23	30	32	48	142	77	62	70	65	83
水質	3	3	3	0	4	7	2	4	4	5
騒音	32	33	23	20	33	41	38	37	52	55
振動	8	5	6	8	5	7	4	4	5	5
悪臭	9	10	5	13	9	21	35	22	18	34
その他	5	16	4	3	4	11	4	19	22	18
合計	80	97	73	92	197	164	145	156	166	200

表28 月別苦情受理件数

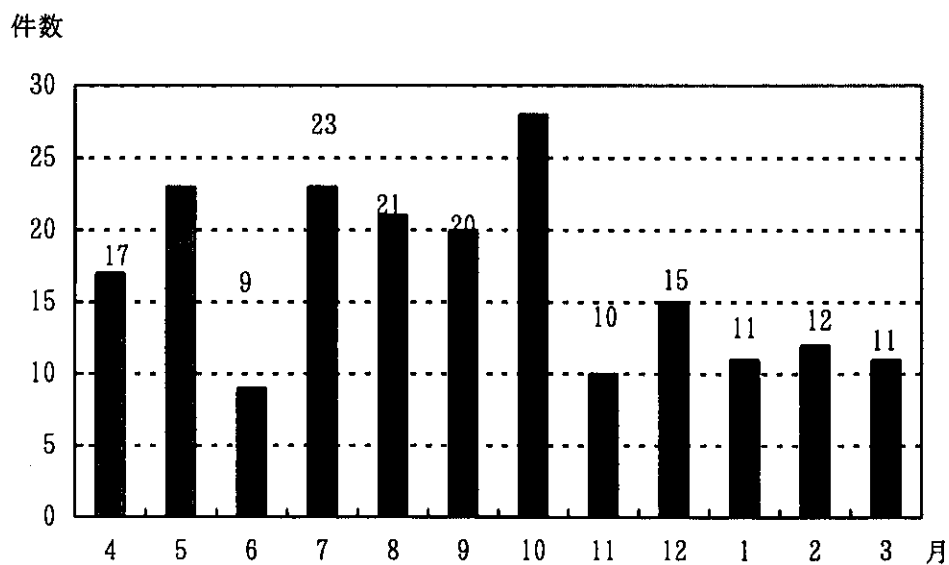


表29 種類別苦情受理件数

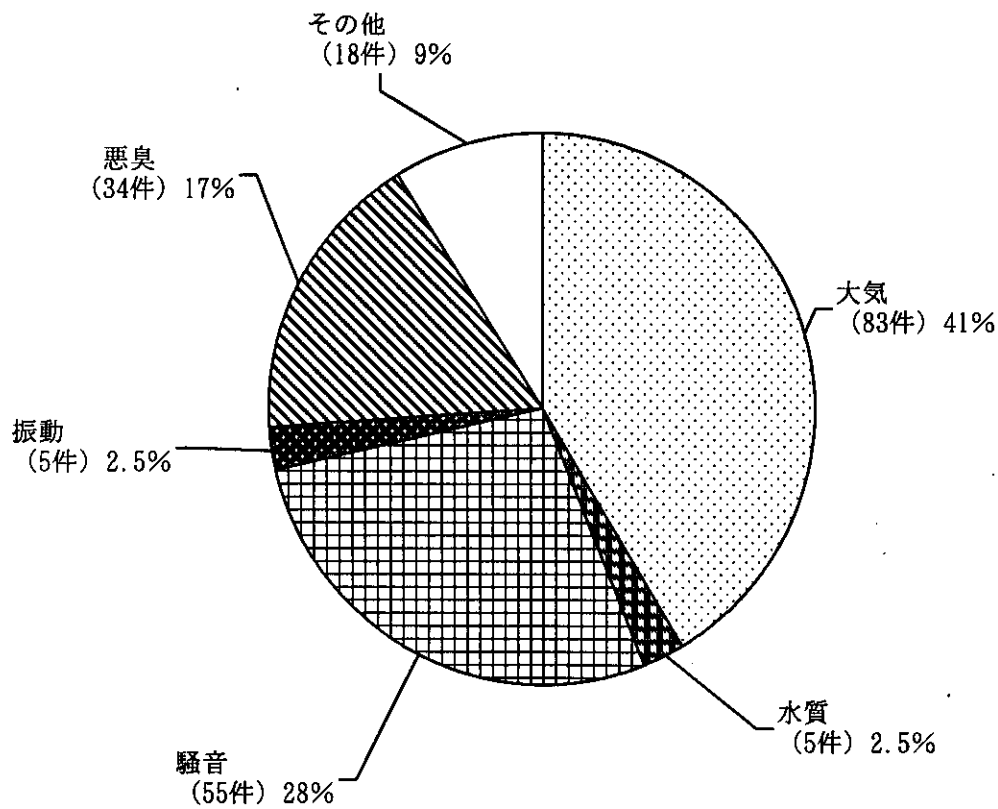


表30 用途地域別苦情受理件数

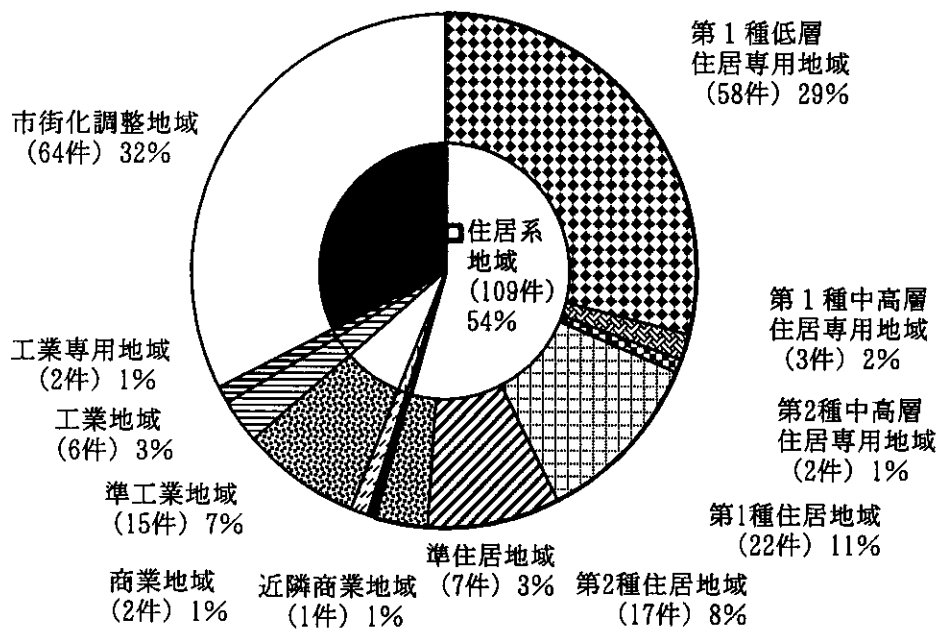
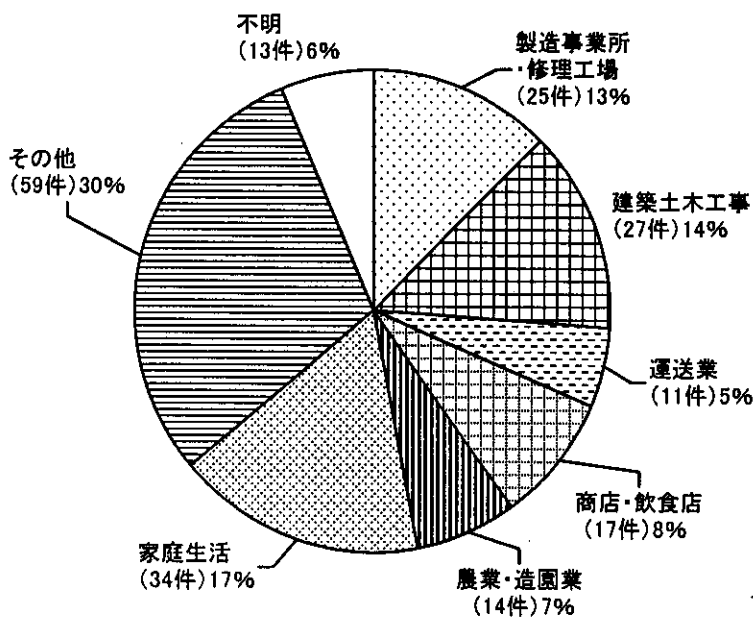


表31 発生源別苦情受理件数



9 用語の解説

あ行

アルキルベンゼン スルホン酸塩 (ABS)	家庭用洗剤として最も一般的な合成洗剤の主成分となっているものであるが、下水処理場の活性汚でい処理が不可能なため、河川汚濁の原因となっている。最近活性汚でい処理が可能な化学構造のLBS(ソフトタイプのもの)に変わりつつある。
アルキル水銀 (R _h gX)	有機水銀の1つで、無色か、白色の結晶を有し猛毒性である。アルキル基の種類によりメチル水銀、プロピル水銀などと呼ばれる。「水俣病」の原因物質とされており、アルキル水銀による中毒症状は、知覚、聴力、言語障害、視野の狭窄、手足のまひなどの中枢神経障害を起こして死亡する場合もある。主な発生源は化学工場、乾電池製造業などである。 環境基準……検出されないこと、排水基準……検出されないこと。
暗騒音	ある場所において特定の音を対象として考える場合に、対象の音がないときにも、その場所に存在する騒音を、対象の音に対して暗騒音という。
いおう酸化物 SO _x	二酸化いおう(SO ₂ ・亜硫酸ガス)、三酸化いおう(SO ₃ ・無水硫酸)、硫酸ミスト等の総称で、そのうち大気汚染の主役と考えられているものの大部分は亜硫酸ガスである。いずれも刺激性が強く、1~10ppm程度で呼吸機能に影響を及ぼし、においを感じ、眼の粘膜に刺激を与え流涙をきたす。
閾値 (いきち)	限界値ともいう。生理学または心理学上の語、その値以下では地域住民の健康上に悪い影響が起こらない値をいう。
一次汚染物質	人間活動から直接的に発生する汚染物質、工場からのばい煙、自動車の排ガス、粉じん、浮遊粒子状物質等、大気中に放出されたこれら汚染物質は、大気の物理的、化学的影響で、その姿を変えていく、その変化した汚染物質を二次的汚染物質という。
一酸化炭素 CO	燃料の不完全燃焼により発生する無色、無臭の気体である。生体に有毒で、血液中のヘモグロビンとの結合が酸素の約210倍であるため、酸素の供給を阻害し、ひどいときには窒息に至る。主要な排出源は自動車である。大気汚染防止法……特定物質、緊急時対象物質
一酸化窒素 NO	酸化窒素ともいい、無色の気体で液化しにくく空気よりやや重く、空気又は酸素に触れると直ちに赤褐色の二酸化窒素(NO ₂)に変わる。
上乘せ基準	排水基準は、いおう酸化物については地域区分ごとに、ばいじん及び有害物質については全国一率に定められている。都道府県は、このうちばいじん及び有害物質について、条例によりその地域の実情に則して国の基準よりきびしい基準(いわゆる上乘せ基準)を定めることができる。地域の実情に応じた大気汚染対策を講ずることになっている。排水基準においても国の一律基準よりきびしい基準を定めることができる。
エアレーション	空気を吹込み、あるいは機械的攪拌により空気中の酸素を液中に溶かす操作。

重要な排水処理の単位操作。溶存酸素の増加による生物活動の助長、揮発性物質の除去、自然酸化されやすいイオン類の酸化などの効果がある。

SS	Suspended Solid → 浮遊物質
エチル水銀	→ アルキル水銀
ABS	→ アルキルベンゼンスルホン酸塩
塩化水素 HCl	無色の刺激性の強いガス体で、空気より重く、水に溶解すると塩酸となり金属溶解性が強く腐蝕性質としてあらわれる。人体に対し腐蝕性毒として働き、5 ppmで鼻粘膜に明確な刺激がある。大気汚染防止法……有害物質、特定物質
塩素 Cl ₂	常温では、黄色のガス体であるが、20℃で液化し、黄色を呈する。空気より重い。4～8 ppmで眼、鼻、のど等の刺激や咳、呼吸逼迫、胸痛が0.5～3時間でおこる。100～1,000ppmの濃度では瞬間的に窒息を起し、死亡する。大気汚染防止法の有害物質、特定物質として定められている。
オキシダント O _x	明確な物質を示すものではなく、大気中に存在するガス状の総酸化性物質であり、その70～80%はオゾンである。 光化学スモッグの主要な指標となっている。緊急時の対象物質。
オゾン O ₃	紫外線、X線等の短波光線が酸素分子に反応すると発生する。空気より重く、金属の様な臭気を発生する微青色の物質で強い酸化力があり、色素類を脱色し、二酸化いおうや炭化水素を酸化し、無水硫酸や、アルデヒドに変える性質がある。人体には、0.2～0.5ppm程度で呼吸器の刺激症状、胸部の拘縮、肺機能低下が起こる。

が行

化学的酸素要求量 COD	水中の汚濁物質（有機物質）を酸化剤で酸化し、残った酸化剤の量から消費された酸素量を算出しmgO/ℓで表示したもの、CODの数値が大きいほど水質汚濁は著しい。
活性汚泥	有機性汚水に空気を吹き込むと時間がたつにつれ、その汚水に適した好気性微生物が繁殖して汚泥状のフロックが形成される。このフロックが活性汚泥と呼ばれ、好気性細菌や原生動物などの微生物と金属水酸化物を主体とする無機物の集合体であるといわれている。活性汚泥と下水の混合液に空気を混入することにより微生物の作用が活発に行われ、下水中の有機物質を活性汚泥に吸着し、活性汚泥微生物により酸化及び同化される。
活性汚泥法	汚水に活性汚泥を加え、均一に混合、エアレーションして、汚水中の有機物を活性汚泥により吸着、酸化同化（無機化又はガス化）させ、活性汚泥を沈澱により処理水から分離する操作をいう。BODの低減を図る方法。
カドミウム Cd	白色の柔らかい金属、イタイイタイ病の原因として知られる。慢性中毒は機能低下を伴う肺障害、胃腸障害、腎臓障害あるいは肝臓障害を起こす。 環境基準0.01mg/ℓ以下 排水基準0.1mg/ℓ以下

環境基準	<p>公害対策基本法の規定にもとづき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい、行政上の目標としての基準として設定されることとなっている。したがって、この基準は個々の公害発生源に対する直接の規制数値として働くものではない。いわば大気汚染、水質汚濁などの公害の防止に関する施策を推進するうえでその目標となり、よりどころとなるものである。現在までに、SO₂、CO、浮遊粒子状物質、NO₂、光化学オキシダント、水質汚濁、騒音について、それぞれ環境基準が設定されている。</p>
逆転層	<p>大気中で、高さが増すほど気温が高くなる現象を逆転といい、このような状態にある大気層、接地逆転層、上層逆転層、沈降逆転層、放射逆転層、前線逆転層、乱流逆転層などがある。逆転層があるとこれが大気フタのような役目をして逆転層の内側の大気を安定させるため、地上から出されたばい煙などがこの層と地表との間に閉じこめられて汚染がひどくなる。</p>
クロム Cr	<p>金属クロムは、極めて安定で日用品、装飾品を始めとし広く利用されている。又、クロムの化合物中、三価のクロムは、比較的毒性が低いが、六価クロムは、猛毒で人体にきわめて危険な物質である。この六価クロムは、皮膚、粘膜の腐触性が強く、これを含む水の摂取が続けば、肝臓、腎臓、ひ臓に蓄積することが確かめられており、多量に摂取すると嘔吐、腹痛、ケイレン等を起こして死に致することもある。多く使われるのは、メッキ工場、無機化学工業などである。</p>
K値	<p>いおう酸化物の排出基準は、一般排出基準と特別排出基準とがあるが、これはいずれも $q = K \times 10^{-3} H e^2$ の式により算出されたいおう酸化物の量である。これがいわゆるK値規制方式といわれるもので、政令で定められる地域ごとのKの値が、実質的にその地域の排出基準を左右する。このKの値は、当該地区の現状の汚染と環境基準との関係を前提に、環境基準達成のために許容されるSO_x排出量を算出して、想定SO_x排出量からの削減率として算定されるものである。 (q……いおう酸化物の量、He……補正された排出口の高さ)</p>
健康リスク 評価指針値	<p>「ダイオキシン類に係る環境保全対策を講じるに当たっての目安となる値」として、環境庁の「ダイオキシンリスク評価検討会報告書(平成9年5月)」が示したもので、「人の健康を維持するための許容限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい水準として、人の暴露量を評価するために用いる値」である。 健康リスク評価指針値として、5 pg/kg/dayを設定している。</p>
光化学スモッグ	<p>大気中に存在する窒素酸化物(NO_x)、炭化水素(HC)等が紫外線と作用してオゾンその他の過酸化物(オキシダント)を一次的に生成し、これが特殊な気象条件のもとでスモッグを形成したとき、これを光化学スモッグと呼んでいる。夏の日ざしが強くて風の弱い日に特に発生しやすく、その影響は、目がチカチカする、のどが痛くなるという人体影響のほか視程障害、呼吸器系皮膚粘膜への影響、また、植物にある種の症状を与えるなど広範にわたる。</p>
公共用水域	<p>河川、湖沼、港湾、沿岸海域、かんがい用水路その他公共の用に供される水路である。およそ通常の人が入り出ることができる水域はすべて公共用水域であると</p>

解されている。工場敷地内の排水路、地下水はこれには含まれない。水質汚濁防止法による排水規制は公共用水域に排出される水について行われることになる。公共用水域以外の水域に排出される水については同法の排水基準は適用されない。終末処理場を現に設置している公共下水道及び流域下水道は、法律上公共用水域の範囲から除かれている。したがって、これらの下水道へ排出する工場、事業者については同法の排水基準は適用されない。そのかわりに、下水道から公共用水域へ放流される水につき排水基準が適用される。

コプラナPCB

トランス（変圧器）やコンデンサー（蓄電器）に使われるPCB（既に使用禁止済み）中に不純物として含まれ、発ガン性の疑いがあるなど、ダイオキシン類に似た毒性をもっている物質で既に欧米では、ダイオキシンの一種として扱っている国もある。

上尾駅出張所の1か所にて調査した結果は、大気については年平均0.0041pg-TEQ/m³、土壌については2.3pg-TEQ/gであった。

ざ行

三酸化イオウ

いおうの燃焼の際に少量発生し、水と反応し硫酸となりやすい。
→いおう酸化物

産業廃棄物

廃棄物は発生源によって産業廃棄物と一般廃棄物に分かれ、産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等に代表される。産業廃棄物とされるものは、量的、質的に環境汚染源として重要な意味をもつものであって、その特性に応じて定められた厳しい処理基準に従って処理する必要のある廃棄物である。なお、一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、住民の日常生活に伴って生ずるし尿、ごみ、粗大ごみ等のほか、一部の業種の事業活動に伴って排出された紙くず、木くず等の産業廃棄物の総称である。

シアン化合物

シアン化合物には、シアン化カリウム（青酸カリ）、シアン化カルシウム、シアン化ナトリウム等がある。人体影響は直接的で数秒ないし、数分で中毒症状が現われ、頭痛、めまい、意識障害、痙れんをおこし死亡する。環境基準、検出されないこと。

指定地域

大気汚染や水質汚濁のように公害発生源の影響が広い範囲に及び、公害現象が全国にわたっているものについては、その規制は地域を限定せずに行うこととされているが、騒音、地盤沈下のように、主として局地的問題として発生する公害については、規制の対象地域を定めることとなっている。

自動車排出ガス

自動車エンジン排ガスで、汚染成分としては、一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物、ホルムアルデヒド、炭化水素類を含有する。燃料の種類あるいは運転状態によって発生するガスの成分は異なる。この排ガスの中にはとくに有毒な鉛とかベンツピレンなどが含有される。

重油脱硫

いおう酸化物による大気汚染を軽減するための一つの方法として重油中に含まれるいおう分を取り除く方法があり、それには、重油の中へ水素を添加していおう分を硫化水素として回収する直接脱硫方式と、減圧軽油を高温高圧の中で水素を混合していおう分を硫化水素の形で取り出し、いおう分0.3%

		程度の脱硫酸油を作って、これを他の浅渣油と混合して低いおう重油とする間接脱硫酸方式とがある。
C O D		→化学的酸素要求量
水	銀	水銀化合物には無機と有機があり、Total-Hgは金属水銀としてすべての水銀化合物を定量するのに対して、R-Hgはアルキル水銀のみを定量する。アルキル水銀の中でもメチル水銀、エチル水銀などは「水俣病」の原因物質で、これによる中毒症状としては、言語障害、視野狭窄、手足のマヒなど中枢神経障害が起こり、死に至る場合もある。
	Total-Hg, R-Hg	
水素イオン濃度		水の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標であり、PH値が1～7未満で酸性、7のとき中性、7～14までアルカリ性、水道用水としては、PHが8.5を超えると化学反応面からみて塩素殺菌力が低下し、PHが6.5以下になると浄水処理上の凝集効果に悪影響を及ぼすとされている。PH6.5から8.5までの範囲は水道管、給水装置等の腐蝕防止の点からいっても望ましい水質である。
	PH	
ストレーナー		吸水管部の意味、「井戸（揚水設備）のストレーナーの深さ」によって、その井戸がどのような深さにある地下水をくみ上げるかがきまり、地盤沈下の与える影響がきまってくる。
スモック		Smoke（煙）とFog（霧）から合成された言葉で、大気が汚染された状態を総称している。
スラッジ		下水処理過程で出る下水汚泥のこと、各段階で出る汚泥では成分、固形度が異なる。
生物化学的酸素要求量	BOD	水中の好気性微生物によって消費される溶存酸素の量をいい、BODが大きいほど水質汚濁が著しい。
総水銀	T-Hg	総水銀はアルキル水銀等の有機水銀と無機水銀との総称である。無機水銀は、公共水域内で有機水銀化するといわれ、このため、これらの水銀を一括して総水銀として、これを汚染状況を示す基準としたものである。環境基準は検出されないこと。排水基準は0.005mg/lである。
総量規制		地球環境の自浄能力からみた環境容量に基づいて、一定の地域内で排出される汚染物質の量をその地域全体の総量で規制する方式をいう。この総量規制方式は、汚染物質の排出口ごとの濃度で規制する従来のいわゆる濃度規制に加えて、今後の排出規制の進むべき新しい方向を示しているといえる。

た 行

ダイオキシン 除草剤などの農薬製造の際の副産物として生成されるほかに、PCB（ポリ塩化ビフェニール）の焼却、ごみ焼却のときに生成されることが知られている。ダイオキシンは75種類の化合物の総称で、そのうち四塩化物をTCDD（四塩化ダイオキシン）と呼ぶ。TCDDにも、塩素原子がどこに位置するかで22種の異性体があるが、なかでも2・3・7・8TCDDは、合成化学物質中もっとも毒性が強いとされている。

大気環境指針値	(年平均0.8pg-TEQ/m ³) ダイオキシン類による健康影響を未然に防止するために維持することが望ましい水準として健康リスク評価指針値 (5 pg-TEQ/kg/day) 等を踏まえて、設定されたもの。 大気環境指針値は、一生涯という長期にわたる暴露を想定して示されたものである。大気環境濃度がこの指針値を上回る場合であっても、直ちにそれが人の健康に影響を及ぼすとは言えない。 また、この大気環境指針値は、現時点における科学的知見を最大限活用して導き出されたものであり、今後の科学的知見の充実に応じて検証されるものである。
大腸菌群	大腸菌はそれ自体人の健康に有害なものではないが、大腸菌が多数存在する場合には同時に赤痢菌、チフス菌等の病原菌が存在する可能性がある。そのため大腸菌は、病原菌等による汚濁の指標として用いられる。環境基準……河川A A湖沼A Aの水域5MPN/100mlから河川Bの水域5,000MPN/100mlまで定められている。排水基準……日間平均3,000個/cm ³
濁度	濁りの程度をあらゆる単位、用水、廃水などの濁りの試験において用いられ、62~74μの白とう土粒子1mgを水1ℓに含むものの濁度を1度と定めてこれと比較する。
脱硫	大気中のいおう酸化物を減少するために、その原因である燃料からいおう分を少なくするか、燃焼排ガスからいおう分を除去するかの2法がある。これが脱硫で、前者を重油脱硫、後者を排煙(排ガス)脱硫という。 → 重油脱硫 → 排煙脱硫
炭化水素 HC	炭素と水素とだけからできている。完全に燃すと水と炭酸ガスだけになる化合物の総称である。その種類も気体(メタン)液体(ベンゼン)固体(ナフタリン)など分子量や構造により異なりその種類も多い。
窒素酸化物 NO _x	これは物の燃焼に伴ない発生する。その多くは、一酸化窒素(NO)として排出され、大気中で酸化されてしだいに二酸化窒素(NO ₂)が生成される。その発生源は、自動車等の移動発生源と、工場・事業場等のボイラー等の固定発生源で、都市部においては、広範囲に分散している。一方、光化学スモッグの原因物質でもあり、現在、大気汚染対策の重要な課題とされている。
低いおう油	大気中のいおう酸化物の量は、燃料の燃焼排ガスによることが多いので、いおう含有量の少ない燃料油が特に要求される。ミナス原油のようにいおうの含有量のごく少ないものもあるが、石油精製中に脱硫して、低いおう油を生産することができ、わが国においても各精油所が行っている。
TEQ	(Toxicity Equivalency Quantity) 毒性等量のこと。ダイオキシン類は多くの異性体が存在し、毒性もそれぞれに異なるため、最も毒性の強い2・3・7・8-四塩化ジベンゾパラジオキシン(2・3・7・8-TCDD)の毒性に換算して表わしていることを示す符号。ダイオキシン類の調査結果では、一般に実測した異性体の濃度に、2・3・7・8-TCDDの毒性を基準(1とする。)にした係数(0.5,0.1,0.05,0.01,0.001,0)を掛け、その合計値で表す。

定性分析	被検物質がどのような成分から成るか、あるいはどのような成分を含んでいるかを調べる。物質の化学的性質を利用した方法のほか、各種の機器を利用した光学的方法、電気的方法などが発達している。定量分析の前に行われる。
定量分析	被検物質を構成する成分の量および性質を測定する方法、重量、体積、電気的な変化量など定量する物質の量に関係した数量を測定する。その物質の最を求める。
デシベル dB (A)	耳の感覚を計器の回路として組み込んだ騒音計で測った値を騒音レベルとい、dB (A) はこの騒音レベルの大きさを表す単位である。わが国では、dB (A) を「ホン」ということもあり、これは全く同じ単位を示している。
銅 Cu	赤色で光沢を持つ金属である。熱および伝導度は銀についで大きい。成人は一日に2~3mg必要であるといわれるが、多量に摂取すれば有害である。排水基準3mg/l以下。
導電率法	空気を一定の流速で過酸化水素中に吸収反応させ、空気中の硫黄酸化物と化合生成した硫酸の濃度により、電気伝導度の変化を利用して硫黄酸化物の量を連続測定するもので、その結果は、25℃s/cmで表す。
特定化学物質	PCBのように、分解しにくい、生物体内での濃縮性が高い、さらに慢性毒性がある、と判断されたものについて、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により指定され、原則として製造や輸入が禁止される化学物質。現在、PCB・PCN (ポリ塩化ナフタレン)・HCB (ヘキサクロロベンゼン)・アルドリン・ディルドリン・エンドリン・DDT・クロルデンの8物質がある。
特別排出基準	大気汚染防止法ではいおう酸化物、ばいじん、特定有害物質については、その汚染が一定の限度を超えるおそれがある地区を限って、その区域内に新設されるばい煙発生施設に、一般の排出基準よりきびしい排出基準(すなわち特別排出基準)を課すことにしている。これは、汚染が一定限度以上に著しい地域では、それ以上汚染源が増加することを極力制限する必要があり、また新設の施設は、既設のものより進んだ対策を行いうるので、よりきびしい排出基準を課すことにしたものである。特別排出基準は、施設集合地域において、多数のばい煙発生施設の集合による複合汚染の場合に適用されるものであり、ばい煙発生施設の数などの点から、一般の有害物質には適用されない。
トルエン	ベンゼンに似た臭いのある無色の液体で、コールタールの分溜によって得られる。水には微量で溶け、アルコール・クロロホルム・エーテルなどによく溶ける。麻酔作用はベンゼンより強いが、慢性障害(主に血液毒)ははるかに軽いと考えられている。主な有害作用は麻酔性と軽度の血液変化にあるが、これらの障害は一般には一過性である。

な 行

ng (ナノグラム) 10億分の1グラム

鉛 Pb	鉛は、帯青白色の軟らかい重い金属で、大量の鉛が人体内に入ると急性中毒をおこして、腹痛、嘔吐、下痢、尿閉等が現れ、激的な胃腸炎等により死亡することもある。少量の鉛が長期にわたって人体に入ると、食欲不振、便秘、頭痛、全身倦怠、貧血、視力障害等がおこる。鉛の体内蓄積は、毎日0.5mg/ℓ以上吸収されるとおこるとされている。環境基準は0.01mg/ℓ以下、排水基準0.1mg/ℓ以下。
二酸化いおう (亜硫酸ガス) SO ₂	いおう酸化物の大部分を占めるガスで、いおう酸化物と同様にいおう分を含む燃料を燃焼する際に発生する、無色刺激性の気体で、還元性が強い。人体影響としては0.5～1ppmで臭気を感じ、5～10ppmで鼻喉に不快な刺激をあたえる。さらに高濃度に達すると歯牙酸蝕性、結膜炎などを起こし、致死する場合もある。低濃度で慢性的な症状としては、四日市ぜんそく、気管支炎等を起こす。排出規準……二酸化いおうについては規制なし。いおう酸化物について規制している。環境基準……1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素 NO ₂	赤褐色で、刺激性特異の臭気ある気体で物の燃焼の際発生し、高温になるほどその量は多い。人体影響としては、呼吸器の細菌感染などに対する抵抗力を弱め、鼻、ノドの粘膜、呼吸器系統への刺激を与える。また、肺に呼吸された二酸化窒素が、ヘモグロビンと結合し、血液の酸素運搬機能を阻害する特徴があり、ヘモグロビンとの親和力は酸素の約50,000～70,000倍である。大気汚染防止法の特定物質。緊急時の対象物質、環境基準は1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
二酸化鉛法 (Pb ₂ 法)	二酸化鉛を塗布した布を円筒に巻きつけたものをシエルターに入れて1ヶ月間大気中に暴露し、二酸化鉛と大気中の硫酸化物が化合して生じた硫酸鉛の硫酸根を定量するもので、その結果はSO ₃ mg/100cm ² /日で表す。
Nm ³ /時	温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した一時間当たりのガス量を表す単位である。
ノルマルヘキサン 抽出物質	排水中の油分の含有量を示すために設けられた項目で、N-ヘキサンに抽出され、80℃付近で揮発しない物質である。N-ヘキサン抽出物質は動植物油脂、鉱油類である。石油系油分の影響は海水の油濁に現れ、わが国では、四日市、水島などで魚の油臭化が問題となった。水田に入ると生育に影響をあたえ、根ぐされ病をおこす。

は 行

排煙脱硫	燃料等の燃焼により生じた排煙中に含まれる硫酸化物を除去する装置で、大別して湿式吸収法、乾式吸収法及び活性炭吸着法がある。
ばい煙	大気汚染防止法の定義では、ばい煙とは次の物質をいう。(1)燃料等の燃焼に伴い発生するいおう酸化物、(2)燃料等の燃焼または電気炉等の使用に伴い発生するばいじん、(3)物の燃焼、合成、分解等の処理に伴い発生する有害物質。いおう酸化物には、亜硫酸ガスおよび無水硫酸が含まれる。ばいじんは、従来ススその他の粉じんと称していたものであり、物の機械的処理などにおいて発生する粉じんは含まれない。また、ばい煙は物質を発生源側から見て定

	<p>義したものであり、この点で浮遊粉じん及び降下ばいじんと区別される。有害物質として政令で定められているものは、現在、カドミウム、塩素、塩化水素、フッ化水素、鉛、窒素酸化物等である。</p>
廃棄物排出等基準	<p>→ 産業廃棄物 公害対策基本法では、政府は、公害を防止するため、事業者等の遵守すべき基準を定めることとされており、(法10条)この規定をうけて、各公害規制法において特定物質の排出の基準など、規制の前提となる基準が定められている。</p>
パワー平均	<p>エネルギー平均。dB単位の数値を平均する場合に、dB値をパワーに換算して平均をとり、その値を再びdBに換算する。</p>
ヒ素 As	<p>灰色、黄色、黒色の同素体があり、灰色のものがふつうのヒ素で金属光沢がある。大量に摂取すると、急性中毒をおこし死亡することもあるが、水質汚濁の場合に問題となるのは慢性中毒である。少量ずつ長期にわたって摂取すると、知覚障害、皮膚の青銅色化、浮腫、嘔吐、腹痛、流涎、肝臓肥大、肝硬変等をおこし、循環器障害で死亡するとされている。 環境基準……0.01mg/ℓ以下 排水基準……0.1mg/ℓ</p>
pg (ピコグラム)	<p>1兆分の1グラム</p>
ppm ppb=1/1000ppm	<p>濃度を示す単位の記号の1種、百万分中の幾分であることを示す分率であり、大気汚染や水質汚濁の汚染物の濃度を表示するのに繁用されている。水質汚濁では1ℓ中に1mg汚濁物質が存在する場合の濃度を1ppmで示し、大気汚染では1m³の大気中に1cm³の汚染物質濃度を1ppmで示す。例えばある物質が1kg中に1mg含まれていると、1ppmといい、濃度あるいは含有率を表す。</p>
PPP polluter pays principle	<p>環境汚染防止のコスト(費用)は汚染者が支払うべきであるとの考えであって、一般には汚染者負担の原則といわれている。</p>
富栄養化	<p>海洋や湖沼で栄養塩類の少ないところはプランクトンが少なく、透明度も大きい、このような水域は貧栄養であるという。これに対し、栄養塩類が多いところではプランクトンが多く、透明度が小さい。このような水域を富栄養であるという。汚染その他の影響で貧栄養から富栄養へと変化する現象を富栄養化という。水質汚濁は富栄養化を顕著に促進する原因となる。現在では、我国の多くの湖や内湾は水質汚濁によって富栄養化しつつある。富栄養化した湖海では水の華、赤潮と呼ばれるプランクトンの異常発生が起り、有用な魚介が斃死するなど影響がある。</p>
フェノール類	<p>フェノール、クレゾール、キシレノールなどの総称で、いずれも高濃度では有毒で、毒物および劇物に指定されている。人体影響は皮膚炎症等があり、塩素と化合する異臭を発生する。排水基準5mg/ℓ以下。</p>
フッ素	<p>空気より重い、特有の刺激的臭気のある淡黄緑色の気体で、水分があると直ちに反応してフッ化水素を生成する。大気汚染防止法の有害物質として定められている。排水基準がフッ素及びフッ素化合物について、施設ごとに1~</p>

20mg/Nm³の範囲で定められている。

フッ化水素
HF

気体となると空気より軽く、液体となると空気中の水分と反応してフッ化水素酸となるため白煙を生じる。化学反応性に富み、金属の酸化物と反応してフッ化物を形成する。人体に対する影響が問題となったことはあまりないが、一方植物に対しては低濃度でも相当大きな被害を生ずる。大気汚染防止法の有害物質、特定物質として定められている。

フッ化珪素
SiF₄

常温では、無色の空気より重い気体である。水によって加水分解され、フッ化水素を生じる。人体、植物に対する影響はフッ化水素と同じであるが、毒性はやや弱い。大気汚染防止法の有害物質、特定物質として定められている。

浮遊粒子状物質

粉じん、ばいじんのうち粒径が10μ以下の物質であり、発生は、自然的なものとして、風による土砂の舞い上り、また、石油系、石炭等のエネルギー燃料の燃焼物の破壊等によるものが掲げられる。呼吸により体内に入るが、特に粒径の小さい物質については、肺胞に寄り、溶解性のものであれば血液にとけこまれるが、不溶解のものであると、そのまま肺組織に寄り生体に反応をもたらし、塵肺等の症状を呈する。しかし浮遊粒子状物質中には、硫酸ミストや重金属類が混入しているため、他の症状もあらわれる可能性が強いとされている。緊急時の対象物質として定められている。環境基準については、一時間値の1日平均値0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること。

浮遊物質
SS=Suspended
Solid

水中に浮遊している物質の量をいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ることとされており、数値 (mg/l) が大きいほど水質汚濁の著しいことを示す。

ポリ塩化
ビフェニール
PCB

無色液体 (塩素化の程度に結晶状) の物質であり、不燃性で化学的に安定度が非常に高く、きわめて分解されにくい。PCBの毒性については、劇物ではないが、化学的に非常に安定した物質で、一度、体内にはいったらきわめて分解、排出されにくい蓄積性の高いことがわかっており、人体にとって危険度が高い。

昭和43年カネミライスオイルの使用者、約1,000人について発生した油中毒症の原因物質として有名である。環境基準は排出されないこと。
排出基準0.003mg/l

ま 行

マイクログラム
μg

重量の単位であって、1μg = 1/1,000mg = 1/1,000,000gの重さである。

マンガン

地殻中に存在する生物には必須元素の一種であるが、マンガンの製造、粉碎、マンガン塩類を製造するとき、マンガン鉱 (褐石、MnO₂) により中毒を起こすことがあり、慢性神経症 (マンガン病) になるが、マンガンによる職業的中毒の例は比較的少ない。

無機炭素
IC

水中の炭酸イオン、重炭素イオン及び溶存している炭酸ガスの炭素のことである。

無水硫酸	→ 三酸化イオウ
メタノール CH ₃ OH	メチルアルコール、カルピノール、木精とも呼ばれる。無色透明で流動性があり、揮発性、可燃性及び刺激臭のある液体で毒性がある。飲むと酔うが通常8~20gで失明し、致死量は30~50gといわれる。労働衛生許容濃度200ppm。
メチルアルコール	→ メタノール
メチル水銀	工場廃水としてメチル水銀化合物は、硫酸水銀を触媒とするアセトアルデヒド製造工程で生成し、排水され、魚介類の汚染等で問題となった。水俣地方での水銀中毒事件及び阿賀野川流域で発生した中毒事件はこのメチル水銀が原因とされている。その症状は特異な脳障害、言語・運動障害等を示す。また、嫌気性細菌による無機水銀のメチル化などがクローズアップされた。 → アルキル水銀
メッシュ	フルイの網目の大きさを表す単位の一つである。アメリカ式では1インチあたりの孔の数(針金の数)で示す。したがってメッシュの数の大きいものは目の大きさは小さくなる。
メルカプタン	メルカプタンは、メチルメルカプタン、エチルメルカプタン、プロピルメルカプタン等、同類化合物全般を含めた総称名で腐ったたまねぎ、キャベツの臭いを有する物質である。常温では、メチルメルカプタンは気体、エチルメルカプタン、プロピルメルカプタン等は液体である。メチルメルカプタンは、悪臭防止法の規制対象物質に定められている。

や行

有機塩素系化合物	金属機械部品の脱脂、洗浄や塗料用シンナー、ドライクリーニング剤など溶剤として広く使われている有機化合物。発ガン性が指摘されているほか、高濃度の蒸気を吸うと神経を侵す急性毒性があり、飲み下した場合は吐き気、下痢、肝臓障害を起こすといわれる。現在、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・1,1,1-トリクロロエタンについて暫定基準が設けられている。
有機リン	有機リンは、パラチオン、メチルパラチオン等、農薬として一般にみられる。人体影響は、軽症で全身倦怠、頭痛、めまい、多量の発汗、悪心嘔吐、中毒症で、異常の流涎、瞳孔の縮小、言語障害、視力減退。重症で意識が強くおかされ、全身の痙攣、し尿の失禁等から死にいたる。排水基準、1mg/l以下。
有症率	症状を訴えた者の調査対象者に対する比率をいう。大気汚染に係る健康調査を疫学的に行う場合等に利用される。例えば、一般的に用いられているBMRC方式による呼吸器疾患に関する面接用質問調査では、いくつかの設問に対し訴えたものを慢性気管支炎等の定義に照らし、その有症率をだして、大気汚染に係る健康影響の判断として用いている。なお、年齢構成や喫煙量による影響を是正するために用いられる訂正有症率がある。
溶存酸素量 DO	水中に溶解している分子状酸素をいう。河川の上流では、ほぼ飽和に近い溶存酸素が含まれているが、下流では下水や工業廃水などの汚物によりBO

D、CODが増大し溶存酸素は消費される。したがってDOの量は、水の汚染の度合を示している。純水中における20℃、1気圧の下での飽和溶存酸素量は、約9mg/lである。河川、湖沼海域について、比較的水質が良好な場合は、7.5mg/lとされている。水産用水では、一般にDOの減少が魚介類の死につながることから5mg/l以上といわれ、環境保全是、臭気発生限界の観点から、2mg/l以上とされている。環境基準……河川、湖沼、海域については、何れも2mg/l以上から7.5mg/l以上にわたって定められている。

5行

硫化水素
H₂S

希薄な場合は腐卵臭の、濃い場合は刺激臭のある無色のガス体、人体影響は、目の刺激による発赤と炎症、咳の刺激性障害に始まり、中毒症状は、頭痛、めまい、興奮、呼吸障害、脈はく切迫があらわれる。更に重症になれば意識不明、痙れん、呼吸麻痺により死に至る。臭いは一般に0.3ppm程度で感知され、100ppm程度までは臭いが強くなるが、200ppm以上になると逆に臭気を感じなくなり、重篤な中毒に至る性格をもっている。100-1,500ppmでは即死する。

労働衛生許容度10ppm、悪臭防止法の規制対象物質に、定められている。

硫化メチル
CH₃SCH₃

不快臭をもつ液体で水に不溶で、メタノール、エーテルに可溶する。ヨウ化メチルと硫化カリウムを縮合させてつくる。臭気認知値は0.001-0.01ppmでノリ、海草のようなにおい、キャベツの腐ったようなにおいがする。

硫酸ミスト

亜硫酸ガス(SO₂)が空気中の水分に溶けると亜硫酸になるが、大気中にオキシダントがあると酸化されて硫酸になる。これの大気中に霧状に存在するものを硫酸ミストという。

六価クロム

環境基準0.05mg/l以下。排水基準0.5mg/l以下。
→ クロム

労働衛生基準

職場での健康障害を予防するための手引として用いられるものである。すなわち労働者が有害物に連日暴露され、感受性が特別に高くなる労働者が1日8時間以内で中等労働をする場合に、空気中の有害物の濃度がこの数値以下であれば健康に有害な影響がほとんどみられないという濃度である。